

# 化学物質管理セミナー2025 講演資料

## 第3回 我が国のSDS制度及び実務

### プログラム

演題1 化管法の概要（SDS制度）

演題2 –最新の改正動向– GHSに基づくJIS規格（JIS Z 7252/Z 7253）

演題3 JIS Z 7252/7253:2025、安衛法改正に対応したGHS準拠SDS作成

演題4 「GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム（NITE-Gmiccs、ナイト-ジーミックス）」のご紹介

演題5 労働安全衛生法の進化と新時代の化学物質規制 ～法改正で変わる職場の安全管理～

# 化管法の概要（SDS制度）

2026年2月6日

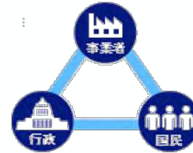
経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学物質リスク評価室

# 化管法の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。
- 事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。

## PRTR制度 (Pollutant Release and Transfer Register)



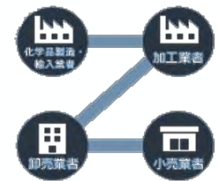
- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告することを義務づける制度。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

**<対象化学物質>**  
 第一種指定化学物質(515物質)

**<対象事業者>**

- 対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者等

## SDS制度 (Safety Data Sheet)



- 有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報といった、化学物質の適正管理に必要な情報提供を事業者に義務づける制度。

**<対象化学物質>**  
 第一種指定化学物質（515物質）及び第二種指定化学物質（134物質）

**<対象事業者>**

- 対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者に譲渡・提供する事業者

# 化管法の対象物質

## 第一種指定化学物質：515物質（PRTR制度、SDS制度）

特定第一種指定化学物質※：23物質

※第一種指定化学物質のうち、発がん性、変異原性、生殖毒性について高い有害性が認められる物質、一定以上の生態毒性を有する物質で難分解性かつ高蓄積性を有する物質。

## 第二種指定化学物質：134物質（SDS制度）

⇒ 有害性（ハザード）とばく露可能性に着目して選定

### 有害性（ハザード）

- ・発がん性
- ・変異原性
- ・経口慢性毒性
- ・吸入慢性毒性
- ・作業環境毒性
- ・生殖発生毒性
- ・感作性
- ・生態毒性
- ・オゾン層破壊物質

### ばく露可能性

#### 第一種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の複数地域で検出
- 年間排出量10トン以上、移動量100トン以上（PRTRデータあり）
- 年間排出量推計値10トン以上（PRTRデータなし、化審法用途のみ）
- 製造・輸入量100トン（農薬10トン）以上（〃、化審法用途以外）
- 環境保全施策上必要な物質※

#### 第二種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の1地域で検出
- 年間排出量1トン以上、移動量10トン以上（PRTRデータあり）
- 年間排出量推計値、製造・輸入量1トン以上（PRTRデータなし）

※ばく露性の基準を考慮せず、有害性基準に該当し自主管理が必要な物質

# 対象化学物質の確認方法

- 対象化学物質のリストは、経産省及びNITEのHPからダウンロード可能。

## 【管理番号リスト（新旧対照表）】

全化学物質の管理番号、新旧政令番号、変遷について確認可能。

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/seirei4.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html)

## 【指定化学物質リスト（種別、政令番号順）】

(第一種指定化学物質) [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/pdf/211015class1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class1.pdf)

(第二種指定化学物質) [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/pdf/211015class2.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class2.pdf)

## 【CAS登録番号】

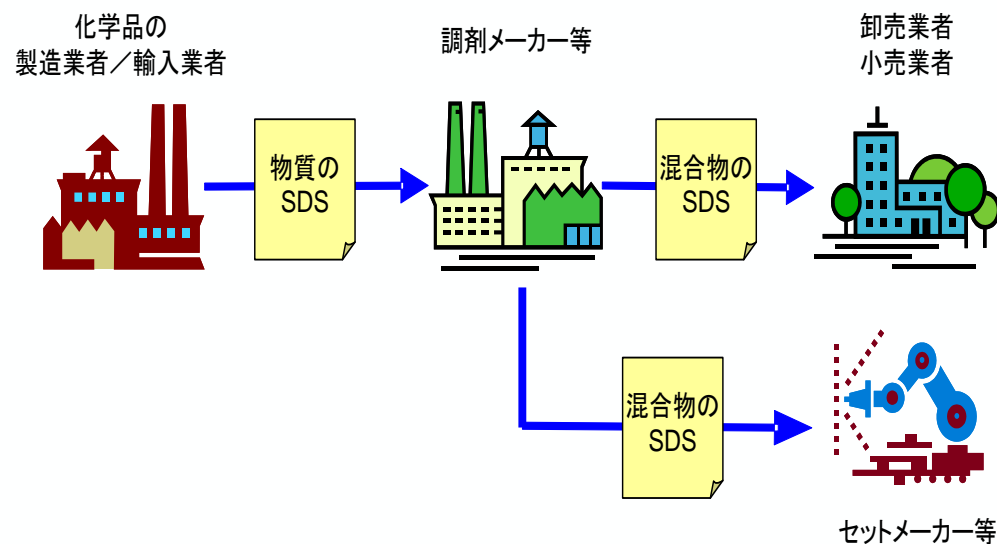
NITE-CHRIPにて、確認済みのCAS登録番号について確認可能。 <https://www.nite.go.jp/chem/prtr/msds/msmate.html>

(一部抜粋)	管理番号 *1	CAS登録番号 *2	2021(R3)改正 物質名*3	2021(R3)改正 別名*4	2021(R3)改正 政令番号*5	2021(R3)改正 種別*6	【名称変更】 *7	【種別変更】*8	【追加】 *9
	1		亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種			
	2	79-06-1	アクリルアミド		1-003	第一種			
	3	140-88-5	アクリル酸エチル		1-004	第一種			
	4		アクリル酸及びその水溶性塩		1-006	第一種			
	5	2439-35-2	アクリル酸 2 - (ジメチルアミノ) エチル		1-007	第一種			
	6	818-61-1	アクリル酸 2 - ヒドロキシエチル		2-001	第二種		○	
	7	141-32-2	アクリル酸ブチル		1-009	第一種	○		

# SDS制度とは

- **SDSとは**、化学品の安全な取り扱いを確保するために、**化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書**（Safety Data Sheet：安全データシート）。
- 事業者間で化学品を取引する時まで提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、**供給者側から受け取り側の事業者**に伝達するための仕組み。
- SDSは、化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に**有益な情報伝達ツール**となる。
- 国内では**化管法**の他、**安衛法**、**毒劇法**でSDS制度が導入されている。

## SDSの提供フロー



# SDS制度の対象物質、提供方法等

- 指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者に譲渡・提供する事業者が対象。
- 昨今のデジタル化の進展を踏まえ、SDS省令を改正し、電子的な提供方法を柔軟化。

## 対象物質

区分	物質数
第一種指定化学物質	515物質
第二種指定化学物質	134物質
合計	649物質

## 提供方法



文書の交付



光ディスク等の交付



FAXの送信



電子メールの送信、インターネット掲載

令和4年度から提供方法が柔軟化

**相手方が容易に閲覧できる方法を追加**

## SDS制度における「製品」とは

指定化学物質（第一種、第二種）を1質量%以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量%以上）含み、以下のいずれにも該当しない製品

例外的にSDSを提供しなくてもよい製品とは

対象化学物質の含有率が少ないもの  
対象化学物質の含有率が1%未満の製品(特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満)の製品

固形物(粉状や粒状のものを除く)  
金属板や管等

密封された状態で使用する製品  
乾電池等

一般消費者用の製品  
家庭用洗剤、殺虫剤等

再生資源  
金属くず、空き缶等

※対象外製品は、PRTR制度と同じ

- 指定化学物質、それを含有する製品を国内の他の事業者へ譲渡、提供する時まで提供。
- 提供したSDSの内容に変更の必要が生じた場合、速やかに、変更後の内容を含むSDSの提供に努める。
- 製品中の対象化学物質成分及び含有率といった機密情報は、別添として提供することも可能。

# SDSの記載項目

(法第14条、SDS省令第3、4条)

- SDSの記載項目はGHSに対応した16項目。**日本語で記載するよう規定している。**
- SDSの作成、提供に際しては、国連GHS文書に対応しているJIS Z 7253に適合する方法で行うよう努めることとしている。

化管法	JIS Z 7253
指定化学物質又は製品の名称、指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先	項目1 化学品及び会社情報
危険有害性の要約	項目2 危険有害性の要約
製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称及びその含有率（有効数字2桁）	項目3 組成及び成分情報
指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急措置	項目4 応急措置
指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置	項目5 火災時の措置
指定化学物質等が漏出した際に必要な措置	項目6 漏出時の措置
指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意	項目7 取扱い及び保管上の注意
指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置	項目8 ばく露防止及び保護措置
指定化学物質等の物理的・化学的性状	項目9 物理的及び化学的性質
指定化学物質等の安定性及び反応性	項目10 安定性及び反応性
指定化学物質等の有害性	項目11 有害性情報
指定化学物質等の環境影響	項目12 環境影響情報
指定化学物質等の廃棄上の注意	項目13 廃棄上の注意
指定化学物質等の輸送上の注意	項目14 輸送上の注意
指定化学物質等について適用される法令	項目15 適用法令
指定化学物質等取扱い事業者が必要と認める事項	項目16 その他の情報

# ラベル表示

- 化管法SDS制度では、SDS提供を義務づけるとともに、ラベルによる表示に努めることが規定されている。化管法に基づくラベルの作成、提供に際しては、JIS Z 7253に適合する方法で行うよう努めることとしている。

## ラベルに記載すべき情報

化管法	JIS Z 7253
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性又は環境影響に対応する絵表示	危険有害性を表す絵表示 ③
注意喚起語	注意喚起語 ②
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響	危険有害性情報 ④
指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意	注意書き ⑤
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称	化学品の名称 ①
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品の名称	
表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号	供給者を特定する情報 ⑥
-	その他国内法令によって表示が求められる事項

## ラベルの例

The image shows a sample chemical label with the following elements:

- 1:** Chemical name in Japanese (化学品の名称)
- 2:** Attention喚起語 (注意喚起語)
- 3:** Hazard pictograms (危険有害性を表す絵表示)
- 4:** Hazard information text (危険有害性情報)
- 5:** Safety instructions (安全対策), First aid instructions (応急処置), and Storage instructions (保管)
- 6:** Supplier information (供給者を特定する情報)

Additional details on the label include:
 

- 成分: (成分)
- NET Wt. 15kg
- 危険 (Hazard)
- 引火性液体および蒸気 (Flammable liquid and vapour)
- 飲み込むと有害 (Harmful if swallowed)
- 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い (Suspected of causing reproductive toxicity)
- 中枢神経系、腎臓の障害 (Harmful to the central nervous system and kidneys)
- 呼吸器への刺激のおそれ、または、眼炎およびめまいのおそれ (Irritation to the respiratory system or eye irritation and dizziness)
- 長期、または反復ばく露による血管、肝臓、脾臓の障害のおそれ (Suspected of causing long-term or repeated exposure-induced organ damage to the vascular system, liver and spleen)
- 飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ (Harmful if inhaled)
- 水生生物に非常に強い毒性 (Very toxic to aquatic life)

# SDSとGHS ※の関係 (※化学品の分類および表示に関する世界調和システム)

- GHSとは、国連GHS文書により国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類基準・情報伝達方法。
- SDSに記載する16項目の情報やラベルの絵表示等はGHSに基づいて作成される。



## GHSによる分類基準・情報伝達

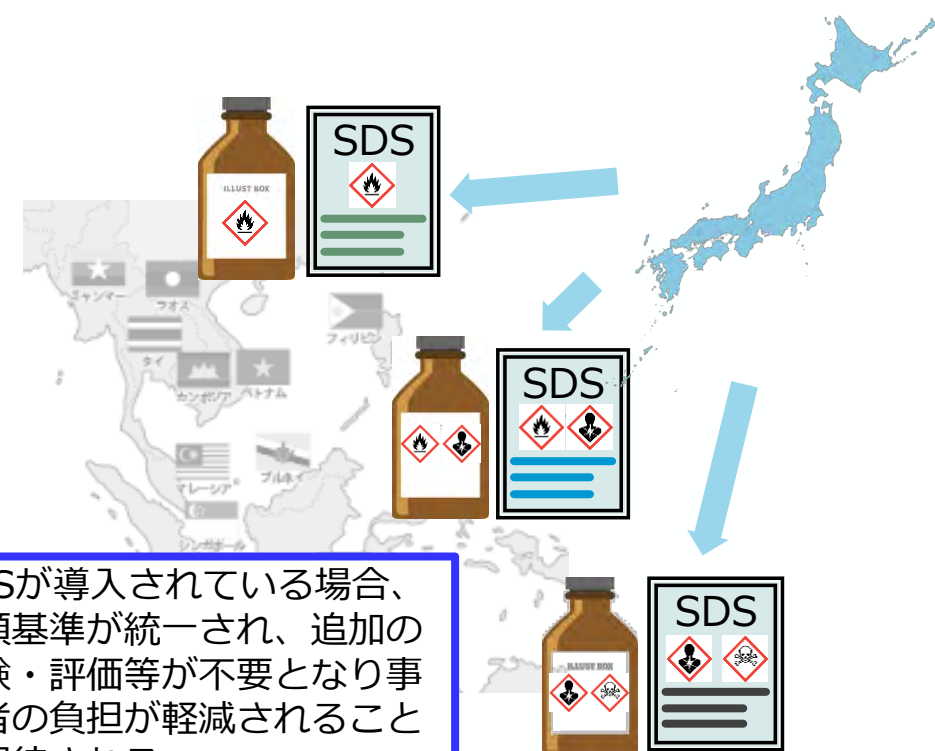
**分類**

以下の危険有害性（ハザード）の分類基準

- 物理化学的危険性（爆発物、可燃性ガス等 17項目）
- 健康に対する有害性（急性毒性、眼刺激性、発がん性等 10項目）
- 環境に対する有害性（水生環境有害性等 2項目）

**情報伝達**

ラベル	SDS (安全データシート)
 <p>ラベルにより化学品の危険有害性の情報や適切な取扱い方法を伝達</p>	 <p>事業者間の取引時にSDSを提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達</p>



GHSが導入されている場合、分類基準が統一され、追加の試験・評価等が不要となり事業者の負担が軽減されることが期待される。

# ラベル/SDS作成支援 NITE-Gmiccs ※

※GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム

(GHS Mixture Classification and Label/SDS Creation System)

- 「政府によるGHS分類結果」（危険有害性の分類結果）は、基本的に単一物質（純物質）のみ対象であり、混合物（製品）については混合物としてのGHS分類作業が必要。
- 混合物のGHS分類は事業者自ら行う必要があり、専門的な知識が必要で、複雑な計算が必要となる場合がある。
- NITE-Gmiccsは混合物のGHS分類（化学品の危険有害性判定）のうち、計算等が必要な項目について自動的に分類が実施でき、利用者の利便性に寄与。Webブラウザからいつでもどこでも利用できる無料のシステム。



# (参考) SDS作成について

## SDS・ラベル作成ガイド (SDS作成をサポート)

SDS・ラベル作成方法、作成例を記載した化管法に基づくSDS・ラベル作成ガイドを作成、経産省HPで公表。

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/information/seminar/SDS\\_guidance.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/SDS_guidance.pdf)



## SDSの危険有害性項目

### 物理化学的危険性

- 爆発物
- 可燃性ガス (自然発火性ガス、化学的に不安定なガスを含む)
- エアゾール及び加圧下化学品
- 酸化性ガス
- 高圧ガス
- 引火性液体
- 可燃性固体
- 自己反応性化学品
- 自然発火性液体
- 自然発火性固体
- 自己発熱性化学品
- 水反応可燃性化学品
- 酸化性液体
- 酸化性固体
- 有機過酸化物
- 金属腐食性化学品
- 鈍性化爆発物

### 健康に対する有害性

- 急性毒性
- 皮膚腐食性/刺激性
- 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性
- 生殖細胞変異原性
- 発がん性
- 生殖毒性
- 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)
- 特定標的臓器毒性 (反復ばく露)
- 誤えん有害性

### 環境に対する有害性

- 水生環境有害性
- オゾン層への有害性

# 日本におけるGHS導入に向けた取組- 1

## GHSに対応した日本産業規格（JIS）の整備、引用

- 日本国内では、GHSに対応する日本産業規格（JIS）を整備、国内SDS関連法令での引用。
  - ・ JIS Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法）
  - ・ JIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性の情報伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））
- 2025年（令和7年）12月、JISが改正され、国連GHS文書改訂9版に対応。

## GHSに基づくSDS及びラベル作成への支援（情報提供）

- GHSに基づく政府分類の公表
 

令和6年度までに約3,400物質のGHS分類結果を（独）製品評価技術基盤機構（NITE）HPにて公表。  
（NITEHP：NITE統合版（GHS分類結果）） [https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs\\_index.html](https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html)

NITE統合版（GHS分類結果）



- GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報の公表
 

政府によるGHS分類結果に基づくモデルラベル・モデルSDSを厚生労働省HPにて公表。  
（厚労省HP 職場のあんぜんサイト） [https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS MSD FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS MSD FND.aspx)

GHS対応モデルラベル・モデルSDS



- 国連GHS文書の邦訳
 

「GHS関係省庁等連絡会議」において、国連GHS文書の原文から日本語への翻訳作業を実施、関係省庁等のHPにて公開。  
（掲載URL） [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/ghs\\_text.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_text.html)

# 日本におけるGHS導入に向けた取組- 2

## GHSに基づくSDS及びラベル作成への支援（ツール提供）

- GHS分類ガイダンスの作成・公表

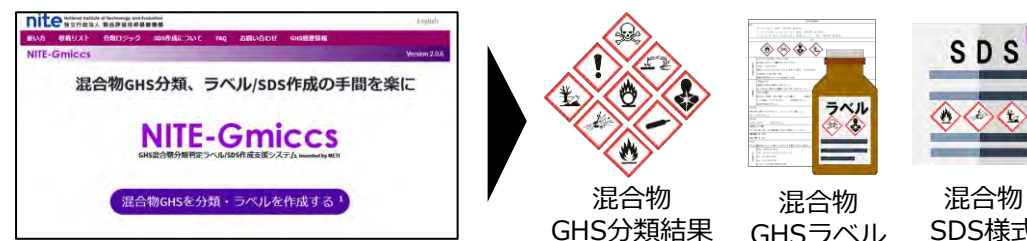
GHS分類をより正確かつ効率的に実施するための手引き。経産省HPからダウンロード可能。  
 国連GHS文書改訂9版に基づくJIS Z 7252：2025に対応すべく、改訂作業中。

（経産省HP） [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/ghs\\_tool\\_01GHSmanual.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html)

- NITE-Gmiccs（GHS混合物分類判定ラベル／SDS作成支援システム invented by METI）

JIS Z 7252に準拠した混合物のGHS分類判定、ラベル情報の出力、SDSの作成支援を行うシステム。  
 （独）製品評価技術基盤機構（NITE）のHPにて公表。

（NITE HP：NITE-Gmiccs） <https://www.ghs.nite.go.jp/>

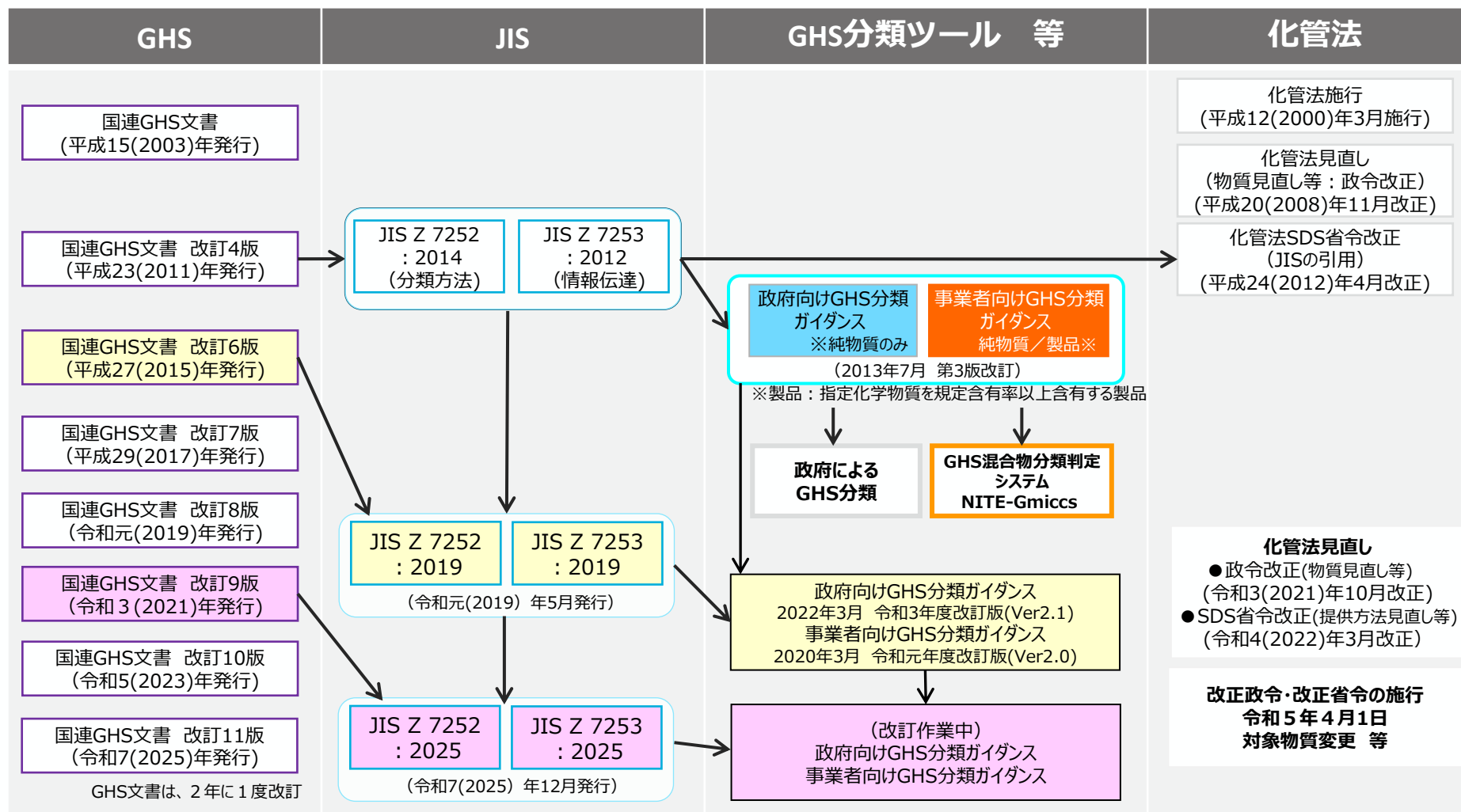


- GHSパンフレットの作成・公表

GHSパンフレット「－GHS対応－化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度」を経産省と厚労省が共同で作成・各省HPで公表。

（経産省HP） [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/information/seminar/GHSpamphlet.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/GHSpamphlet.pdf)

# 【参考】GHS分類に使用するJIS、分類ガイダンス等の位置づけ



## ※化管法SDS制度へのGHS導入

2012（平成24）年4月、化管法SDS省令をGHSの導入を目的として改正。

併せて、化管法及び労働安全衛生法における危険有害性情報等の伝達方法（SDS及びラベル）を共通化（国連GHS文書に対応した JIS Z 7253を引用）

# Q&A

- SDSに関するQ&Aを経産省HPで公表しています。

## 【化管法SDS制度に関するQ&A】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/qa/3.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html)

### 問54（輸入品のSDS）

化管法における指定化学物質、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を輸入して、通関後そのまま客先へ直送することを考えています。海外の製造業者の用意するSDSは英文であり、作成者もその製造業者となっています。これをそのまま客先に渡すことは何か問題がありますか。もし日本語版が必要ということであれば、その文責は誰になりますか。

答 化管法に基づくSDSの提供義務は、化管法における指定化学物質、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の事業者に譲渡・提供する事業者<sup>1</sup>に課されます。したがって、ご質問のような場合は、貴社に化管法に基づくSDSの提供義務があります。化管法に基づくSDSに記載する事業者の名称、住所、担当者の連絡先は、貴社の情報を記載してください。貴社が作成・提供する化管法に基づくSDSの文責は貴社にあります。また、化管法に基づくSDSは邦文（日本語）で作成・提供することと規定（SDS省令第4条）しています。

### 問91（化管法以外で国内でSDSを求める法令）

SDSの提供が義務化されている法令は、化管法以外にどのようなものがありますか。

答 国内において、化学品にSDSの提供を求める法令は、化管法のほかに、厚生労働省が所管する労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法です。各法令において、対象化学物質及び対象化学物質を含有する製品の場合はその裾切値をそれぞれ規定しています。詳細については、各窓口までお問い合わせください。



【化管法の基本事項に関するQ&A】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/qa/1.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/1.html)

# 【参考】化管法に関する情報

## 経済産業省化管法のページ

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

【政省令改正のページ】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/8.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8.html)

【審議会・パブリックコメント情報のページ】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/information/info5.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info5.html)

【Q & A】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/qa/qa.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/qa.html)

【SDS制度】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/msds/msds.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html)

【GHS】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/ghs.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html)

【PRTR電子届出】 NITEホームページ／PRTR電子届出方法はこちらから

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>

## お問い合わせフォーム

[https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika\\_toiawase](https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase)

# ご清聴ありがとうございました

経済産業省 化学物質管理 **検索**

**経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課**  
化学物質管理法令の詳細等については、当課HPをご覧ください。

**化学物質管理課HP**

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html)



# －最新の改正動向－ GHSに基づくJIS規格 (JIS Z 7252/Z 7253)

一般社団法人 日本化学工業協会  
化学品管理部  
市川 寛士

1. はじめに
2. GHSとJIS
3. GHS (JIS) の概要
4. JIS Z 7252/Z 7253の改正動向

通称「GHSパンフレット」より引用

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131003-01-all.pdf>

## GHS

## 製造物責任(PL)上、必須

### 分類

以下の危険有害性（ハザード）の分類基準

- 物理化学的危険性（爆発物、可燃性等 17項目）
- 健康に対する有害性（急性毒性、眼刺激性、発がん性等 10項目）
- 環境に対する有害性（水生環境有害性等 2項目）

JIS Z 7252

JIS Z 7253

### 情報伝達

#### ラベル



ラベルにより、化学品の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達

#### SDS(安全データシート)



事業者間の取引時にSDSを提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達

GHS分類  
がタンス

GHS対応  
がトライク

化管法

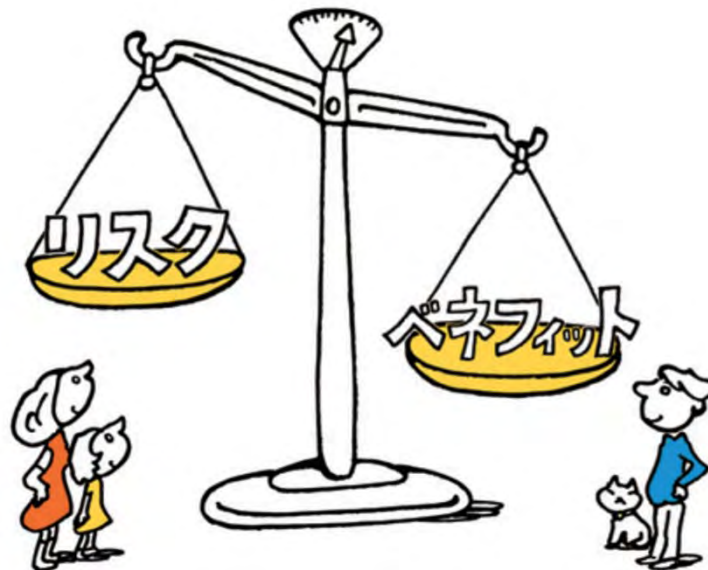
安衛法

製品の危険有害性を読み取る。  
そして、安全に使用する。

毒劇法

現代の私たちの生活を支える化学品には、  
**リスク（危険有害性情報 + ばく露情報）** と、**ベネフィット（有用性）** の両面  
があります。

お客様（取扱事業者）に化学品の有用性を提供するためには、化学品の  
提供者は「**危険有害性情報**」を正しく伝達し、取扱事業者が化学品を安全  
に使用等するために必要な情報を適切に提供する必要があります。



# リスクとハザードの関係



「リスク（悪影響が起きる可能性）」は、  
「**有害性**の程度 / **危険性**の度合い」（ハザード） と  
「**ばく露**※の程度 / **危害発生確率・可能性**」  
の組み合わせで決まる。



## 【有害性の場合】

- ◎ どんなに「有害性」が強くても、「ばく露量」が極少ならリスクは小
- ◎ どんなに「有害性」が弱くても、「ばく露量」が大量ならリスクは大

※「ばく露」とは：曝（さら）されること。飲み込んだり、皮膚に触れたり、吸入することの総称。

「有害性」は物質固有の性質なので変えられませんが、  
「ばく露」は、管理の仕方ですく小さくすることができます

⇒ **リスクは管理の仕方ですく減低できます**





化学品の提供先（取扱事業者）は、どの用途に、どのように使用すれば、その化学品を安全に利用できるかを検討する。

\*：化学品の危険有害性（ハザード）情報

- 1) **危険性**： **火災、爆発**などを引き起こす性質
- 2) **有害性**：
  - ・急性毒性や発ガン性など、人に対して、**健康被害**を与える性質
  - ・自然**環境を汚染**し、動植物や環境に**悪影響**を与える性質

1. はじめに
- 2. GHSとJIS**
3. GHS (JIS) の概要
4. JIS Z 7252/Z 7253の改正動向

# GHSとは



## Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals

### ⇒ GHS

- 対象：化学品＝化学物質、又は混合物
- 目的：ラベル表示やSDSによる化学品の危険有害性情報伝達の仕組みを、世界的に調和されたルールとして提供することで、人と環境を保護するための基盤を確立する
  - 化学品の危険有害性（ハザード）を定義し、ハザードごとに分類区分・分類基準を設定
  - 分類区分に応じたラベル表示とSDS記載の方法を提示
- 位置づけ：国際連合の勧告
  - 所管官庁（国/法律）により、各国の規制で採用する危険有害性区分等は選択可能（選択可能方式：Building Block Approach）

国際調和

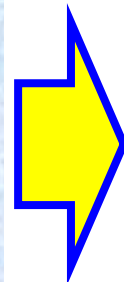
分類

情報伝達

## LD<sub>50</sub>（経口） 257 mg/kgの化学品は、

### GHS以前

EU	Harmful
Malaysia	Harmful
Thailand	Harmful
US	Toxic
Japan	Toxic
Korea	Toxic
China	Not dangerous
India	Non-toxic
New Zealand	Hazardous



### GHS以降

急性毒性  
区分3

Toxic if  
swallowed

※LD<sub>50</sub>とは、一度に投与した場合、試験動物の50%を死亡させる化学品の量

1990 ILO 職場における化学物質の使用の安全に関する条約 (170号)

化学物質の分類・表示に関する制度化

1992 国連環境開発会議 (UNCED, リオデジャネイロ)

アジェンダ21, 第19章 行動計画

化学物質の分類と表示の調和 提起

1994 国際機関協議会 (IOMC) 健全な化学物質管理プログラムによるGHS検討開始

2001 国連経済社会理事会(ECOSOC)/GHS専門家小委員会(UNECE/SCEGHS)でGHS検討開始

2002 持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD, ヨハネスブルグ)

⇒化学物質管理に関する長期目標を設定

- ・2020年まで化学物質の製造と使用による人健康と環境への悪影響を最小化

- ・化学品分類表示の国際調和 (GHS) を2008年までに実施

2003 GHS文書 (初版) 採択

以降2年ごとにGHS文書改訂版発行

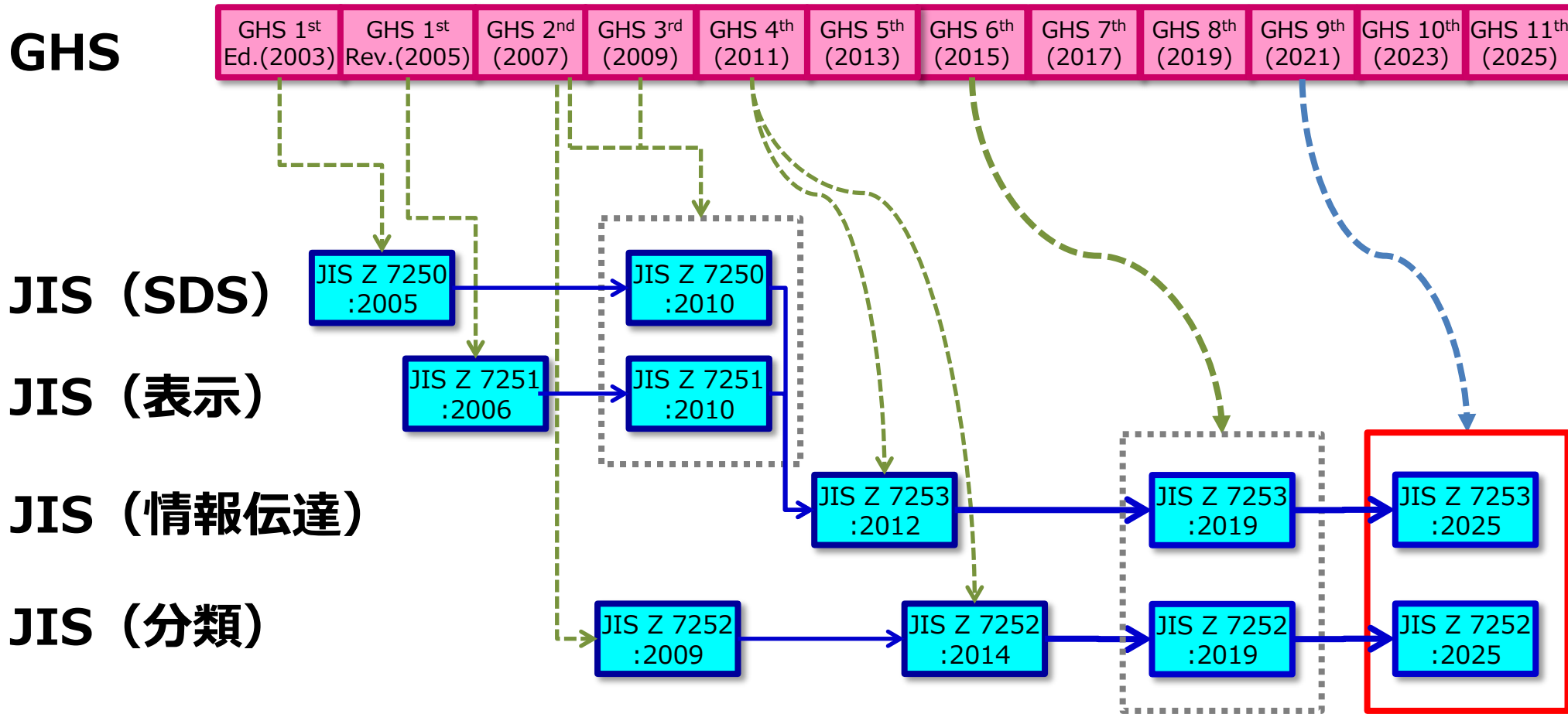
2021 GHS改訂9版発行 ←今回のJISで採用

2023 GHS改訂10版発行

2025 GHS改訂11版発行



## JIS Z 7252, Z 7253の改正 (国連GHS文書改訂9版採用)



日本は、JIS [日本産業規格 (旧 日本工業規格)] を通じて国内に取り込んでいる

日本は分類JIS (Z 7252) へのGHS導入当初より、以下のビルディングブロックを選択

## 1 国連GHS文書が規定する区分の不採用

- B1 急性毒性 区分5
- B2 皮膚刺激性 区分3
- B10 誤えん有害性 区分2

## 2 混合物分類における濃度限界の採用 (国連GHS2段階規定の対応)

国連GHS文書が成分の含有量基準を2段階規定している場合、

日本では、**高値を混合物分類の濃度限界値、**  
**低値をSDSを作成する濃度** と規定。

- B4 呼吸器感作性／皮膚感作性 区分1
- B6 発がん性 区分2
- B7 生殖毒性 区分1A,1B,2,授乳影響
- B8 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分1,2
- B9 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分1,2

例)

成分の分類	混合物の分類基準となるカットオフ値／濃度限界		
	区分1 発がん性物質		区分2 発がん性物質
	区分1A	区分1B	
区分1A 発がん性物質	≥0.1%		
区分1B 発がん性物質		≥0.1%	
区分2 発がん性物質			≥0.1%
			≥1.0%

SDSを作成する濃度  
JIS Z 7253, 表1参照

≥0.1%
≥1.0%

GHS分類の濃度限界  
JIS Z 7252, B.6.3.2参照

**JIS閲覧**：日本産業標準調査会（JISC）サイトより  
データベース検索 → JIS検索 → “Z7253” または  
“Z7252”で検索

<https://www.jisc.go.jp/index.html>

※事前に利用者登録要（登録無料）

**JIS購入**：日本規格協会（JSA）サイトより

<https://webdesk.jsa.or.jp/>

- **法令対象物質のGHS分類・公表（経産省、厚労省、環境省）**
  - 1) 政府によるGHS分類
    - 対象：安衛法、化管法、毒劇法 規制対象物質等
    - 方法：政府向けGHS分類ガイダンスに従って分類
    - 分類結果公開：NITE websiteで公開
  - 2) GHS分類ガイダンス
    - 政府向け GHS分類ガイダンス／関係省庁連絡会議：化学物質
    - 事業者向け GHS分類ガイダンス／経産省：化学物質&混合物
  
- **厚労省分類物質のモデルラベル・SDS**：厚労省 職場のあんぜんサイト
  
- **混合物の分類判定システムの開発・公開**：NITE-Gmiccs
  
- **日化協の発行物**
  - 「GHS対応ガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成指針」
  - 2023年9月 日本規格協会から発行（有償）
  - [https://webdesk.jsa.or.jp/books/W11M0090/index/?bunsyo\\_id=430014](https://webdesk.jsa.or.jp/books/W11M0090/index/?bunsyo_id=430014)
  
  - 「労働安全衛生法政省令改正に対応したSDS記載例 改訂第1版」
  - 2023年12月作成
  - [https://www.nikkakyo.org/safety\\_of\\_chemical\\_products/domestic/sds.html](https://www.nikkakyo.org/safety_of_chemical_products/domestic/sds.html)

改訂版を  
準備中です



各種関係情報は、NITEの「GHS総合情報提供サイト」↓よりが入手できます  
[https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs\\_index.html](https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html)

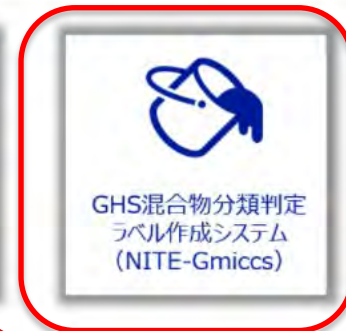
## メニュー一覧

➤ GHS分類ガイダンス  
(政府向け・事業者向け)

➤ 政府によるGHS分類結果  
(統合版)

➤ GHS対応モデルラベル・SDS  
(安衛法対象物質)  
➤ JISに準拠したSDSのテンプレート  
(エクセルファイル)  
➤ SDS三法(安衛法・化管法・  
毒劇法)に関するパンフレット  
(=GHSパンフレット)、Q&A  
リンク等

➤ 政府によるGHS分類結果  
(分類年度別)



1. はじめに
2. GHSとJIS
- 3. GHS (JIS) の概要**
4. JIS Z 7252/Z 7253の改正動向

## JIS Z 7252/Z 7253の用語の定義等から抜粋

化学品（≒製品）（chemicals）  
化学物質又は混合物。

GHSの対象

化学物質（または物質）（substance）

天然に存在するか，又は任意の製造過程において得られる**元素及びその化合物**。化学物質の安定性を保つ上で**必要な添加物及び用いられる工程に由来する不純物を含有するものも含む**。ただし，化学物質の安定性に影響を与えることなく，又はその組成を変化させることなく分離することが可能な溶剤は含まない。

混合物（mixture）

互いに反応を起こさない二つ以上の化学物質を混合したもの。合金は，混合物とみなす。

成型品（または物品）（article）

GHSの対象外

液体，粉体又は粒子以外の製造品目で，製造時に特定の形又はデザインに形作られたものであり，かつ，最終使用時に，全体又は一部分がその形態又はデザインに依存した最終用途における機能を保持するもの。通常の使用条件下では，含有化学品をごく少量，例えば，痕跡量しか放出せず，取扱者に対する物理化学的危険又は健康への有害性を示さないもの。

## 分類

JIS Z 7252

危険有害性 (hazard) を分類する

危険有害性クラス (hazard class)

物理化学的危険性 (爆発物、可燃性等 17クラス)

健康に対する有害性 (急性毒性、眼刺激性、発がん性等 10クラス)

環境に対する有害性 (水生環境有害性等 2クラス)

危険有害性区分 (hazard category)

クラスごとに区分を決定する

例： 区分1 区分2 区分3 区分4

大 危険有害性の程度 小

## 情報 伝達




JIS Z 7253

### ラベル表示

作業場内表示

## SDS

注意喚起語 (signal words) 危険 or 警告

絵表示 (pictograms)    etc.

危険有害性情報 (hazard statements)

個別にHコードが割り当てられている

注意書き (precautionary statements)

個別にPコードが割り当てられている

# GHS絵表示

名称	爆弾の爆発	炎	円上の炎	ガスボンベ	腐食性	どくろ	健康有害性	感嘆符	環境
絵表示									
大分類	危険物(火災、爆発、腐食)					有害、有毒物			環境破壊
注意事項	爆発	火災	燃焼の助長	高圧ガス	金属腐食、 皮膚腐食、 眼損傷	急性の 健康障害	特定の 健康障害	重篤でない 健康障害 オゾン層破壊	水生生物へ の強い毒性
対策	火気厳禁 取扱い注意				作業環境管理 作業管理(保護具の使用他)			作業環境注意 正しく廃棄	
参考 (危険 有害性 項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>爆発物</li> <li>自己反応性 化学品</li> <li>有機過酸化 物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃性ガス</li> <li>エアゾール</li> <li>引火性液体</li> <li>可燃性固体</li> <li>自己反応性 化学品</li> <li>自然発火性 液体</li> <li>自然発火性 固体</li> <li>自己発熱性 化学品</li> <li>水反応可燃 性化学品</li> <li>有機過酸化 物</li> <li>鈍性化爆発 物</li> <li>加圧下化学品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>酸化性ガス</li> <li>酸化性液体</li> <li>酸化性固体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高圧ガス</li> <li>加圧下化学品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金属腐食性 化学品</li> <li>皮膚腐食性</li> <li>眼に対する 重篤な損傷性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性毒性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼吸器感作 性</li> <li>生殖細胞 変異原性</li> <li>発がん性</li> <li>生殖毒性</li> <li>特定標的臓 器毒性(単回)</li> <li>特定標的臓 器毒性(反復)</li> <li>誤えん有害 性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>爆発物</li> <li>急性毒性</li> <li>皮膚刺激性</li> <li>眼刺激性</li> <li>皮膚感作性</li> <li>特定標的臓 器毒性(単回)</li> <li>特定標的臓 器毒性(反復)</li> <li>オゾン層へ の有害性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水生環境 有害性 短期 (急性)</li> <li>水生環境 有害性 長期 (慢性)</li> </ul>

## A:物理化学的危険性(17クラス)

赤字:JIS改正で変更

物理化学的危険性クラス	概要	分類区分
1. 爆発物	爆発性化学品、爆発性物品、およびこれら以外の化学品や物品であつて、実質的な爆発又は火工効果を目的として製造されたもの	区分1、2A、2B、2C
2. 可燃性ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃性ガス: 20°C,標準気圧101.3 kPa で、空気との混合気が爆発範囲(燃焼範囲)を有するガス</li> <li>・自然発火性ガス: 54°C以下の空气中で自然発火しやすい可燃性ガス</li> <li>・化学的に不安定なガス: 空気又は酸素が無い状態でも爆発的に反応しうる可燃性ガス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分1A、1B、2</li> <li>・区分1A 自然発火性ガス</li> <li>・区分1A 化学的に不安定なガス A/B</li> </ul>
3. エアゾール	圧縮ガス、液化ガスまたは溶解ガスが適宜、液体、ペースト又は粉末とともに充填される、金属製、ガラス製またはプラスチック製の再充填不可能な容器に、内容物を液体中かガス中に浮遊する固体の粒子として、液体中かガス中に浮遊する液体の粒子として、またはガス中で懸濁された泡、ペースト、もしくは粉として放出させる噴射装置を取り付けたもの	区分1、2、3
3. 加圧下化学品	エアゾール噴霧器ではなく、かつ高圧ガスとは分類されない、圧力容器中で20 °Cにおいて200 kPa(ゲージ圧)以上の圧力でガスによって加圧された液体または固体(例えばペーストまたは粉体)	区分1、2、3
4. 酸化性ガス	一般に酸素を供給することによって、空気以上に他の物質の燃焼を引き起こす、または燃焼を助けるガス	区分1
5. 高圧ガス	20°C,200 kPa(ゲージ圧)以上の圧力の下で容器に充填されているガスまたは液化もしくは深冷液化されているガス	圧縮ガス、液化ガス、深冷液化ガス、溶解ガス

## A:物理化学的危険性(17クラス)

物理化学的危険性クラス	概要	分類区分
6. 引火性液体	引火点が93°C以下の液体	区分1、2、3、4
7. 可燃性固体	容易に燃焼するかまたは摩擦によって、発火または発火を誘発する固体	区分1、2
8. 自己反応性化学品	酸素(空気)がない状態でも非常に強力な発熱性分解をする熱的に不安定な液体または固体。爆発物、有機過酸化物または酸化性物質として分類されている化学品は含まない。	タイプA~G
9. 自然発火性液体	少量であっても、空気と接触すると5分以内に発火する液体	区分1
10. 自然発火性固体	少量であっても、空気と接触すると5分以内に発火する固体	区分1
11. 自己発熱性化学品	自然発火性液体／固体以外で、空気との反応によってエネルギーの供給なしに自己発熱する固体または液体。大量(キログラム単位)に存在し、かつ、長期間(数時間~数日間)経過した後だけに発火する点で自然発火性液体／固体と異なる。	区分1、2
12. 水反応可燃性化学品	水との相互作用によって、自然発火性となるか、または危険な量の可燃性ガスを発生する固体または液体の化学品	区分1、2、3
13. 酸化性液体	それ自体は必ずしも燃焼性をもたないが、一般的に酸素の発生によって、他の物質を燃焼させまたはその一因となる液体	区分1、2、3
14. 酸化性固体	それ自体は必ずしも可燃性をもたないが、一般的には酸素の発生により、他の物質を燃焼させまたはその一因となる固体	区分1、2、3

## A:物理化学的危険性(17クラス)

物理化学的危険性クラス	概要	分類区分
15. 有機過酸化物	2価の-O-O-構造をもち、1個又は2個の水素原子が有機ラジカルによって置換された過酸化水素の誘導体とみなすことができる液体または固体の有機物質または混合物。	タイプA~G
16. 金属腐食性化学品	化学反応によって金属を著しく損傷、または破壊する化学品	区分1
17. 鈍性化爆発物	大量爆発及び急速な燃焼を起こさないように鈍性化され、危険性クラス“爆発物”から除外されている、固体又は液体の爆発性化学品	区分1、2、3、4

## B:健康有害性(10クラス)

健康有害性クラス	概要	GHS分類区分
1.急性毒性(経口)	化学品への単回または短時間の経口、経皮または吸入 ばく露によって動物を死に至らしめる等によってヒトに対しても致死性の影響があると考えられる、または知られている性質。代表的指標は 実験動物の 50%を死亡させると予想される半数致死量(LD50/経口・経皮)、及び半数致死濃度(LC50/吸入)	区分1、2、3、4
1.急性毒性(経皮)		
1.急性毒性(吸入)		
2.皮膚腐食性/刺激性	皮膚腐食性: 化学品の皮膚接触で、皮膚に対して不可逆的な損傷を発生させる性質 皮膚刺激性: 化学品の皮膚接触で、皮膚に可逆的な損傷を発生させる性質	区分1(1A,1B,1C)、区分2
3.眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	眼に対する重篤な損傷性: 眼の表面に対する化学品のばく露に伴う眼の組織損傷の発生または重篤な視力低下で、完全には治癒しないものを生じさせる性質 眼刺激性: 眼の表面に化学品をばく露した後に生じた眼の変化で、完全に治癒するものを生じさせる性質	区分1、区分2(2A,2B)
4.呼吸器感作性	化学品の吸入によって気道過敏症を引き起こす性質	区分1(1A,1B)
4.皮膚感作性	化学品の皮膚接触によってアレルギー反応を引き起こす性質	区分1(1A,1B)

## B:健康有害性(10クラス)

健康有害性クラス	概要	GHS分類区分
5.生殖細胞変異原性 Germ Cell <b>M</b> utagenicity	生殖細胞において、次世代に受け継がれる可能性のある、遺伝子変異または染色体異常(構造異常または数的異常)を誘発する性質	区分1(1A,1B)、区分2
6.発がん性 <b>C</b> arcinogenicity	がんを誘発するか、その発生率を増加させる性質 <b>CMR</b>	区分1(1A,1B)、区分2
7.生殖毒性 <b>R</b> eproductive Toxicity	雌雄の成体の生殖機能および受精能力に対する悪影響と、子の発生に対する悪影響を及ぼす性質	区分1(1A,1B)、区分2、授乳に対する又は授乳を介した影響
8.特定標的臓器毒性 (単回ばく露) <b>STOT SE</b>	単回ばく露で起こる特定臓器に対する特異的な非致死性の毒性。可逆的/不可逆的、急性/遅発性の機能を損なう可能性がある重大な健康影響全てを含む。	区分1、区分2、 区分3(気道刺激性, 麻酔作用)
9.特定標的臓器毒性 (反復ばく露) <b>STOT RE</b>	反復ばく露で起こる特定臓器に対する特異的な毒性。可逆的/不可逆的、急性/遅発性の機能を損なう可能性がある重大な健康影響全てを含む。	区分1、区分2
10.誤えん有害性	液体または固体の化学品の誤えんの後、化学肺炎もしくは種々の程度の肺損傷を引き起こす性質。または死亡のような重篤な急性の作用を引き起こす性質。	区分1

STOT SE: Specific Target Organ Toxicity, Single Exposure

STOT RE: Specific Target Organ Toxicity, Repeated Exposure

## C:環境有害性(2クラス)

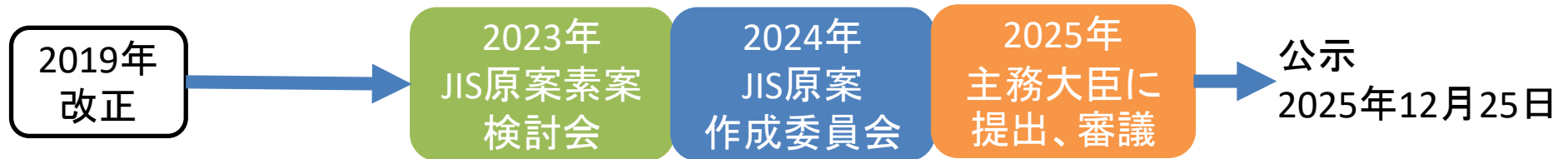
環境有害性クラス	概要	分類区分
1. 水生環境有害性 短期 (急性)	化学品への短期の水中ばく露の間にその急性毒性によって生物に対して引き起こされる有害性	区分1、2、3
1. 水生環境有害性 長期 (慢性)	水生生物のライフサイクルに対応した水中ばく露期間に、水生生物に悪影響を及ぼすような、化学品の本質的な特性	区分1、2、3、4
2. オゾン層への有害性	モントリオール議定書の附属書に列記された、あらゆる規制物質、又はモントリオール議定書の附属書に列記された成分を、濃度 $\geq 0.1\%$ で少なくとも一つ含むあらゆる混合物	区分1

1. はじめに
2. GHSとJIS
3. GHS (JIS) の概要
4. **JIS Z 7252/Z 7253の改正動向**

2025年12月25日に  
改正されました



## スケジュール



## 主な改正内容

### JIS Z 7252 (GHS分類)

- 「**爆発物**」の全面的見直し。危険物輸送を基にした分類(等級1.1~1.6)から使用場面を考慮した分類(区分1, 2A, 2B, 2C)に変更。
- 「**可燃性ガス**」の見直し。区分1Aより燃焼性が低い区分として**区分1Bを追加**。
- 「**エアゾール**」の見直し。高圧ガスとエアゾールの間位置する区分として「**加圧下化学品**」を追加。
- 「**皮膚腐食性／刺激性**」において、非動物試験方法の拡大を背景とし、*in vitro/ex vivo*試験を用いた分類手順を追加。

### JIS Z 7253 (情報伝達(ラベル、SDS))

- **表題**の見直し。
- **危険有害性情報**および**注意書き**の大幅変更(附属書A, B, C)。
- 注意書きの柔軟化の記載が拡充(附属書C)。
- **附属書D(SDS)**の見直し。国連GHS文書改訂に伴う変更から、小項目名の見直し、安衛法に関連する見直しなど、多岐にわたる。

## 暫定期間

今回の改正でも、旧規格を用いることができる暫定期間を設定することとし、以下の理由から**暫定期間5年間に設定**（前回の改正の暫定期間：3年間）。

- 安衛法において表示・通知義務対象物質が増加していくことから  
〔前回改正時**約670物質**→2026年（令和8年）4月1日時点**約2300物質**〕、  
前回のJIS規格改正時と比べSDS・及びラベルの見直しにかかる作業量が増える。
- サプライチェーンでの情報伝達を考慮すると、川上事業者で変更したSDS・ラベルの情報が川下事業者まで伝わるには、数年を要する場合がある。

なお、規格改正の趣旨を踏まえれば、**5年間よりも短い期間**で対応可能な事業者にとっては、可能な限り短い期間で対応する。



一般社団法人  
日本化学工業協会



レスポンシブル・ケア

## 用語及び定義の見直し

**Z 7252 と Z 7253 で、内容を共通化する。ただし、共通化している旨を記載する。**

### 用語の追加

製造業者  
輸入業者  
注意書きで用いられる用語

UNモデル規則  
試験方法及び判定基準のマニュアル  
IMDGコード  
IBCコード  
IMSBCコード  
IGCコード  
EGCコード  
GCコード

緊急時応急措置指針番号 国内輸送関係

爆発性化学品  
爆発性物品  
加圧下化学品  
パープルブック改訂対応

圧縮ガス  
液化ガス  
深冷液化ガス  
溶解ガス  
自己加速分解温度(SADT)  
改善 (全体バランスを考慮して追加)

### 用語の削除

火工品  
腐食性反応  
意図される使用  
パープルブック改訂対応  
現JIS内で用いられていない用語

記載順も見直し

### 用語名称の変更

火工剤→火工化学品  
アルカリ予備・酸予備→酸/アルカリ予備 (緩衝能力)  
パープルブック改訂対応  
改善

### 定義文章の変更

考慮すべき成分  
ラベル  
改善

爆発物  
急性毒性  
皮膚腐食性  
皮膚刺激性  
眼に対する重篤な損傷性  
眼刺激性  
生殖細胞変異原性  
パープルブック改訂対応

誤えん有害性  
毒性乗率M  
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)  
改善  
オレンジ文字は  
JIS特有の見直し



# A.1 爆発物の見直し

## 等級 (Division) 1.1~1.6 危険物輸送の分類



## 区分 (Category) 1, 2A, 2B, 2C 使用場面も考慮した分類

等級 (Division) 自体は、危険物輸送 (UNモデル規則) の分類として活用される。

**区分1 :** a)またはb)に該当するもの。

- a) 等級が割り当てられていないもの
- b) 等級が割り当てられた構成の1次包装の外にあるもの

**区分2A :** 等級1.1~1.6が割り当てられているもの (ただし、等級1.4は区分2B, 2Cに合致しないもの)

**区分2B :** 等級1.4、隔離区分S以外で次のもの

- a) 意図したとおりに作動した時に爆ごう及び崩壊しない
- b) 試験6(a), 6(b)で危険性の高い事象を示さない
- c) 一次包装により与えられている減衰機能以外に、減衰機能を必要としない

**区分2C :** 等級1.4、隔離区分S で次のもの

- a) 意図したとおりに作動した時に爆ごう及び崩壊しない
- b) 試験6(a), 6(b)で危険性の高い事象を示さない 又は試験6(d)で同様の結果を示す
- c) 一次包装により与えられている減衰機能以外に、減衰機能を必要としない

# 爆発物に関する用語の整理

GHS原文	GHS日本語訳(9版)	火薬類取締法	改正JISでの対応等
Explosives	爆発物	--	<b>爆発物</b> JISの定義が爆発性化学品についての定義であったため、修正
Explosive substance Explosive mixture	爆発性物質 爆発性混合物	火薬・爆薬	<b>爆発性化学品</b> (定義追加) ≡火薬類取締法の「火薬・爆薬」
Explosive article	爆発性物品	火工品	<b>爆発性物品</b> (定義追加) Explosive substance/mixtureを一種類以上含む物品 ≡火薬類取締法の「火工品」
Pyrotechnic substance Pyrotechnic mixture	火工品に使用される物質 火工品に使用される混合物 (オランダ: 火工物質) (現JIS: 火工剤)	「煙火」のような物質  「火工品」という言葉は紛らわしい Pyrotechnic effectは「火工品効果」ではなく「火工効果」という翻訳が適切	<b>火工化学品</b> (Pyrotechnic effectは火工効果) → 「火工品」という言葉は出てこなくなる 火薬類取締法の「煙火」のような物質が含まれる GHS日本語訳の変更を提案 「火工物質または混合物」に変更 「火工品効果」は「火工効果」に変更
Category	区分	--	<b>区分</b>
Division	区分	危険区分	<b>等級</b> GHS日本語訳の変更を提案 「区分」を「等級」に変更



# A.2 可燃性ガスの見直し

区分 1



可燃性ガス 区分 1 A

単独の区分  
→ 1Aの細区分

自然発火性ガス  
化学的に不安定なガス A/B

標準気圧、20℃において以下のどちらかの条件を満たすもの

- a) 空気中の容積で13%以下の混合気が可燃性であるもの
- b) 燃焼範囲（爆発範囲）が12%以上のもの

可燃性ガス 区分 1 B

新設

1Aの判定基準を満たし、自然発火性ガスでも化学的に不安定なガスでもなく、以下のどちらかの条件を満たすもの

- a) 燃焼下限が空気中の容積で6%を超える
- b) 基本的な燃焼速度が10 cm/s未満

可燃性ガス 区分 2

↓  
 高圧ガス保安法の**特定不活性ガス**に相当する  
 (HFC32、ハイドロフルオロオレフィン(HFO)等の物質を指定する形での規制：可燃性ではあるが、燃焼性は低く、**微燃性**とも呼ばれ、通常の可燃性ガスに比べて規制は緩和される)

## A.3 加圧下化学品の追加

### 第2.3章 エアゾールおよび加圧下化学品

：

#### 2.3.2.1 加圧下化学品の定義

加圧下化学品とは、エアゾール噴霧器ではなく、かつ高圧ガスとは分類されない、圧力容器中で20℃において200 kPa以上（ゲージ圧）の圧力でガスにより加圧された液体または固体（例えばペーストまたは粉体）をいう。

注記：加圧下化学品は一般に質量で50%以上の液体または固体を含むが、50%以上のガスを含む混合物は一般に高圧ガスと考えられる。

「高圧ガス」は「ガス」。  
「加圧下化学品」は「ガスにより加圧された液体または固体」。

（圧力の記載は「高圧ガス」と同じ。）  
判断に迷う場合は、上記「注記」を参考にすると良いが、絶対的なものではない。

↓  
「加圧下化学品」は「高圧ガス」と同等の危険性を持つ。

内容物としては「エアゾール」と同等。

「エアゾール」と「加圧下化学品」は可燃性を踏まえて区分1～3に分類することから、追加的に可燃性ガス、高圧ガス、引火性液体、可燃性固体の範疇で分類されることはない。

# 加圧下化学品とは

UN3500～3505のために作られた分類であることから、これらのUN番号に該当する場合は、もれなく加圧下化学品に分類される。

それ以外の化学品は、定義に従い判断する。少なくとも、以下に該当する場合は、加圧下化学品の該当／非該当を確認するべきである。

- GHS分類で現在高圧ガスや可燃性ガスに分類されているもの
- 高圧ガス保安法第2条第1項～第3項に該当するもの
- 圧力容器に入ったもの

＜参考＞ 国連の会議において、加圧下化学品の議論がされたもので、資料に残っているもの：  
塗料、接着剤、ドライアイス、コーティング剤、潤滑剤、消火器（蓄圧式消火器）

## UN3500とされる製品の写真 2液性硬質ウレタンフォーム、企業HPより



## 国連の会議(UNTDG小委員会)資料より



# B.2 皮膚腐食性／刺激性の見直し

## in vitro/ex vivo試験を用いた分類手順が追加

### ex vivoとは？

生体から臓器や組織を取り出して、試験に用いる（本ハザードクラスの場合は皮膚組織）。

in vitroの細胞系とは異なる。

区分	OECD テストガイドライン 430。 (経皮電気抵抗試験)	OECD テストガイドライン 431。 再構築ヒト表皮モデル試験： OECD テストガイドライン 431、 附属書 2、方法 1、2、3、4 および 5。				OECD テストガイドライン 435。 膜バリア試験。	
	腐食性化学品は、ラット皮膚ディスクを用いて、正常な角質層を破壊する能力で評価される。皮膚のバリア機能は皮膚を透過するイオンの通過を記録することで評価される。皮膚の電気的インピーダンスは経皮電気抵抗 (TER) により測定される。明らかな損傷が見られなくて TER が減少 (5kΩ付近未満) した場合には、イオン透過性が増加しているかを評価する染料結合試験を用いて、陽性結果の確認試験を実施する。  判定基準は kΩ で示された TER の平均および場合によって染料含有量に基づく。	試験化学品を、ヒトの皮膚の上層部に性質がよく似た 3 次元再構築ヒト表皮 (RHE) に局所的に適用する 4 つの方法がある。試験方法は、腐食性化学品は拡散または浸食により角質層を貫通し、かつ下層の細胞に対して毒性があるという前提に基づく。組織の生存率は、MTT 染料の酵素反応による青色ホルマゼン塩への変換を、青色ホルマゼン塩を組織から抽出して定量することで評価する。腐食性化学品は、定められた閾値以下の組織の生存率を低下させる能力で決定される。  判定基準は、定義されたばく露期間による組織の生存率に基づく。				iv vitro 膜バリア試験方法は合成巨大分子バイオバリアおよび化学品検出システム (CDS) からなる。バリアの損傷は、合成膜バリアの表面に試験化学品を適用後に測定される。  判定基準は化学品が膜バリアを通して貫通/突破する平均時間に基づく。	
			タイプ 1 化学品 (高酸/アルカリ予備)	タイプ 2 化学品 (低酸/アルカリ予備)			
1	(a) 平均 TER が 5kΩ 以下、かつ皮膚ディスクが明らかに損傷 (例えば穿孔)、または (b) 平均 TER が 5kΩ 以下、かつ (i) 皮膚ディスクには明らかな損傷 (例えば穿孔) なし、しかし (ii) 陽性結果確認のための染料結合試験が陽性。	方法 1  3、60 または 240 分ばく露後 35% 未満	方法 2、3、4、5  3 分ばく露後 50% 未満; または 3 分ばく露後 50% 以上かつ 60 分ばく露後 15% 未満			240 分以下	60 分以下
1A	適用なし	方法 1  3 分ばく露後 35% 未満	方法 2  3 分ばく露後 25% 未満	方法 3  3 分ばく露後 18% 未満	方法 4、5  3 分ばく露後 15% 未満	0-3 分	0-3 分
1B		3 分ばく露後 35% 以上かつ 60 分ばく露後 35% 未満	3 分ばく露後 25% 以上かつ 60 分ばく露後 35% 未満	3 分ばく露後 18% 以上かつ 60 分ばく露後 15% 以上かつ 区分 1 の判定基準を満足	3 分ばく露後 15% 以上かつ 60 分ばく露後 15% 以上かつ 区分 1 の判定基準を満足	3 分から 60 分	3 分から 30 分
1C		または  60 分ばく露後 35% 以上かつ 240 分ばく露後 35% 未満	また  60 分ばく露後 35% 以上かつ 240 分ばく露後 35% 未満	また  60 分ばく露後 35% 以上かつ 240 分ばく露後 35% 未満	また  60 分ばく露後 35% 以上かつ 240 分ばく露後 35% 未満	60 分から 240 分	30 分から 60 分
皮膚腐食性とは分類されない	(a) 平均 TER が 5kΩ 超、または (b) 平均 TER が 5kΩ 以下、かつ (i) 皮膚ディスクには明らかな損傷 (例えば穿孔) 無し、かつ (ii) 陽性結果確認のための染料結合試験が陰性。	240 分ばく露後 35% 以上	3 分ばく露後 50% 以上、かつ 60 分ばく露後 15% 以上			240 分超	60 分超



# *in vitro/ex vivo*試験の拡大



*in vitro/ex vivo*試験の流れは、国連GHS文書改訂10版では「眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性」と「皮膚感作性」まで広がってきているが、改訂9版では「皮膚腐食性／刺激性」までにとどまっている。

## 今回の改正での対応

次回のJIS改正（2030年以降）まで「**眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性**」や「**皮膚感作性**」の*in vitro/ex vivo*試験を用いることができないことは、事業者にとっても政府にとっても好ましくない。国内でも日本動物代替法評価センター（JaCVAM）においてこれらの試験方法の評価が進んでいることから、下記のように「**専門家の判断によって、使ってもよい**」という旨の記載を追加する。

なお、具体的な試験方法や適用条件等については、GHS分類ガイダンスに掲載予定。

### 皮膚腐食性／刺激性

判定論理の1つ目の図（図B.5）に、下記の記載を追加

### 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

判定論理の1つ目の図（図B.8）に、下記の記載を追加

### 呼吸器感作性又は皮膚感作性

判定論理の2つ目の図（皮膚感作性、図B.11）に、下記の記載を追加

### <追加される記載>

「**専門家の判断によって、国連GHS文書の最新版に記載されている判定方法（インビトロ／エキスピボ（*in vitro/ex vivo*）試験結果を使った判定方法等）を使ってもよい。**」

# 表1 – 判定論理等での結論部分の語句の補足説明

## 5.2.1.2 判定論理

附属書 A、附属書 B 及び附属書 C に記載する判定論理の図、又は段階的評価アプローチの図での危険有害性区分以外の項目結論を示す語句について表 1 に示す。それぞれの図の前に説明があるように、判定論理はこの附属書の一部ではない規定に含まれない。また、段階的評価アプローチは、全ての要素が当てはまるわけではないことを考慮しつつ、適用できる場合には検討する。

表 1 – 判定論理、又は段階的評価アプローチでの結論部分の語句の補足説明

判定論理、又は段階的評価アプローチでの語句	説明
分類できない (Classification not possible)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種の情報源、自社保有データ等を検討した結果、GHS 分類の判断を行うためのデータが全くない場合。</li> <li>GHS 分類を行うための十分な情報が得られなかった場合。ある程度の情報はあっても、結果が相反している、データの質に懸念がある、又は判断を下す重要な鍵となるデータが得られていないなど、区分の判断が難しい場合も含む。</li> </ul>
区分に該当しない (Not classified 又は No classification)	<ul style="list-style-type: none"> <li>GHS 分類を行うのに十分な情報が得られており、分類を行った結果、JIS で規定する危険有害性区分のいずれの区分にも該当しない場合 (JIS では採用していない国連 GHS 急性毒性区分 5 に該当することを示すデータがあり、区分 1 から区分 4 には該当しない場合なども含む)。</li> <li>GHS 分類の手順で用いられる物理的状态又は化学構造が該当しないため、当該区分での分類の対象となっていない場合。</li> <li>発がん性など証拠の確からしさで分類する危険有害性クラスにおいて、分類を行った時点で専門家による総合的な判断から当該毒性をもたない JIS で規定する危険有害性区分のいずれの区分にも該当しないと判断される場合、又は得られた証拠が区分に分類するには不十分な場合。</li> <li>データがない、又は不十分で分類できない場合、判定論理においては分類できないと記されている場合もあるが、このような場合も含まれる場合がある。</li> </ul>

データがない又は不十分な場合は、「分類できない」と記載する。

# 判定論理のフロー図は参考情報であることを明示

全ての危険有害性クラスに共通して記載されている「**判定論理**」(フロー図)、及び物理化学的危険性の各クラスに共通して記載されている「**分類のための追加情報**」の説明を以下のように変更。

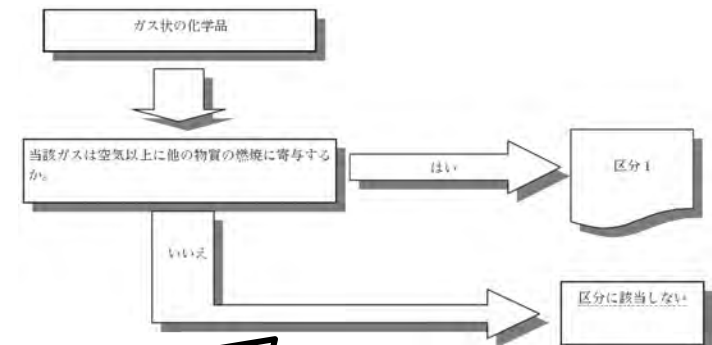
これらの**判定論理**及び**分類のための追加情報**は、この附属書の規定の一部ではない。分類担当者は、判定論理を使う前及び使うときに、その分類基準をよく調べるとよい。



これらの**判定論理**及び**分類のための追加情報**は、この附属書の**規定に含まれないが**、分類を実施するための**追加的な手引き**として記載している。一方、分類基準はこの附属書の規定であるため、分類担当者は、**判定論理** (又は**分類のための追加情報**) を使う際に、その分類基準をよく調べるとよい。

**「判定論理」(フロー図) と「分類のための追加情報」は、参考情報です！**

\* 「皮膚腐食性／刺激性」及び「眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性」において、今回の改正で設けられた「**基本的ガイドンス**」は、**分類基準の一部になります** (参考情報ではありません) 。



このようなフロー図は参考情報  
実際に分類する際は、分類基準を参照

5.2.2.2 b) 2) (健康有害性の混合物分類)

c) 2) (環境有害性の混合物分類)

国連GHS文書の改訂で追加された記載として、以下の文書を追加。

「つなぎの原則は、区分に該当しないことが保証されることを試験データが決定的に示している場合にも適用される。」

## A.2.3.3.2 ISO 10156:2010に従った計算による可燃性ガス混合物の分類

ISO 10156:2010に従った計算による可燃性ガスの混合物の分類は、次による。

a) **計算式** 計算式は、次による。  
(記載省略)

b) **判定基準** 計算式は次による。

$$\sum_i^n \frac{V_i\%}{T_{ci}} > 1 \leftarrow$$

この計算方法は、区分2以降の判定を行う際に限られる。区分1と区分2とを判別する計算方法は与えられていない。



## A.2.3.3.2 ISO 10156:2017に従った計算による可燃性ガス混合物の分類

ISO 10156:2017に従った計算による可燃性ガスの混合物の分類は、次による。

b) **判定基準** 計算式は次による。

$$\sum_i^n \frac{V_i\%}{T_{ci}} > 1 \leftarrow$$

この計算方法は、**可燃性の判断に用いることができるが、区分の判断には用いられない**。なお、同ISOに記載されている別の計算式(式[4]及び式[5]又は式[6])を利用して燃焼(爆発)下限界を求めることができ、燃焼(爆発)上限界の測定値が得られていれば、これらの情報を用いて可燃性ガスの区分1A、1B又は区分2に分類可能である。ただし、燃焼(爆発)下限界については、計算値よりも測定値が優先する。

## A.8.3.3 「分類のための追加情報」

次のいずれかの場合は、化学品について、このクラスでの分類を行う必要はない。

- a) A.1の判定基準に従い、爆発物である。
- b) A.13又はA.14の判断基準に基づく酸化性液体又は酸化性固体。ただし、5%以上有機可燃性物質をもつ酸化性物質の混合物は**A.15.2.1に規定する手順**によって自己反応性化学品に分類する。
- c) A.15の判断基準に従い、有機過酸化物である。
- d) 分解熱が300 J/gより低い。
- e) 50 kgの輸送物のSADTが75 °Cを超える。
- f) その分子内に爆発性又は自己反応性に関連する原子団（表A.3及び表A.14参照）がいずれも存在しない。

**不適切な記載：** A.15.2.1という項目は有機過酸化物のことが記載されており、この項目からは自己反応性化学品の該否は判断できないと考えられる。



次のいずれかの場合は、化学品について、このクラスでの分類を行う必要はない。

- a) A.1の判定基準に従い、爆発物である。
- b) A.13又はA.14の判断基準に基づく酸化性液体又は酸化性固体。ただし、5%以上有機可燃性物質をもつ酸化性物質の混合物は**以下に規定する手順**によって自己反応性化学品に分類する。

酸化性物質の分類の判定基準に適合し、かつ5%以上有機可燃性物質を含有する酸化性物質の混合物であって、上記a), c), d)又はe)の基準に適合しないものは自己反応性化学品の分類手順に抛らなければならない。

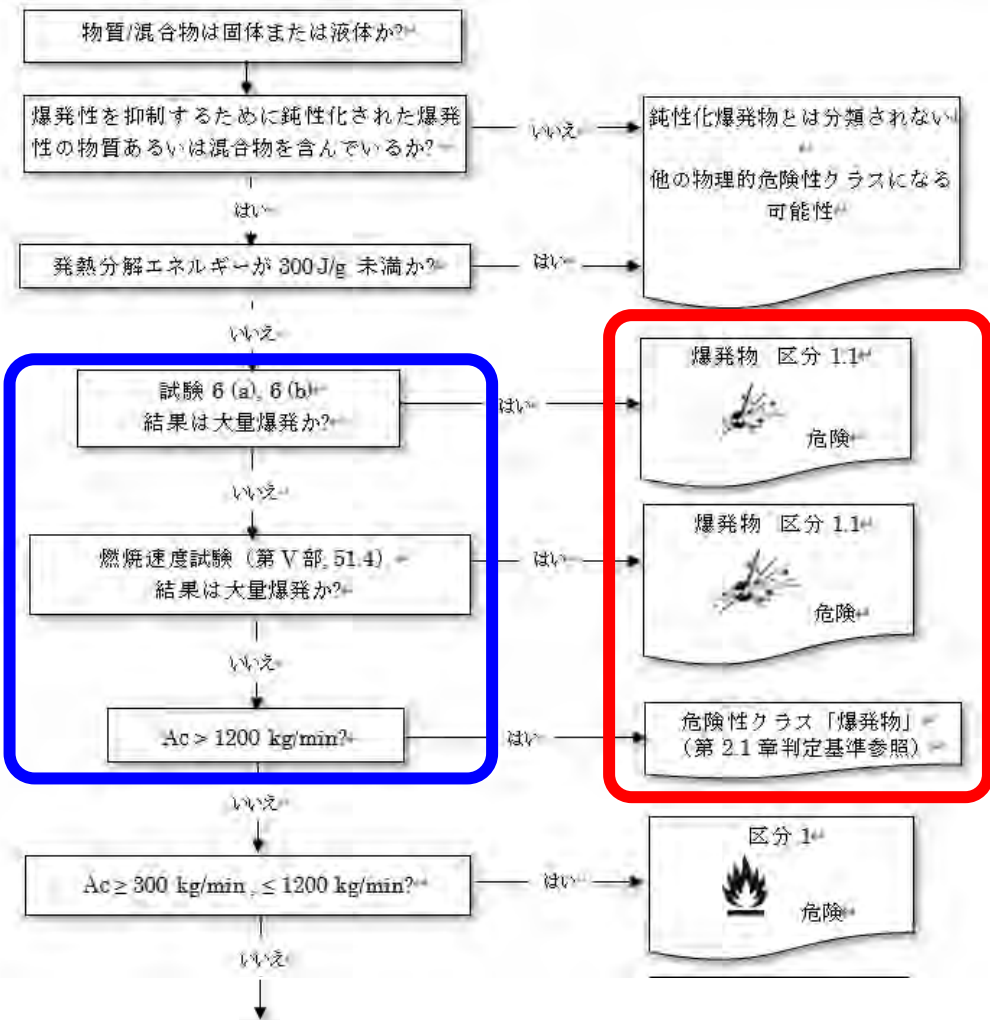
自己反応性化学品タイプBからFの性状（A.8.2.1参照）を有する混合物は、自己反応性化学品に分類しなければならない。

- c) A.15の判断基準に従い、有機過酸化物である。
- d) 分解熱が300 J/gより低い。
- e) 50 kgの輸送物のSADTが75 °Cを超える。
- f) その分子内に爆発性又は自己反応性に関連する原子団（表A.3及び表A.14参照）がいずれも存在しない。

記載変更。国連GHS文書の2.8.2.1の(b)の記載に従うこととする。

「according to the procedure defined in the note below;」という記載を反映し、NOTE = 注記を追加する。

図A.22 – 判定論理 鈍性化爆発物



①鈍性化爆発物としての判定は？  
「区分に該当しない」？  
「分類できない」？

②爆発物の定義や判定基準に含まれてない条件で爆発物のクラスが決定されている。  
9版ではそもそもDivision 1.1という分類にはならない (Category 2A といった分類になる)。



問題の部分は、国連危険物輸送勧告において、**鈍性化爆発物の判定の際の除外規定**とのこと。  
→分類対象外の趣旨で、鈍性化爆発物としては「**区分に該当しない**」が好ましい。  
国連GHS文書改訂10版の記載を参考に、**「鈍性化爆発物の区分に該当しない A.1“爆発物”に従い分類する」に変更。**

## ➤ 急性毒性

国連GHS文書の改訂で追加された記載として、以下の文書を追加。

- B.1.2.1 急性毒性の区分及び判定基準値  
「インビボ (in vivo) 試験により直接的にLD50/LC50を得ることができるが、他の新しいインビボ (in vivo) 試験 (例, 供試動物数の少ない試験) では、重要な臨床徴候など有害性区分の分類に影響するような毒性指標を考慮した専門家の判断が必要になる。」
- B.1.2.2 望ましい試験動物種  
「また、ヒトの経験に基づいたデータ (すなわち, 職業データ, 事故情報データ, 疫学的研究, 臨床報告) を入手した時には、これらは5.3.7に記載されている原則に従った証拠の重み付けアプローチにより検討されなければならない。」

## ➤ 皮膚感作性

表B.15及び表B.16に以下の記載 (「EC3値」の説明) を追加。

EC3値は局所リンパ節試験において刺激指標値3をもたらすのに必要な化学物質の推定濃度のことである。

- B.8.1 d) 標的臓器毒性（単回ばく露）（STOT SE）の一般事項
  - B.9.1 d) 標的臓器毒性（反復ばく露）（STOT RE）の一般事項
- 国連GHS文書の改訂を受け、赤字のように変更。

STOT SEとSTOT RE  
は独立して分類

「化学品は、単回及び反復投与による毒性に関して独立に分類されることが望ましく、反復ばく露／単回ばく露による特定標的臓器毒性の分類は、B.9／B.8に規定する。また、次の特定の毒性は、それぞれ該当する箇条に規定し、この箇条には含めない。

- －急性毒性 B.1による。
- －皮膚腐食性／刺激性 B.2による。
- …

他のハザードクラスに分類できる場合は、  
STOTの分類には含めない

## 3.46.17（STOT REの定義）

### B.9.1（STOR REの一般事項）

STOT SEは非致死性の毒性であるが、**STOR REは非致死性の毒性とは限らない**（すなわち致死性の毒性も含む）。パープルブックではこのことが明示されているものの、JISでは誤ってSTOT REも非致死性の毒性とされていたため、以下のように修正（赤字を削除）。

「特定臓器に対する特異的な~~非致死性の~~毒性」

「反復ばく露によって~~非致死性の~~特定標的臓器毒性を生じ」

## 表C-1 肩書「b)」の位置変更（国連GHS文書と一致するように修正）

表 C.1－水生環境有害性物質の有害性区分<sup>a)</sup>

区分	判定分類基準
a) 水生環境有害性 短期（急性）分類区分 <sup>b)</sup>	短期（急性）区分1 次のいずれかによる。 － 96時間 $LC_{50}$ （魚類） $\leq 1$ mg/L － 48時間 $EC_{50}$ （甲殻類） $\leq 1$ mg/L － 72時間又は96時間 $ErC_{50}$ （藻類又は他の水生植物） $\leq 1$ mg/L <sup>9)</sup>
	短期（急性）区分2 次のいずれかによる。 － 1 mg/L < 96時間 $LC_{50}$ （魚類） $\leq 10$ mg/L － 1 mg/L < 48時間 $EC_{50}$ （甲殻類） $\leq 10$ mg/L － 1 mg/L < 72時間又は96時間 $ErC_{50}$ （藻類又は他の水生植物） $\leq 10$ mg/L
	短期（急性）区分3 次のいずれかによる。 － 10 mg/L < 96時間 $LC_{50}$ （魚類） $\leq 100$ mg/L － 10 mg/L < 48時間 $EC_{50}$ （甲殻類） $\leq 100$ mg/L － 10 mg/L < 72時間又は96時間 $ErC_{50}$ （藻類又は他の水生植物） $\leq 100$ mg/L
b) 水生環境有害性 長期（慢性）分類区分（慢性水生毒性の十分なデータが得られる、急速分解性のない物質）	長期（慢性）区分1 次のいずれかによる。 － 慢性 $NOEC$ 又は $EC_x$ （魚類） $\leq 0.1$ mg/L － 慢性 $NOEC$ 又は $EC_x$ （甲殻類） $\leq 0.1$ mg/L － 慢性 $NOEC$ 又は $EC_x$ （藻類又は他の水生植物） $\leq 0.1$ mg/L
	長期（慢性）区分2 次のいずれかによる。 － 慢性 $NOEC$ 又は $EC_x$ （魚類） $\leq 1$ mg/L － 慢性 $NOEC$ 又は $EC_x$ （甲殻類） $\leq 1$ mg/L － 慢性 $NOEC$ 又は $EC_x$ （藻類又は他の水生植物） $\leq 1$ mg/L
	長期（慢性）区分3 次のいずれかによる。 － 慢性 $NOEC$ 又は $EC_x$ （魚類） $\leq 0.01$ mg/L － 慢性 $NOEC$ 又は $EC_x$ （甲殻類） $\leq 0.01$ mg/L － 慢性 $NOEC$ 又は $EC_x$ （藻類又は他の水生植物） $\leq 0.01$ mg/L
c) 水生環境有害性 長期（慢性）分類区分（慢性水生毒性の十分なデータが得られる、急速分解性のある物質）	長期（慢性）区分1 次のいずれかによる。 － 慢性 $NOEC$ 又は $EC_x$ （魚類） $\leq 0.1$ mg/L － 慢性 $NOEC$ 又は $EC_x$ （甲殻類） $\leq 0.1$ mg/L － 慢性 $NOEC$ 又は $EC_x$ （藻類又は他の水生植物） $\leq 0.1$ mg/L
	長期（慢性）区分2 次のいずれかによる。 － 慢性 $NOEC$ 又は $EC_x$ （魚類） $\leq 0.1$ mg/L － 慢性 $NOEC$ 又は $EC_x$ （甲殻類） $\leq 0.1$ mg/L － 慢性 $NOEC$ 又は $EC_x$ （藻類又は他の水生植物） $\leq 0.1$ mg/L
	長期（慢性）区分3 次のいずれかによる。 － 慢性 $NOEC$ 又は $EC_x$ （魚類） $\leq 1$ mg/L － 慢性 $NOEC$ 又は $EC_x$ （甲殻類） $\leq 1$ mg/L － 慢性 $NOEC$ 又は $EC_x$ （藻類又は他の水生植物） $\leq 1$ mg/L

**注b)**  
化学物質を“短期（急性）区分1”又は“長期（慢性）区分1”と分類する場合は、同時に、加算法を適用するための適切な毒性乗率M（C.1.3.5.4.5参照）を示す必要がある。

区分1についての注釈であるため、「区分1」の場所に肩書「b)」が必要

表 C.1－水生環境有害性物質の有害性区分（続き）

区分	判定分類基準
d) 水生環境有害性 長期（慢性）分類区分（慢性水生毒性の十分なデータが得られない物質）	長期（慢性）区分1 次のいずれかによる。 <sup>b)</sup> － 96時間 $LC_{50}$ （魚類） $\leq 1$ mg/L － 48時間 $EC_{50}$ （甲殻類） $\leq 1$ mg/L － 72時間又は96時間 $ErC_{50}$ （藻類又は他の水生植物） $\leq 1$ mg/L <sup>9)</sup> なお、急速分解性ではない、又は試験的に求められた $BCF \geq 500$ （又はデータがないときは $\log K_{ow} \geq 4$ ）である。 <sup>4), 6)</sup>
	長期（慢性）区分2 次のいずれかによる。 － 1 mg/L < 96時間 $LC_{50}$ （魚類） $\leq 10$ mg/L － 1 mg/L < 48時間 $EC_{50}$ （甲殻類） $\leq 10$ mg/L － 1 mg/L < 72時間又は96時間 $ErC_{50}$ （藻類又は他の水生植物） $\leq 10$ mg/L <sup>9)</sup> なお、急速分解性ではない、又は試験的に求められた $BCF \geq 500$ （又はデータがないときは $\log K_{ow} \geq 4$ ）である。 <sup>4), 6)</sup>
	長期（慢性）区分3 次のいずれかによる。 － 10 mg/L < 96時間 $LC_{50}$ （魚類） $\leq 100$ mg/L － 10 mg/L < 48時間 $EC_{50}$ （甲殻類） $\leq 100$ mg/L － 10 mg/L < 72時間又は96時間 $ErC_{50}$ （藻類又は他の水生植物） $\leq 100$ mg/L <sup>9)</sup> なお、急速分解性ではない、又は試験的に求められた $BCF \geq 500$ （又はデータがないときは $\log K_{ow} \geq 4$ ）である。 <sup>4), 6)</sup>



国連GHS文書改訂8版で附属書11「分類に結びつかない他の危険有害性に関する手引き」が追加され、粉じん爆発（可燃性粉じん）についてのみ記載されている。（改訂9版の時点でも同様。なお、改訂11版では、単純窒息剤（simple asphyxiants）が追加。）

この**附属書11（可燃性粉じん）**の内容をJISに取り入れるかどうかについて、JIS原案作成段階での検討の結果、以下の理由により、現時点では取り入れないこととした。

- 日本国内での粉じん爆発事故の発生報告数は年間10件程度であり、発生している業種にも偏りがある
- JISは全業種横断的である
- JIS Z 7253のD.3において、SDS項目2に、他の危険有害性（例えば粉じん爆発危険性）についても**記載することを推奨**している
- 附属書11を取り入れている国は限定的である



一般社団法人  
日本化学工業協会



レスポンシブル・ケア

現在 「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法」  
Hazard Statementの伝達方法



変更後 「GHSに基づく化学品の危険有害性の情報伝達方法」  
Hazard の情報伝達方法

## 危険有害性情報の例

今回の改正での変更点を示した“欄”を追加

表 B.1 – 物理化学的危険性の危険有害性情報のコード

コード (第 1 欄)	物理化学的危険性の危険有害性情報 (第 2 欄)	危険有害性クラス (JIS Z.7252 の箇条番号) (第 3 欄)	危険有害性区分 (第 4 欄)	備考 (第 5 欄)
H200	-	-	-	削除
H201	-	-	-	削除
H202	-	-	-	削除
H203	-	-	-	削除
H204	火災又は飛散危険性	爆発物 (A.1)	2B, 2C	割当変更

## 注意書きの例

表 C.2 – 安全対策の注意書きのコード表 (続き)

コード (第 1 欄)	安全対策の注意書き (第 2 欄)	危険有害性クラス (JIS Z.7252 の箇条番号) (第 3 欄)	危険有害性区分 (第 4 欄)	使用の条件 (第 5 欄)	備考 (第 6 欄)
P264	取扱い後は手【及び...】をよく洗うこと。	急性毒性 (経口) (B.1)	1, 2, 3, 4	- 製造業者, 輸入業者, 供給者又は所管官庁が, 取扱い後に洗浄する体の他の部分を指定した場合には【】内の文章を用いる	文言変更 割当追加 条件変更
		急性毒性 (経皮) (B.1)	1, 2		
		皮膚腐食性 (B.2)	1, 1A, 1B, 1C		
		皮膚刺激性 (B.2)	2		
		眼に対する重篤な損傷性 (B.3)	1		

### 変更点の種類

- ・ 新規
- ・ 削除
- ・ 文言変更
- ・ 割当 (変更/追加/削除)  
危険有害性クラスと区分  
によって割り当てられている
- ・ 条件 (変更/追加/削除)  
文言使用に際しての条件

\* 危険有害性は、新規、削除、割当変更のみ

今回の改正を受け、SDS見直し作業を適切に実施することを支援し、SDSの質が向上することが期待される。



## 危険有害性情報の変更点

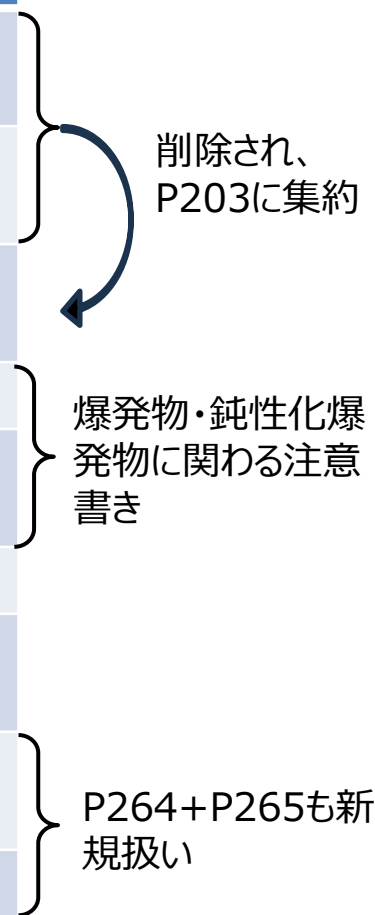


爆発物の見直し・可燃性ガスの見直し・加圧下化学品の追加に伴う変更のみで、それ以外の変更なし。

コード (第1欄)	物理化学的危険性の危険有害性情報 (第2欄)	危険有害性クラス (JIS Z 7252の箇条番号) (第3欄)	危険有害性区分 (第4欄)	備考 (第5欄)
H200	—	—	—	削除
H201	—	—	—	削除
H202	—	—	—	削除
H203	—	—	—	削除
H204	火災又は飛散危険性	爆発物 (A.1)	2B, 2C	割当変更
H205	—	—	—	削除
H209	爆発物	爆発物 (A.1)	1, 2A	新規
H210	非常に敏感	爆発物 (A.1)	1	新規
H211	敏感である可能性	爆発物 (A.1)	1	新規
H220	極めて可燃性の高いガス	可燃性ガス (A.2)	1A	割当変更
H221	可燃性ガス	可燃性ガス (A.2)	1B, 2	割当変更
H230	空気がなくても爆発的に反応するおそれ	可燃性ガス (A.2)	1A化学的に不安定なガスA	割当変更
H231	圧力及び／又は温度が上昇した場合、空気がなくても爆発的に反応するおそれ	可燃性ガス (A.2)	1A化学的に不安定なガスB	割当変更
H232	空気に触れると自然発火のおそれ	可燃性ガス (A.2)	1A自然発火性ガス	割当変更
H282	極めて可燃性の高い加圧下化学品：熱すると爆発のおそれ	加圧下化学品 (A.3)	1	新規
H283	可燃性の加圧下化学品：熱すると爆発のおそれ	加圧下化学品 (A.3)	2	新規
H284	加圧下化学品：熱すると爆発のおそれ	加圧下化学品 (A.3)	3	新規

# 注意書きの主な変更点 1/3

	Pコード	JIS Z 7253:2019	JIS Z 7253:2025
削除	P201	使用前に取扱説明書を入手すること。	(削除)
削除	P202	全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。	(削除)
新規	P203	--	使用前に全ての安全説明書を入手し、読み、従うこと。
	P230	. . . にて湿らせておくこと。	. . . にて希釈しておくこと。
新規	P236	--	元の容器のままで保存すること：輸送の構成において等級. . . 。
	P240	容器を接地しアースをとること。	容器を接地しアースをすること。
	P241	防爆型の【電気機器／換気装置／照明機器／. . . 】を使用すること。	防爆型の【電気／換気／照明／. . . 】機器を使用すること。
	P264	取扱い後は. . . をよく洗うこと。	取扱い後は手【及び. . . 】をよく洗うこと。
新規	P265	--	眼を触らないこと。
	P280	保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。	保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面／聴覚保護具／. . . を着用すること。



文言の変更／新規／削除があるPコードを抽出。割当変更／追加／削除、条件変更／追加／削除は抽出していないため、実際の対応の際は、改正後のJISの備考欄を確認のこと。

# 注意書きの主な変更点 2/3

	Pコード	JIS Z 7253:2019	JIS Z 7253:2025
	P308	ばく露又は <b>ばく露</b> の懸念がある場合:	ばく露又は <b>その</b> 懸念がある場合:
削除	P310	直ちに医師／．．．に連絡すること。	(削除)
削除	P311	医師／．．．に連絡すること。	(削除)
削除	P312	気分が悪いときは医師／．．．に連絡すること。	(削除)
削除	P313	医師の診察／手当てを受けること。	(削除)
削除	P314	気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。	(削除)
削除	P315	直ちに医師に診察／手当てを受けること。	(削除)
新規	P316	--	<b>すぐに救急の医療処置を受けること。</b>
新規	P317	--	<b>医療処置を受けること。</b>
新規	P318	--	<b>ばく露又はその懸念がある場合は、医学的助言を求めること。</b>
新規	P319	--	<b>気分が悪い時は、医療処置を受けること。</b>

医療対応に関連した  
注意書きが刷新  
P310～315削除  
P316～319追加

P301+P310等も削除  
P301+P316等も追加

文言の変更／新規／削除があるPコードを抽出。割当変更／追加／削除、条件変更／追加／削除は抽出していないため、実際の対応の際は、改正後のJISの備考欄を確認のこと。

# 注意書きの主な変更点 3/3

	Pコード	JIS Z 7253:2019	JIS Z 7253:2025	
	P336	凍った部分をぬるま湯で溶かすこと。 受傷部はこすらないこと。	凍った部分を <b>すぐに</b> ぬるま湯で <b>と</b> かすこと。受傷部はこすらないこと。	
	P353	<b>皮膚</b> を <b>流水</b> 【又はシャワー】で洗うこと。	<b>接触部位</b> を <b>水</b> 【又はシャワー】で洗うこと。	P303+P361+ <b>P353</b> も文言変更扱い
新規	P354	--	<b>すぐに水で数分間洗うこと。</b>	P302+P361+ <b>P354</b> , P352+ <b>P354</b> +P338 も新規扱い
	P390	物的被害を防止するため <b>も</b> 流出したものを吸収すること。	物的被害を防止するために流出したものを吸収すること。	
	P305+P351+P338	眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。 <b>次に</b> コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。	眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。	
新規	P503	--	<b>廃棄／回収／リサイクルに関する情報について製造業者／供給者／．．．に問い合わせる。</b>	爆発物の廃棄等の対応

国連GHS文書の改訂で、注意書きの柔軟化についての記載が拡充されたため、C.2とC.4に当該記載を追加。以下に主な追加内容を示すが、全てを掲載しているわけではないので、改正後のJISを確認すること。

## 例 1

### C.2

…幾つかの特殊な化学品については、補助的な応急手当、治療方法又は特別な解毒剤若しくは洗浄剤が要求されることがある。そのような状況では、臨床医等の専門家のアドバイスを求めることが望ましく、それらをラベルに記載することが望ましい。

### C.4

…

各種国内法令に従った上で、その情報が明らかに適切ではない注意書き、又はラベルの他の情報で十分に伝えられている注意書きは、表示の責任者によって、省略してもよい。ただし、使用者（例えば、消費者、事業者及び労働者）の特性、供給量及び意図された予見可能な使用環境を考慮する必要がある。注意書きを省略する場合は、化学品の製造業者、輸入業者又は供給者は、その注意書きが、潜在的な緊急事態も含めて、意図された予見可能な使用に対して適切でないことを示すことができなければならない。



## 注意書きの柔軟化 2/3



国連GHS文書の改訂で、注意書きの柔軟化についての記載が拡充されたため、C.2とC.4に当該記載を追加。以下に主な追加内容を示すが、全てを掲載しているわけではないので、改正後のJISを確認すること。

### 例 2

#### C.4

**結合注意書き**によってラベルのスペースが節約され更に読みやすくなる。表C.2～表C.4には多くの結合された注意書きがある。しかし、これらは単なる例であり、そうすることが**ラベル情報を明快に分かりやすくするのであれば、更に文言の結合及び統合をすることが望ましい。**

⋮

各種国内法令に従った上で、ラベル又はSDSに使われる注意書きを**適切な他の同等の文言に変更してもよい。**ただし、注意を促す助言が弱まったり損なわれたりしてはならない。

⋮

化学品に多くの健康有害性があると判断された場合、**医療対応に関連した注意書きを次のような原則で適用することが望ましい。**

a) …

(次ページに一例を示す。)



# 注意書きの柔軟化 3/3



国連GHS文書の改訂で、注意書きの柔軟化についての記載が拡充されたため、C.2とC.4に当該記載を追加。以下に主な追加内容を示すが、全てを掲載しているわけではないので、改正後のJISを確認すること。

## 例 3

- c) 異なる医療対応の文言が同じばく露経路で導出された場合には、P316“**すぐに救急の医療処置を受けること。**”がP317“**医療処置を受けること。**”よりも優先する。また、P317“**医療処置を受けること。**”はP319“**気分が悪い時は、医療処置を受けること。**”よりも優先する。該当する場合にはP318“**ばく露又はその懸念がある場合は、医学的助言を求めること。**”は常に示す。二つ以上の医療対応が示された場合には、明確さ及び読み易さを改善するために“さらに”又は“もまた”などの追加的な文言を挿入することが望ましい。

⋮  
⋮

例3 P304, P301, P302及びP333の“吸入した場合：”, “飲み込んだ場合：”, “皮膚に付着した場合：”及び“皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：” [それぞれ急性毒性（吸入）区分2, 急性毒性（経口）区分4, 皮膚感作性] が、P316“**すぐに救急の医療処置を受けること。**”及びP317“**医療処置を受けること。**”とともに導出された場合、“吸入した場合：**すぐに救急の医療処置を受けること。**”及び“飲み込んだ場合又は皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医療処置を受けること。”とする。

- 表1 SDSを作成する濃度
  - ・国連GHS文書の改訂に伴う変更
  - 誤えん有害性（区分1）
    - 「10 %以上の区分1の物質かつ40 °Cでの動粘性率が20.5 mm<sup>2</sup>/s以下」
    - 「1.0%以上」
  
- D.1（一般原則）及びD.18（SDSへの記載内容）
  - ・SDSの小項目名について柔軟性を持たせる記載を追加。
    - 「記載必須の小項目については、SDSに記載する小項目名は、原則表D.1の小項目名と一致させるべきであるが、化学品を取り扱う者に誤解を与えない範囲で変更してもよい。」
  - ・一部の冗長になっていたSDS小項目名を以下のように変更。
    - ✓ 項目14 「国内規制がある場合の規制情報」→「国内規制」
    - ✓ 項目15 「該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報」→「該当法令」
    - ✓ 項目15 「その他の適用される法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報」→「その他の適用される法令」



安衛法関連法令の改正により、「推奨用途」と「使用上の制限」の記載が義務になったことを受けた見直し。ただし、化管法では、これらの記載は義務ではないため、以下のように対応する。

## 赤字を追加

この項目には、ラベルなどに使用する**化学品の名称**（化学物質又は製品の名称）、**供給者の会社名称**、**住所及び電話番号**を記載する。別称又は製品コードによって化学品が特定される場合は、それらを追記してもよい。また、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを追加記載してもよいが、緊急連絡電話番号を記載することが望ましい。

なお、当該化学品の国内製造事業者等の情報を、当該事業者の了解を得た上で、追記してもよい。必要な場合には、化学品の推奨用途を記載することが望ましい。また、使用上の制限について、安全の観点から可能な限り記載するのが望ましい。推奨用途及び使用上の制限について、国内法令によって記載が求められる場合は、それに従う。



## D.4 (SDS項目3) 組成及び成分情報

JIS Z 7252で規定されるGHS 分類基準に基づき、危険有害性があると判断した化学物質については、GHS分類に寄与する成分が全ての不純物及び安定化添加物を含め、分類基準となる濃度（濃度限界という）以上含有する場合は、化学物質の名称及び濃度又は濃度範囲を記載することが望ましい。

混合物の場合は、組成の全部を記載する必要はない。JIS Z 7252で規定される混合物のGHS分類基準に基づき、**危険有害性があると判断し、かつ、濃度限界以上含有する場合は、その危険有害性区分の分類根拠となった成分の化学名又は一般名及び濃度又は濃度範囲を記載することが望ましい。**ただし、**次のa)～d) の場合には、表1に記載の、健康及び環境の各危険有害性クラスに対するSDS を作成する濃度に相当するため、当該成分のGHS分類区分及び濃度又は濃度範囲を記載する。**



混合物の場合において「記載することが望ましい」と「記載する」で不整合があったため、見直し。また、分かりやすい記載に見直し。

JIS Z 7252で規定されるGHS分類基準に基づき、危険有害性があると判断した化学物質については、GHS分類に寄与する成分が全ての不純物及び安定化添加物を含め、分類基準となる濃度（濃度限界という）以上含有する場合は、**当該成分の化学名又は一般名及び濃度又は濃度範囲を記載することが望ましい。**

混合物の場合は、組成の全部を記載する必要はない。JIS Z 7252で規定される混合物のGHS分類基準に基づき、**危険有害性があると判断し、かつ、濃度限界以上含有する場合は、その危険有害性区分の分類根拠となった成分の化学名又は一般名及び濃度又は濃度範囲を記載することが望ましい。**ただし、**濃度限界未満であっても、表1に記載の、健康及び環境の各危険有害性クラスに対するSDSを作成する濃度に相当する場合は、当該成分の化学名又は一般名及び濃度又は濃度範囲を記載することが望ましい。**なお、濃度限界未満で、SDSを作成する濃度に相当する場合は以下に示す。

- a)呼吸器感作性物質成分又は皮膚感作性物質成分が、質量分率0.1 %（0.1 質量%）以上の濃度で混合物中に存在する場合。
- b)区分2の発がん性物質成分が、質量分率0.1 %以上の濃度で混合物中に存在する場合。
- c)区分1及び区分2の生殖毒性物質成分又は授乳に対する又は授乳を介した影響のための追加区分に分類する成分が、質量分率0.1 %以上の濃度で混合物中に存在する場合。
- d)区分2の特定標的臓器毒性物質成分（単回ばく露及び反復ばく露）が、質量分率1.0 %以上の濃度で混合物中に存在する場合。

国内法令によって情報伝達が求められている場合は、この限りではない。



# D.4 (SDS項目3) 組成及び成分情報 D.16 (SDS項目15) 適用法令



**SDS項目3「組成及び成分情報」に適用法令を記載しているSDSが多く存在していることから、そのことを許容する旨が分かるように見直す（時限的措置の予定）**

## **赤字を追加**

### D.16 (SDS項目15)「適用法令」

この項目には、化学品にSDSの提供が求められる特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法に該当する化学品の場合には、該当国内法令の名称及びその国内法令に基づく規制に関する情報を記載する。また、その他の適用される国内法令の名称及びその国内法令に基づく規制に関する情報を記載することが望ましい。なお、上記内容は、項目3 (D.4) に重複して記載してもよい。

**上述のように改訂されるが、以下の基本原則に則るよう努めること**

### **基本原則**

**SDS項目3 → 危険有害性成分の組成情報（適用法令の情報は記載しなくてもよい）**

**SDS項目15 → 国内の適用法令**

表D.1（下記参照）において、特有の消火方法，消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置はSDSの小項目とされているものの、本文中には言及されていないことから、記載を見直した。

項目	項目名	小項目名	必須又は任意の別 <sup>a)</sup>
5	火災時の措置	適切な消火剤	必須
		使ってはならない消火剤	必須※
		火災時の特有の危険有害性	任意
		特有の消火方法	任意
		消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	任意

火災時の措置に関する特有の危険有害性（例えば，有害燃焼副産物の性質），消火活動において遵守しなければならない全ての予防措置についての助言，例えば“格納容器は水噴霧によって低温に保つ”などをここに記載することが望ましい。



火災時の措置に関する特有の危険有害性（例えば，有害燃焼副産物の性質）を記載することが望ましい。また，特有の消火方法，消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置など，消火活動において遵守しなければならない全ての予防措置についての助言，例えば，“格納容器は水噴霧によって低温に保つ”などもここに記載することが望ましい。

## 許容濃度等の言葉の見直し

この項目には、ばく露限界値、生物学的指標などの許容濃度（併せて経皮吸収による全身毒性が付記されている場合には、その旨）等、及び可能な限り、ばく露を軽減するための設備対策を記載することが望ましい。



この項目には、許容濃度等（職業ばく露限界値、生物学的許容値、労働安全衛生法上の管理濃度、労働安全衛生法上の濃度基準値など、併せて経皮吸収による全身毒性が付記されている場合には、その旨）、及び可能な限り、ばく露を軽減するための設備対策を記載することが望ましい。

国連GHS文書	国連GHS文書 日本語訳	JIS Z 7253 (変更前)	JIS Z 7253 (変更後)	<参考> ISO 11014
control parameters	管理指標	許容濃度 産衛学会の「許容濃度」と混同してしまう	許容濃度等	permissible concentration
occupational exposure limit values	職業ばく露限界値	ばく露限界値 occupationalを入れるべき	職業ばく露限界値	occupational exposure limit values
biological limit values	生物学的限界値	生物学的指標 産衛学会の用語「生物学的許容値」と合わせるべき	生物学的許容値	biological limit values

## 混合物全体として試験されていない場合の記載の見直し

「混合物全体として試験されていない場合，又は評価するにたる情報が得られない場合は成分についての**毒性情報とGHS分類**とを記載する。」



この記載では、**毒性情報とGHS分類**のどちらかの情報しかない場合に対応していない。

「混合物全体として試験されていない場合，又は評価するにたる情報が得られない場合は成分についての**毒性情報及び／又はGHS分類**を記載する。」



# D.15 (SDS項目14) 輸送上の注意

この項目には、輸送に関する国際規制の情報を含める。陸上、海上及び航空の輸送手段によって区別する。  
この項目では、該当する場合、次の情報を記載することが望ましい。

- (中略)
- 海洋汚染物質 (該当・非該当)
  - MARPOL 73/78附属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質 (該当・非該当)  
注記 品名が、D.2 (項目1 - 化学品及び会社情報) と異なる場合には、発送文書で要求されているようにIBCコード第17章又は第18章、又はIMO MEPC.2/Circular最新版で付与される名前の一覧による。
  - 使用者が構内若しくは構外の輸送又は輸送手段に関連して、知る必要がある又は従う必要がある特別の安全対策  
国内規制がある場合には、その情報を記載する。

GHSとUNモデル規則で要求事項が異なることを追記

UNモデル規則に関する情報を確認した上で、該当する場合、次の情報を記載することが望ましい。UNモデル規則とGHSとでは、同じ危険有害性クラスに関する内容であっても、差異があるので注意する。

- (中略)
- 海洋汚染物質 (該当・非該当)  
IMDGコードによる海洋汚染物質への該当・非該当を記載する。
  - IMOによるばら積み輸送される物質  
IMO文書に従ってばら積み輸送を意図した場合に記載する。例えばSOLAS 第VI又は第VII章、MARPOL 附属書II又は附属書V、IBCコード、IMSBCコード及びIGCコード (又は前版EGCコード若しくはGCコード) を参照する。  
注記1 液体ばら積み貨物に関しては、IBCコード第17章若しくは第18章、又はIMO MEPC.2/Circular最新版で付与されている名称に従って、船積書類で要求されているように品名を示す。また、汚染分類を示す。  
注記2 固体ばら積み貨物に関しては、IMSBCコードに従って品名を示す。また、MARPOL附属書Vに従って海洋環境に有害 (HME) と考えられているか、IMSBCコードに従って大量でのみ有害な物質 (MHB) かどうかを示す。  
注記3 ばら積みの液化ガスに関しては、IGCコードに従って品名を示す。
  - 使用者が構内若しくは構外の輸送又は輸送手段に関連して、知る必要がある又は従う必要がある特別の安全対策

国連GHS文書改訂を受け変更、液体ばら積み貨物に、固体ばら積み貨物と液化ガスを追加

国内規制がある場合には、その情報を記載する。  
該当する場合、緊急時応急措置指針番号を記載してもよい。

緊急時応急措置指針番号の定義も追加



## D.16 (SDS項目15) 適用法令

この項目には、化学品にSDSの提供が求められる特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法に該当する化学品の場合には、**化学品の名称**と共に該当国内法令の名称及びその国内法令に基づく規制に関する情報を記載する。また、その他の適用される国内法令の名称及びその国内法令に基づく規制に関する情報を、**化学品の名称**と共に含めることが望ましい。



この項目には、化学品にSDSの提供が求められる特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法に該当する化学品の場合には、該当国内法令の名称及びその国内法令に基づく規制に関する情報を、**対象物質の名称（法令で規定された名称）**とともに記載する。また、その他の適用される国内法令の名称及びその国内法令に基づく規制に関する情報を、**対象物質の名称（法令で規定された名称）**とともに含めることが望ましい。なお、上記内容は、項目3（D.4）に重複して記載してもよい。

製品中のどの成分が法規制対象物質なのかを明確にするという意図で「化学品の名称と共に」と記載されていたが、「化学品の名称」という表記ではJISの用語の定義上、製品名称と見なされる懸念があることから、表記の見直しを行った。

**「化学品の名称」 → 「対象物質の名称（法令で規定された名称）」**



## 表E.1 可燃性



## 国連GHS文書改訂9版 表A4.3.9.1 Flammability

- applicable to gases, liquid, and solids
- indicate whether the substance or mixture is ignitable (capable of catching on fire or being set on fire, even if not classified for flammability)
- if available and appropriate, further information may be indicated in addition, e.g.
  - whether the effect of ignition is other than a normal combustion (e.g., an explosion)
  - ignitability under non-standard conditions
- more specific information on the flammability may be indicated based on the respective hazard classification in accordance with Table A.4.3.9.2

## 表E.1 可燃性

- ガス、液体及び固体が該当する。
- 物質又は混合物の発火性（たとえ可燃性に分類されない場合でも、火がつき得るか又は発火性か）について示す。
- 入手可能で適切な場合、次のような情報を追加的に示してもよい。
  - 点火の影響が通常の燃焼と異なる（例えば爆発）。
  - 非標準状態下での点火可能性
- 表E.2に従い、各危険性分類に基づくより具体的な情報を示してもよい。



より適切な記載に見直し

- ガス、液体及び固体が該当する。
- 物質又は混合物が着火するかどうか（たとえGHS分類上の引火性/可燃性<sup>a)</sup>に分類されない場合でも、周囲に火炎がある又は火炎を近づけたときに着火するか）を示す。
- 入手可能で適切な場合、次のような情報を追加的に示してもよい。
  - 着火後の状態が通常の燃焼と異なるかどうか（例えば、爆発）。
  - 非標準状態下<sup>b)</sup>での着火の可能性
- 表E.2に従い、各危険性分類に基づくより具体的な情報を示してもよい。

注a)：引火性液体は引火性、可燃性ガス及び可燃性固体においては可燃性の意

注b)：標準状態とは可燃性に関する試験条件を意味し、それ以外の条件で着火し得るかかどうかという意

## ➤ 引火点

国連GHS文書改訂9版 表A4.3.9.1 Flash point

- not applicable to gases, aerosols and solids

表E.1 引火点

- ガス, エアゾール及び固体は該当しない。



- ガス, エアゾール及び固体は該当しない。(固体であっても引火点の情報がある場合は、SDSに記載してもよい。)

なお、JISの後ろにある「解説」に、消防法では可燃性固体の判断に固体の引火点を用いられる旨、一方で引火点情報があることで液体物質であるという印象を与える可能性がある旨を記載する。

## ➤ 動粘性率

表E.1 動粘性率

国連GHS文書の「dynamic viscosity」に対する日本語訳として不適切であったため変更  
「動粘度」 → 「粘性率」

## GHS分類の見直し

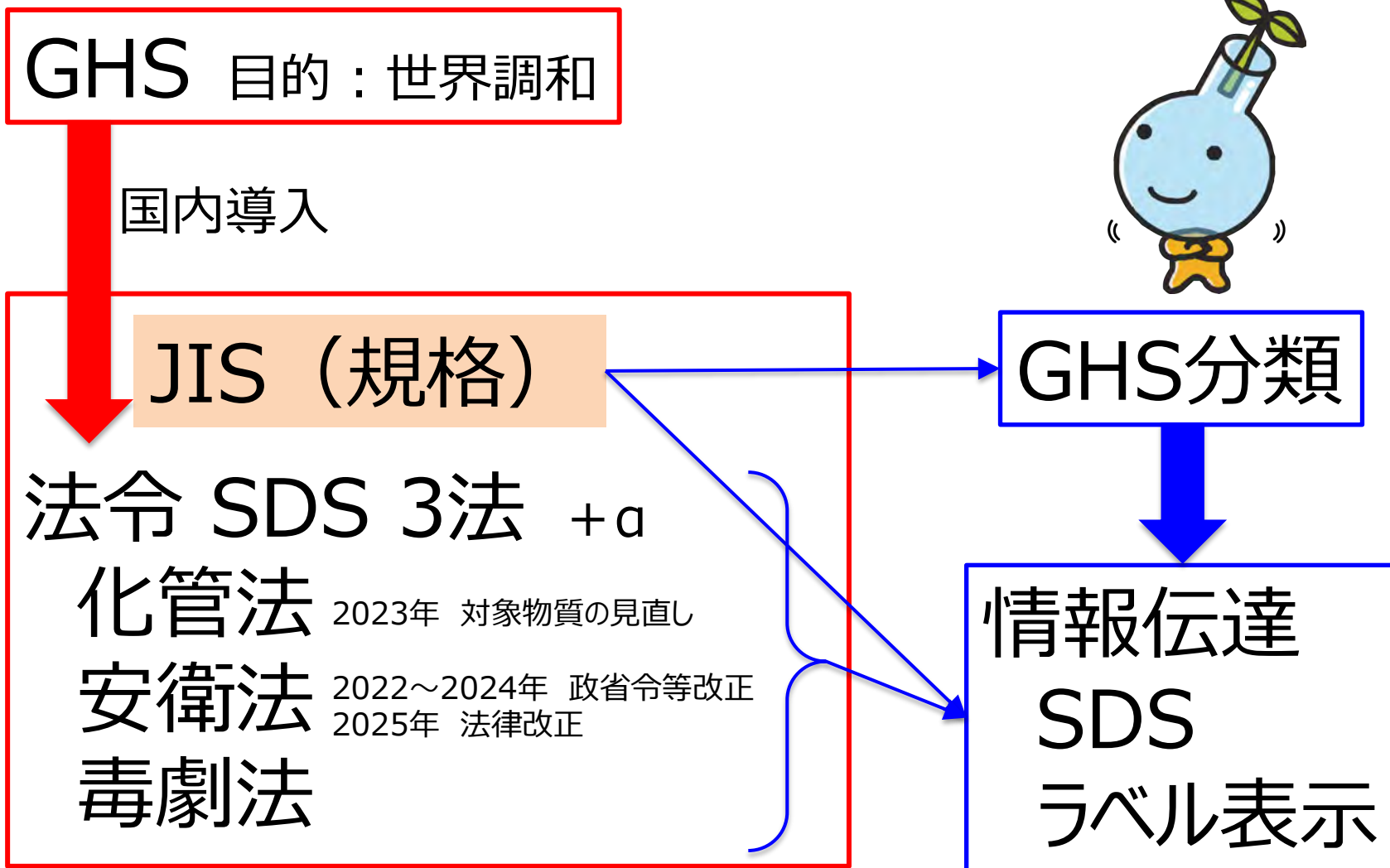
- 爆発物に分類されている製品 → 根本見直し（等級→区分）
- 可燃性ガス区分 1 → 区分 1 Bに該当するか確認（該当しない場合は区分 1 A）
- 可燃性ガス自然発火性ガス → 区分 1 A 自然発火性ガス
- 可燃性ガス化学的に不安定なガス A → 区分 1 A 化学的に不安定なガス A
- 可燃性ガス化学的に不安定なガス B → 区分 1 A 化学的に不安定なガス B
- 圧力容器に入った製品 → 加圧下化学品に該当するか確認

## SDSの見直し

- 「危険有害性情報」および「注意書き」の大幅変更（注意書きの柔軟化を参照）
- SDS小項目名の変更
- その他（安衛法改正の対応等）

## ラベルの見直し

- SDSに合わせて変更

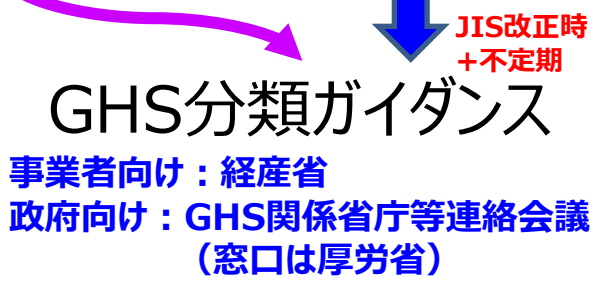


**附属書9、附属書10**  
水生生物の評価に関する詳細基準

**附属書11（不採用）**  
他の危険有害性（現時点では粉じん爆発のみ）  
日本での報告例が10件/年程度で、分野も偏っている（印刷、穀物生産）ため、全業種横断的に実施する状況ではない。国際的にも北米だけなので、今回は採用しない。

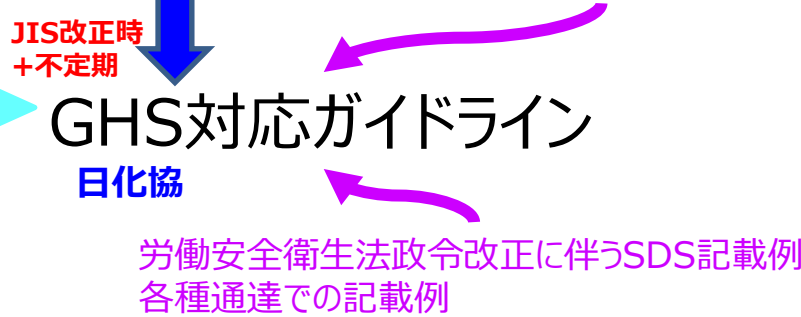


・政府GHS分類のルール→政府向け  
・UN番号との関係整理  
・JISでは書かれていない判定基準 (in vitro/ex vivoなど)



国連GHSを  
日本としての  
採用の確定

JISに記載はない  
が日本で分類等  
を実施する上での  
の手引き・詳細

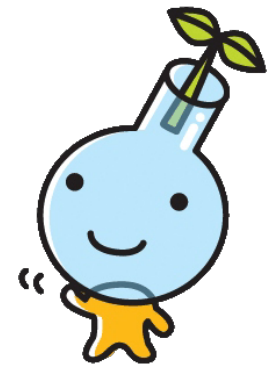


・法令の標準記載  
・SDS事例・文例  
・ラベル事例

「GHS対応 SDS・ラベル作成ガイドブック」（日本塗料工業会）もあり

全てを繋ぐのが「GHS関係省庁等連絡会議」「日化協」

# ご清聴ありがとうございました



# JIS Z 7252/7253:2025、安衛法改正に 対応したGHS準拠SDS作成

令和8年2月6日  
SDS研究会

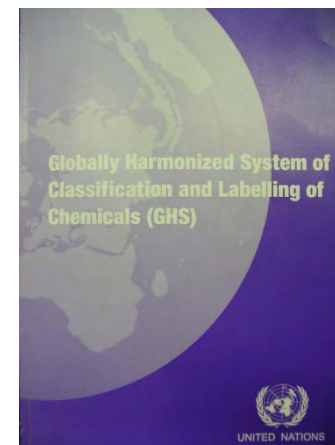
# 本日の内容

1. GHS分類とSDS・ラベルの関係
2. JIS Z 7252/7253:2025、安衛法改正への対応
3. 改正JIS及び安衛法に対応したGHS準拠SDS・ラベルの作成

# 1. GHS分類とSDS・ラベルの関係

# GHS準拠のSDS、ラベル表示

- 安衛法ラベル表示・SDS等通知義務対象物質は、GHS分類に準拠したSDS及びラベルを譲渡の際に提供が義務
- 化管法は、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質について危険有害性をGHS分類し、SDS及びラベルを作成する（SDSは義務、ラベルは努力義務、GHS対応を推奨）
- 毒劇法では、SDS提供及びラベル表示は義務でGHS対応を推奨



GHS



国連GHS改訂9版に準拠した

JIS Z 7252/7253:2025に従ったラベル表示・安全データシート(SDS)を作成

# SDSに記載する情報

SDSには化学品の危険有害性の特定やリスクアセスメントの実施に重要な情報が記載されている

1	<u>化学品および会社情報</u> (推奨用途、使用上の制限など)	9	<u>物理的および化学的性質</u> (引火点、蒸気圧など)
2	<u>危険有害性の要約</u> (GHS分類)	10	<u>安定性および反応性</u>
3	<u>組成および成分情報</u> (CAS番号、化学名、含有量など)	11	<u>有害性情報</u> (LD <sub>50</sub> 値、IARC区分など)
4	応急措置	12	環境影響情報
5	火災時の措置	13	廃棄上の注意
6	漏出時の措置	14	輸送上の注意
7	取扱いおよび保管上の注意	15	適用法令 (安衛法、化管法、毒劇法、消防法など)
8	<u>ばく露防止および保護措置</u> (ばく露限界値、保護具など)	16	その他の情報

下線部は、危険有害性の特定、リスクアセスメントの実施において特に重要な情報

# 国連GHS勧告とは

## ● 定義

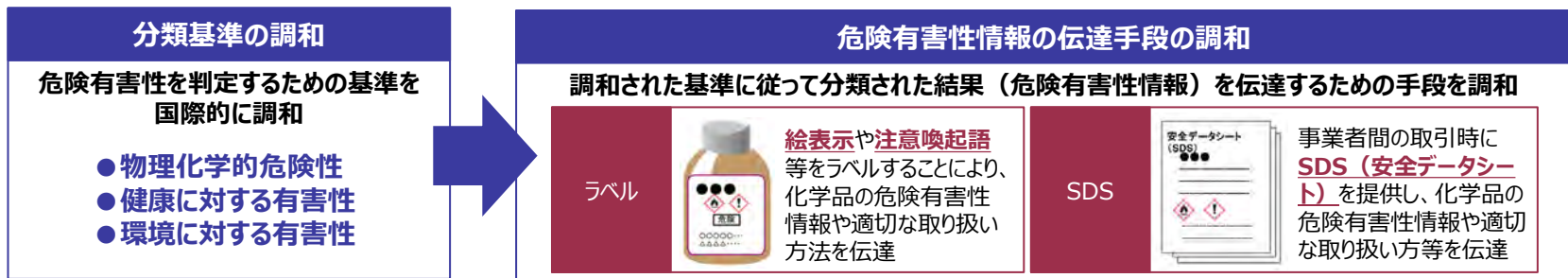
国際的に調和された分類・表示方法により化学品の危険有害性情報を提供するシステム

- ✓ The **G**lobally **H**armonized **S**ystem of Classification and Labelling of Chemicals (化学品の分類および表示に関する世界調和システム)



## ● 目的

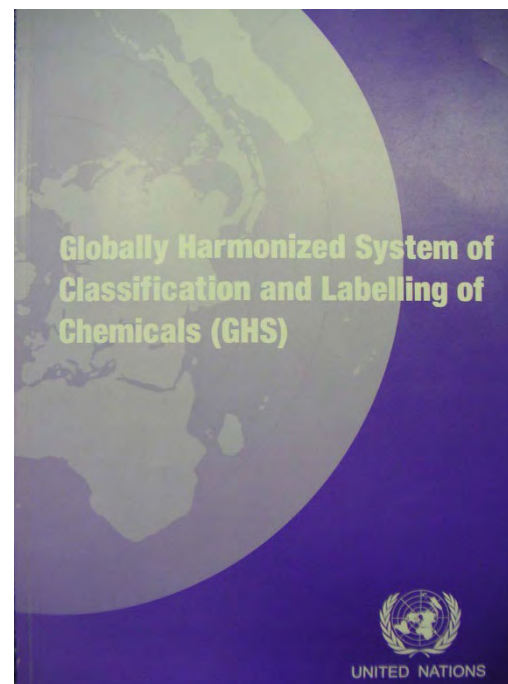
化学物質及び混合物に固有な危険有害性を特定し、その危険有害性に関する情報を取り扱う全ての人々に伝え、人の安全・健康及び環境の保護を行うこと



国連GHS改訂9版に準拠した  
JIS Z 7252/7253:2025に従ったラベル表示・安全データシート(SDS)

# 国連GHS勧告の歴史

- 1992 UNCED(地球サミット)「アジェンダ21」  
化学物質の危険有害性に関する分類と表示の調和を目指すことを明記
- 2001 国連に「GHS小委員会(UNSCEGHS)」設置
- 2003 国連においてGHS実施に関する決議を採択
- 2005 **GHS国連文書改訂初版**
- 2006 APEC(アジア太平洋経済協力)の実施目標  
**2006.12 日本:労働安全衛生法にGHSを導入**
- 2007 GHS国連文書改訂2版
- 2008 世界的なGHSの完全実施目標
- 2009 GHS国連文書改訂3版
- 2011 GHS国連文書改訂4版
- 2013 GHS国連文書改訂5版
- 2015 **GHS国連文書改訂6版**
- 2017 GHS国連文書改訂7版
- 2019 GHS国連文書改訂8版
- 2021 **GHS国連文書改訂9版**
- 2023 GHS国連文書改訂10版
- 2025 GHS国連文書改訂11版



# GHS分類の概要

危険有害性	GHS改訂9版による危険有害性分類項目	絵表示
物理化学的 危険性 (17項目)	1. 爆発物 2. 可燃性ガス 3. エアゾール <b>及び加圧下化学品</b> 4. 酸化性ガス 5. 高圧ガス 6. 引火性液体 7. 可燃性固体 8. 自己反応性化学品 9. 自然発火性液体 10. 自然発火性固体 11. 自己発熱性化学品 12. 水反応可燃性化学品 13. 酸化性液体 14. 酸化性固体 15. 有機過酸化物 16. 金属腐食性化学品 17. 鈍性化爆発物	
健康に対する 有害性 (10項目)	1. 急性毒性 2. 皮膚腐食性/刺激性 3. 眼に対する重篤な損傷性/ 眼刺激性 4. 呼吸器感作性又は皮膚感作性 5. 生殖細胞変異原性 6. 発がん性 7. 生殖毒性 8. 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 9. 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 10. 誤えん有害性	
環境に対する 有害性 (2項目)	1. 水生環境有害性 短期(急性)、長期(慢性) 2. オゾン層への有害性	

爆発物の区分2Cは の絵表示を使用する

# GHSの基本的な考え方と特徴

危険有害性(ハザード)情報の伝達

→ **リスクの大小によらない**

入手可能なデータ(既存情報)を用いて分類

→ 分類のために新たな試験は要求されない

→ **データがなければ分類できない、同じ物質でも分類が異なることがある**

各国の状況に応じて、部分的に導入

→ **選択可能方式** (Building block approach)

# 日本における GHS分類対象項目

危険有害性クラス	JIS Z 7253:2025									
爆発物	1	2A	2B	2C						
可燃性ガス	1A	1B	2	1A 自然発火性ガス	1A 化学的に不安定なガス	1A 化学的に不安定なガス				
エアゾール	1	2	3							
加圧下化学品	1	2	3							
酸化性ガス	1									
高圧ガス	圧縮ガス	液化ガス	深冷液化ガス	溶解ガス						
引火性液体	1	2	3	4						
可燃性固体	1	2								
自己反応性化学品	タイプA	タイプB	タイプC&D	タイプE&F	タイプG					
自然発火性液体	1									
自然発火性固体	1									
自己発熱性化学品	1	2								
水反応可燃性化学品	1	2	3							
酸化性液体	1	2	3							
酸化性固体	1	2	3							
有機過酸化物	タイプA	タイプB	タイプC&D	タイプE&F	タイプG					
金属腐食性化学品	1									
鈍性化爆発物	1	2	3	4						
急性毒性(経口、経皮、吸入)	1	2	3	4						
皮膚腐食性/刺激性	1A	1B	1C	2						
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	1	2A	2B							
呼吸器感作性	1A	1B								
皮膚感作性	1A	1B								
生殖細胞変異原性	1A	1B	2							
発がん性	1A	1B	2							
生殖毒性	1A	1B	2	追加区分(授乳影響)						
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	1	2	3							
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	1	2								
誤えん有害性	1									
水生環境有害性 短期(急性)	1	2	3							
水生環境有害性 長期(慢性)	1	2	3	4	10					
オゾン層への有害性	1									

## 国連GHS改訂9版との相違点

### ・健康有害性

“急性毒性 区分5”

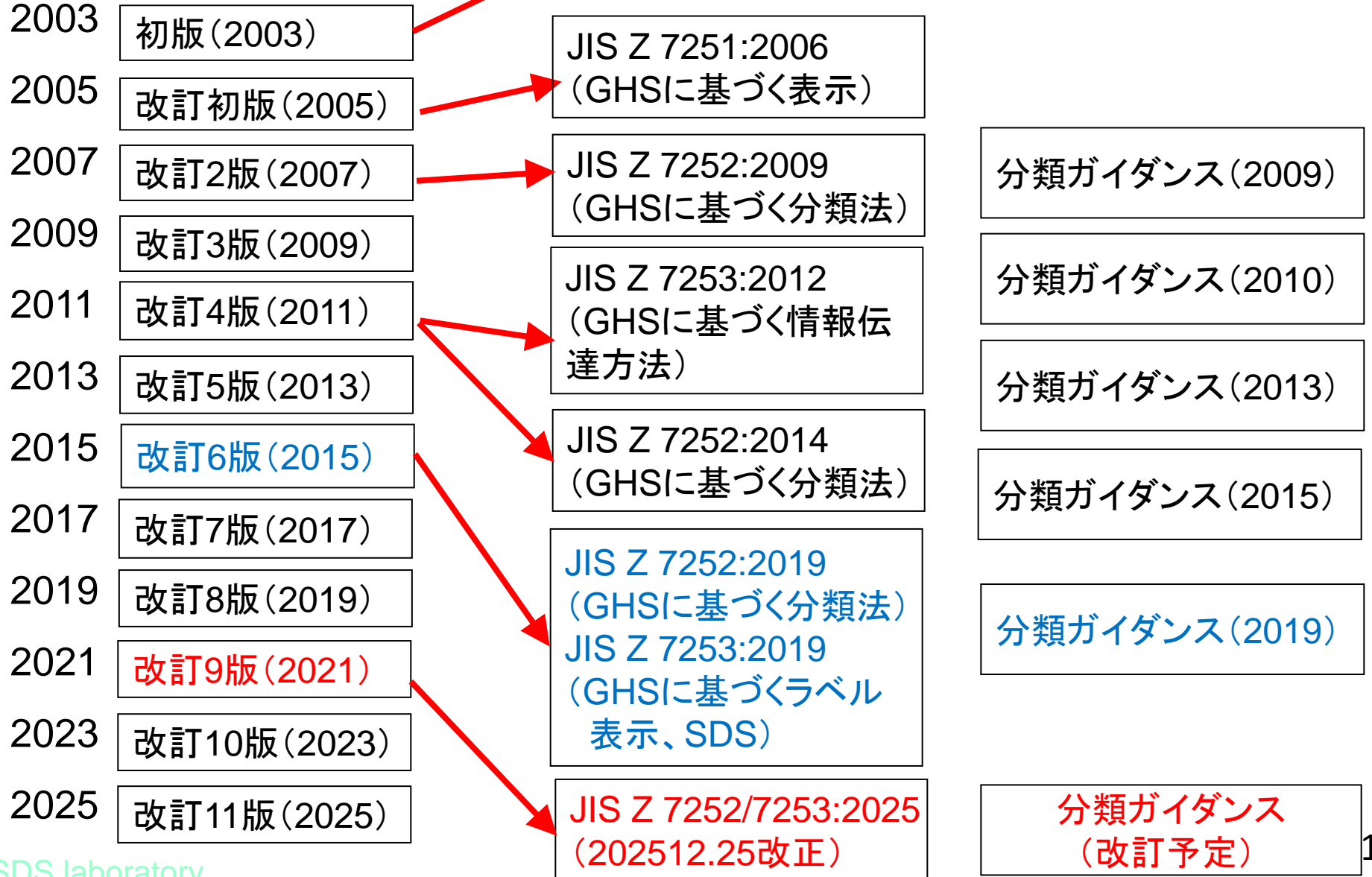
“皮膚腐食性/刺激性 区分3”

“誤えん有害性 区分2”

の設定はない

# 国連GHS文書、JIS、ガイダンスの関係

(西暦年)



# GHS情報の確認を推奨する情報源

国は新規GHS分類、既存GHS分類結果の見直しを実施し、公表している。

NITE GHS総合情報提供サイトからアクセス可能

メニュー一覧



NITE統合版  
GHS分類結果



GHS分類方法



GHS混合物分類判定  
ラベル/SDS作成支援システム  
(NITE-Gmiccs)



GHS対応  
ラベル/SDS作成



国連GHS文書



消費者製品への  
GHSラベル



GHSを用いた  
リスクアセスメント



政府による  
GHS分類結果



学習コンテンツ

新JIS準拠へアップ  
デートする予定

NITE統合版 GHS分  
類結果

GHS分類ガイダンス

GHS対応モデルラベル・SDS  
JIS準拠SDSテンプレ  
ート(エクセル)  
SDS三法リーフレット  
等

分類年度	分類施行	物質リスト	危険有害性区分一覧表/分類結果 一覧表、その他 (Excel)	備考
今年度		リスト 2025.12更新 表紙に時間 がかかること があります。	『政府によるGHS分類結果』の全 対象物質の危険有害性区分一覧表 2025.12更新 『政府によるGHS分類結果』の全 対象物質の分類結果一覧表 2025.12更新	
令和6年度 (2024年度)	厚生労働省・経済 産業省・環境省	リスト	アクリル樹脂塗物のナトリウム塩 (CAS RN: 9002-04-7) につき まはしては、『官民連携GHS分類情 報収集プロジェクト』において物 質特定に備える新たな情報提供が あったため、令和6年度の分類結 果は保留とし、令和7年度の再分 類対象となりました。そのため、 現在、閲覧することはできませ ん。ご了承ください。	正誤表[SDS] 付 正誤表[Excel] (2025.12更新)
令和5年度 (2023年度)	厚生労働省・経済 産業省・環境省	リスト		

[https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs\\_index.html](https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html)

## 2. JIS Z 7252/7253:2025、安衛法改正 への対応

# 改正JIS Z 7252/7253:2025への対応

JIS Z 7252:2025	GHS分類の見直し
爆発物	使用場面を考慮した区分1、2A、2B、2Cに変更
可燃性ガス	区分1Bの追加、区分1は区分1Aに変更
加圧下化学品	圧力容器に入った製品が該当するか確認
非動物試験	非動物試験 <i>in vitro/ex vivo</i> 試験での分類

JIS Z 7253:2025	SDSの見直し
危険有害性情報、注意書き	追加、削除、割当て、文言などの変更
注意書きの柔軟性	一定の条件で注意書きの省略、統合
附属書D(SDSの編集及び作成)	国連GHS文書、安衛法改正、SDS作成の実態などを踏まえ小項目名などの変更

**国連GHS文書改訂9版準拠、2025年12月25日改正、移行期間は5年**

閲覧は、日本産業標準調査会(JISC)<https://www.jisc.go.jp/index.html>

購入(冊子及びPDF)は、日本規格協会(JSA)<https://webdesk.jsa.or.jp>

# JIS Z 7252:2025でGHS改訂9版との相違点

- 鈍性化爆発物の判定論理の図

鈍性化爆発物の判定理論の図は、GHS改訂9版では「Division 1.1」とされているが、これは、鈍性化爆発物としては「区分に該当しない」に該当するため、GHS改訂10版の記載を参考に「鈍性化爆発物の区分に該当しない A.1“爆発物”に従い分類する」に変更。

- 皮膚/眼区分判定の*in vitro/ex vivo*試験利用の拡大

GHS改訂9版では*in vitro/ex vivo*試験の利用は、皮膚腐食性/刺激性に限定されているが、GHS改訂10版では眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性、皮膚感作性まで拡大されている。このため、皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性、皮膚感作性の判定論理の図に「専門家の判断によって、国連GHS文書の最新版に記載されている判定方法(*in vitro/ex vivo*試験結果を使った判定方法等)を使ってもよい」との記載を追加。

# JIS Z 7252:2025で判定論理、結論部分の語句の変更

判定論理、又は段階的アプローチでの語句	説明
分類できない (Classification not possible)	各種の情報源、自社保有データ等を検討した結果、GHS分類を行うためのデータが全くない場合。 GHS分類を行うための十分な情報が得られなかった場合。 <b>ある程度の情報はあつたものの、結果が相反している。データの質に懸念がある。又は判断を下す重要な鍵となるデータが得られていないなど、区分の判断が難しい場合を含む。</b>
区分に該当しない ( Not classified 又は No classification)	GHS分類を行うのに十分な情報が得られており、分類を行った結果、JISで規定する危険有害性区分のいずれの区分にも該当しない場合 (JISでは採用していない急性毒性区分5のデータがあり、区分1～4には該当しない場合なども含む)。 GHS分類の手順で用いられる物理的状态又は化学構造が該当しないため、当該区分での分類の対象となっていない場合。 発がん性など証拠の確からしさで分類する危険有害性クラスにおいて、 <b>分類を行った時点で</b> 専門家による総合的な判断から <b>JISで規定する危険有害性区分のいずれの区分にも該当しないと判断される場合。</b>

# JIS Z 7253:2025で「SDSを作成する濃度」の変更

危険有害性クラス	SDSを作成する濃度
急性毒性	1.0%以上
皮膚腐食性／刺激性	1.0%以上
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	1.0%以上
呼吸器感作性又は皮膚感作性	0.1%以上
生殖細胞変異原性:区分1	0.1%以上
生殖細胞変異原性:区分2	1.0%以上
発がん性	0.1%以上
生殖毒性	0.1%以上
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	1.0%以上
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	1.0%以上
<b>誤えん有害性</b>	<b>1.0%以上</b>
水生環境有害性	1.0%以上

**誤えん有害性は1.0%以上になる**

# 改正安衛法 ラベル表示・SDSによる通知 義務対象物質の追加

ラベル表示、SDSによる通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質(リスクアセスメント対象物)に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加する(一般消費者向け等を除く)。

混合物に含まれる成分の裾切値は、GHS分類の区分ごとに規定。

	R6.3.31まで	R4.2.24改正 (R6.4.1施行)	R5.8.30改正 (政令) R5.9.29改正 (省令) (R7.4.1施行)	R5.8.30改正 (政令) R5.9.29改正 (省令) (R8.4.1施行)
ラベル・SDS対象物質	約670物質	+234物質	+約640物質(法令名称) (CASベースで約700物質)	+約780物質(法令名称) (CASベースで約850物質)
		急性毒性、生殖細胞変異原性、 発がん性、生殖毒性のいずれか が区分1のもの	左記以外のいずれ かの有害性区分で 区分1のもの	区分1となる 有害性区分が ないもの

約700物質

約850物質

2027(R9)年  
4月1日施行  
の約150物  
質も公表さ  
れた

## 義務化対象物質リスト

[https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken\\_report.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html)

# 新たな化学物質規制項目の施行

	規制項目	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理 体系の 見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	
	がん等の発癌性疾患の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質防災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	
実施体制の 確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
情報伝達の 強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
	管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●	
	特殊健康診断の実施頻度の緩和		●	
	第三管理区分事業場の措置強化			●

電子メール、記録媒体、ホームページのアドレス、二次元コード等の伝達でも可能(化管法、毒劇法も改正施行済み)

譲渡・提供時以外でも、他の容器に移し替える場合や自ら製造し容器に入れて保管する場合は、情報伝達が必要(使い切る場合等は除外)

厚労省資料より

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000945523.pdf>

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

基発0514第1号 令和7年5月14日

## 化学物質による健康障害防止対策等の推進

1. SDSの交付等における危険有害性情報関係(改正法公布日令和7年5月14日から起算して5年以内において政令で定める日に施行)

- ・SDSの交付等による危険有害性等の情報の通知の義務に罰則を設ける。
- ・通知事項に変更を行う必要が生じた場合の変更事項の通知について、努力義務を義務に引き上げる。

2. 営業秘密である成分に係る代替化学名等の通知(令和8年4月1日施行)

通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針に従う。

# 安衛法の新たな化学物質規制、ラベル・ SDS制度に関する情報サイト

新たな規制の概要、法令、通達、対象物質の一覧等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)

ラベル表示・SDS(安全データシート)提供制度パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html>

政省令の改正関係Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/FAQ\\_20240228.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/FAQ_20240228.pdf)

ラベル・SDS関係Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11237.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html)

リスクアセスメント関係Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11389.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11389.html)

健康診断関係Q&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001181772.pdf>

職場の化学物質管理ケミサポ(労働安全衛生総合研究所)

<https://cheminfo.johas.go.jp/>

# 化管法に基づくSDS制度の指定化学物質

2023年4月改正

指定化学物質	物質数	混合物中の濃度
特定第一種指定化学物質	23	0.1%以上
第一種指定化学物質	492	1%以上
第二種指定化学物質	134	

指定化学物質又はそれらを規定含有率以上含有する製品(混合物)を譲渡・提供する場合、化管法に基づくSDSの提供義務及びラベル表示の努力義務がある。

- ・含有指定化学物質の第一種指定化学物質質量、特定第一種指定化学物質質量又は第二種指定化学物質質量のそれぞれの割合は、当該割合の上位二けたを有効数字として算出した数値により記載
- ・SDSへ指定化学物質の政令番号及び管理番号の記載は任意、記載する場合は、1指定化学物質に固有の1番号が維持される管理番号の記載を推奨

化管法の物質リストのサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/seirei4.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html) 22



## 化管法SDS制度に関するQ & A

### 政策について

#### 政策一覧

- 経済産業
- 対外経済
- ものづくり/情報/流通・サービス
- 中小企業・地域経済産業

事業者等からよくある質問をまとめてあります。該当する事例や似ている事例がありましたら、参考にしてください。

※ 以下に掲載するQ&Aの内容は、**化管法に基づく回答**とさせていただきます。ご了承ください。

#### 【新着情報】

○**令和6年1月更新**

令和3年改正政令・改正SDS省令施行に伴い、QAを修正しました。

### (3) 化管法に基づくSDS及びラベルの作成方法について

- 問48 [化管法に基づくSDS及びラベルの作成方法](#)
- 問49 [SDSやラベルに関するJIS Z 7250、JIS Z 7251、JIS Z 7253の関係について](#)
- 問49-1 [JIS Z 7252及びJIS Z 7253 猶予期間の終了に伴う対応](#)
- 問50 [GHS分類に必要な危険有害性に関連する情報の入手方法](#)
- 問51 [化学物質（純物質）の危険有害性に関連する情報が得られない場合、「分類できない」と「区分に該当しない」の違い](#)
- 問52 [混合物の危険有害性に関連する情報が得られない場合](#)
- 問53 [混合物の危険有害性は一番危険な物質で代表できるか](#)
- 問54 [輸入品のSDS](#)

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/qa/3.html#qhead3](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html#qhead3)

# 毒物、劇物の性状及び取扱い情報の提供

- 毒物又は劇物を販売し、又は授与するときに、その販売し、又は授与する時まで、譲受人に対し、性状及び取扱いに関する情報提供を行わなければならない。

(1回につき200mg以下の劇物、一般消費者向け等は不要なケースあり)

- 通常はSDS(安全データシート)を用いた情報伝達が行われている。

<情報伝達の内容>

(ア) 情報を提供する**毒物劇物営業者の氏名及び住所**  
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

(イ) **毒物又は劇物の別**

(ウ) 名称並びに成分及びその含量

(エ) 応急措置

(オ) 火災時の措置

(カ) 漏出時の措置

(キ) 取扱い及び保管上の注意

(ク) 暴露の防止及び保護のための措置

(ケ) 物理的及び化学的性質

(コ) 安定性及び反応性

(サ) 毒性に関する情報

(シ) 廃棄上の注意

(ス) 輸送上の注意

原体(物質名のみ記載)は、純物質のみが対象で、製剤は、除外濃度の記載がない場合は、低濃度であっても対象となる。意図的に添加していない不純物は対象外。

毒劇法は、GHS対応のJIS Z 7253に沿ったSDSの作成が推奨されているが、毒劇法独自の記載要件を含める必要がある。

- 毒劇法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示に係る留意事項について  
(医薬薬審発1225第1号)

⇒JIS Z 7253に準拠した毒物又は劇物のSDSを提供する際の留意事項

# 毒物、劇物の容器、被包への表示

## 容器、被包及び貯蔵・陳列場所への表示

「医薬用外毒物」(赤地に白文字)、  
「医薬用外劇物」(白地に赤文字)を表示

医薬用外毒物

医薬用外劇物

## 販売、授与の際の容器、被包への表示

販売又は授与の際は、容器及び被包へ以下の事項を表示

- ・毒物又は劇物の名称
- ・毒物又は劇物の成分及びその含量
- ・厚生労働省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称
- ・毒物又は劇物の取扱い及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項

- ・毒劇法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示に係る留意事項について  
(医薬薬審発1225第1号)

毒劇法の物質リストのサイト

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/dokugeki\\_database\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/dokugeki_database_00001.html)

# 毒物及び劇物取締法Q & A

## 8. 毒物劇物の表示に関すること

問 8 - 2 「毒物又は劇物の成分及びその含量」を表示する際、含量について幅を持たせて表示することはできますか？

(答)

製造過程等に由来する合理的な範囲であり、かつ、品目登録時に申請した含量の幅の範囲内であれば、幅を持った表示は可能です。

しかし、危険有害性を譲受人に伝えるという観点から、極端に広い幅（「10%～90%」等）での表示はせず、正確な表示をしてください。

また、「営業上の秘密に当たるから実際よりも大きく幅を持たせて表示したい」という理由での幅を持たせた表示は、認めていません。

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/situmon/qa-20250120.pdf>

# 日本におけるSDS、ラベル対象義務(まとめ)

	義務		努力義務	
	SDS	ラベル	SDS	ラベル
労働安全衛生法 (安衛法)	リスクアセスメント 対象物 <b>約1500物質</b> GHS対応義務	リスクアセスメント 対象物 <b>約1500物質</b> GHS対応義務	GHS分類で危険有害性の分類(区分)が 付いたもの GHS対応義務	
化学物質 排出把握 管理促進法 (化管法)	第一種、第二種 指定化学物質 <b>649物質</b> GHS対応推奨			第一種、第二種 指定化学物質 <b>649物質</b> GHS対応推奨
毒物及び 劇物取締法 (毒劇法)	毒物、劇物 <b>約600種</b> GHS対応推奨	毒物、劇物 <b>約600種</b> GHS対応推奨		

安衛法の対象物質は今後も段階的に増える

### 3. 改正JIS及び安衛法に対応した GHS準拠SDS・ラベルの作成

# GHS対応SDS作成のステップ

## Step 1: SDS作成の目的を確認

- ・SDS作成要件(法的要求)を満たす成分が含まれるか
- ・製品がGHSの危険有害性分類に該当するか

物質リスト

## Step 2: 成分情報の同定

- ・危険有害性の根拠となる成分の特定
- ・法的要求を満たす成分は記載

Step 3: 製品の危険有害性の概要(GHS分類の実施)  
成分情報の開示状況を検討

JIS、分類  
ガイダンス、  
Gmiccs

Step 4: 製品の安全な取扱いのための  
注意事項等の記載

Step 5: 法令情報、許容濃度等の記載

# SDS作成の対象外となる場合

安衛法	化管法	毒劇法
<ul style="list-style-type: none"><li>・医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、食品(労働者のばく露がないもの)</li><li>・労働者の取扱いにおいて固体以外の状態にならず、粉状、粒状にならない製品</li><li>・密封された状態の製品</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・固形物(管, 板, 組立部品など)</li><li>・密封された状態で使用されるもの(コンデンサー、乾電池など)</li><li>・一般消費者用製品(家庭用洗剤、殺虫剤など)</li><li>・再生資源(金属屑、空き缶など)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・器具、機器、用具</li><li>・廃液、廃棄物(有価物を除く)</li><li>・不純物として毒劇物を含有するもの</li><li>・1回につき200mg以下の劇物を販売し、または授与する場合</li></ul>

Q&Aで解決 化学品のGHS対応SDSをつくる本 第2版(丸善出版)から

**成形品は、法令等で規定されている場合を除き、基本的にSDSの適用範囲外。用途やばく露の状況を考慮して判断する場合もある。**

# NITE-CHRIIP で物質リストを作成

NITE 化学物質総合情報提供システム

[https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)



国内法規制情報	関係省庁等
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）	経産省、厚労省、環境省
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）	経産省、環境省
労働安全衛生法（安衛法）	厚労省
<p>概要</p> <p>職場における労働者の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成を目的とし、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置など総合的、計画的な安全衛生対策を推進することを定めています。</p> <p>関連情報へのリンク</p> <p>法令 概要 新規化学物質関連手続 新規化学物質関連手続表の方法（フローチャート） 少量新規化学物質（製造・輸入）申請 既存化学物質 GHS対応モデルラベル作成法 リスクアセスメント実施支援ツール 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について ケミサポ（労働安全衛生総合研究所サイト）</p>	
物質リスト	データの説明
<a href="#">安衛法：名称公表化学物質</a>	<a href="#">データの説明</a>
<a href="#">安衛法：新規名称公表化学物質</a>	<a href="#">データの説明</a>
<a href="#">安衛法：製造等が禁止される有害物質</a>	<a href="#">データの説明</a>
<a href="#">安衛法：製造の許可を要するべき有害物質</a>	<a href="#">データの説明</a>
<a href="#">安衛法：名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（ラベル表示・SDS交付義務対象物質）</a>	<a href="#">データの説明</a>
<a href="#">安衛法：かん属性物質（安衛則）（作業記録等の30年保存対象物質）</a>	<a href="#">データの説明</a>



政令番号等による表示

[→ CHRIP ID 及び CAS RN により表示する](#)

安衛法：名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（ラベル表示・SDS交付義務対象物質）

[データの説明](#) 情報カテゴリ  を表示する。 [検索結果をダウンロード](#)

<<前のページ 全 3205 件中  を表示中 [次のページ>>](#) 1ページに  表示

	適用日	政令番号	政令名称
▶	令和7年3月31日以前施行	令別表第3第1号の1	ジクロロベンジジン及びその塩
▶	令和7年3月31日以前施行	令別表第3第1号の2	アルファ-ナフチルアミン及びその塩
▶	令和7年3月31日以前施行	令別表第3第1号の3	塩素化ビフェニル（別名P C B）



CHRIP\_ID及びCAS RNによる表示

→ 政令番号等により表示する

安衛法：名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（ラベル表示・SDS交付義務対象物質）

検索結果はダウンロード出来ません

他の法規制等に該当するか表示

表示項目追加／削除

<<前のページ 全6779件中 1-100件目 を表示中 次のページ>>

1ページに 100件 表示

No.	一般情報：CHRIP_ID	一般情報：CAS RN	一般情報：物質名称
1	C004-685-91A	50-00-0	ホルムアルデヒド
2	C004-741-84A	50-01-1	塩化水素とグアニジンの塩（1：1）
3	C005-019-88A	50-06-6	5-エチル-5-フェニル-2, 4, 6（1H, 3H, 5H）-ピリミジントリオン【別名：フェノバルピタール】
4	C004-722-79A	50-18-0	2-【ビス（2-クロロエチル）アミノ】-2-オキソ-1, 3, 2λ（5）-オキサザホスフィナン



<他の法規制等に該当するか表示>

3 / 10 再表示 キャンセル

情報源等

- 化管法（令和4年度分までの排出量等の把握や令和4年度末までのSDS提供の対象）
- 化管法（令和5年度分以降の排出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象）
- 毒物及び劇物取締法
- 毒物及び劇物取締法：有機シアン化合物から除かれるもの
- 安衛法：名称公表化学物質
- 安衛法：新規名称公表化学物質
- 安衛法：製造等が禁止される有害物等
- 安衛法：製造の許可を受けるべき有害物
- 安衛法：名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（ラベル表示・SDS交付義務対象物質）
- 安衛法：がん原性物質（安衛則）（作業記録等の30年保存対象物質）
- 安衛法：化学物質による健康障害防止のための濃度の基準（濃度基準値設定物質）
- 安衛法：皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質
- 安衛法：特定化学物質等（特化則）
- 安衛法：有機溶剤等（有機則）



安衛法：名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（ラベル表示・SDS交付義務対象物質）

検索結果はダウンロード出来ません

他の法規制等に該当するか表示

表示項目追加/削除

<<前のページ 全6779件中 1-100件目 を表示中 次のページ>>

1ページに 100件 表示

No.	一般情報：CHRIP_ID	一般情報：CAS RN	一般情報：物質名称	安衛法：がん原性物質（安衛則）（作業記録等の30年保存対象物質）	安衛法：化学物質による健康障害防止のための濃度の基準（濃度基準値設定物質）	安衛法：皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質
<a href="#">1</a>	C004-685-91A	50-00-0	ホルムアルデヒド	-	-	●
<a href="#">2</a>	C004-741-84A	50-01-1	塩化水素とグアニジンの塩（1：1）	-	-	-
<a href="#">3</a>	C005-019-88A	50-06-6	5-エチル-5-フェニル-2,4,6（1H,3H,5H）-ピリミジントリオン【別名：フェノバロビタール】	-	-	-
<a href="#">4</a>	C004-722-79A	50-18-0	2-[ビス（2-クロロエチル）アミノ]-2-オキソ-1,3,2λ（5）-オキサザホスフィナン	●	-	-
<a href="#">5</a>	C004-706-59A	50-21-5	2-ヒドロキシプロパン酸	-	-	●
<a href="#">6</a>	C004-662-44A	50-29-3	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（4-クロロフェニル）エタン	●	-	-
<a href="#">7</a>	C005-480-54A	50-31-7	2,3,6-トリクロロ安息香酸	-	-	-
<a href="#">8</a>	C004-669-48A	50-32-8	ベンゾ[a]ピレン	●	-	●
<a href="#">9</a>	C005-035-42A	50-44-2	1,9-ジヒドロ-6H-プリン-6-チオン	-	-	-
<a href="#">10</a>	C004-735-34A	50-78-2	o-アセトキシ安息香酸	-	●	●

### 成分ごとに3つの濃度を確認する

- SDS三法の該否を法規制の閾値で確認
- JIS Z 7253の「SDSを作成する濃度」を確認
- GHS分類がつく濃度（濃度限界）も確認

皮膚等障害化学物質でリスクアセスメント対象物質に含まれていない物質があるので注意する⇒リストに追加する

# 混合物の成分情報の整理

	成分1	成分2	成分3
化学名または一般名			
CAS番号			
濃度又は濃度範囲 (wt%)			
急性毒性(経口) LD50(mg/kg)			
急性毒性(経皮) LD50(mg/kg)			
急性毒性(吸入:ガス) LC50(ppm)			
急性毒性(吸入:蒸気) LC50(mg/L)			
急性毒性(吸入:ミスト粉塵) LC50(mg/L)			
皮膚腐食性/刺激性			
眼損傷性/刺激性			

……以下省略

## 混合物の成分情報整理のポイント

- 対象物質の特定 (CAS番号で整理)
- 副生成物や不純物も含めた物質の一覧表を作成
- 概ね0.1%以上の成分を整理する (1%や0.1%より低い場合でも、危険有害性があると判断される場合には SDSを作成する場合もある)。



危険有害性の根拠となる成分及び  
法的要求を満たす成分を特定する。

## 混合物のGHS分類の実施

- ①混合物製品のGHS分類、SDS作成は原則として、「**対象製品（混合物）のデータ**」を用いて実施する。
- ②**物理化学的危険性**については、対象製品そのもの（形状等にも注意）のデータで分類する（データがない場合は、必要に応じて試験を実施）。分類対象などから除外できる場合や、計算式が適用可能な場合（可燃性ガス、酸化性ガス）もある。
- ③**健康・環境有害性**については、混合物の情報がない場合、利用可能な各成分の情報からGHS分類を実施する（つなぎの原則※、構成成分からの推定）。

※つなぎの原則 (bridging principle)

当該混合物についてのデータがなく、個々の成分及びその類似の混合物の有害性についての十分なデータがある場合の推定方法。

希釈、製造バッチ、有害性の高い混合物の濃縮、一つの危険有害性区分内での内挿、本質的に類似した混合物、エアゾールの6つの方法があり、適用できる有害性がそれぞれ定められている。

# 構成成分についての有害性情報から推定

(A) 毒性値と含有量について加算式を適用するもの

例: 急性毒性、水生環境有害性(試験データがある場合)

(B) 個々の成分の含有量を合計し、濃度限度を適用するもの  
(含有量に係数を掛ける場合あり)

例: 皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性、誤えん有害性、水生環境有害性

(C) 個々の成分の含有量に濃度限度を適用するもの  
(個々の成分の含有量を加算しない)

例: 発がん性など(A)、(B)以外

皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性は、各成分のpHと濃度を比較する場合もある。

# 混合物のGHS分類のケーススタディ

## (A)の例 急性毒性

### ケーススタディ

- トルエン(経口LD<sub>50</sub> = 5,000 mg/kg) 50 wt%
  - エチルベンゼン(経口LD<sub>50</sub> = 3,500 mg/kg) 50 wt%
- の混合物(混合物の試験データなし)

$$\frac{100}{ATE_{mix}} = \sum_i \frac{C_i}{ATE_i} \text{ (急性毒性値未知成分が10\%未満の場合の式)}$$

$$\frac{100}{ATE_{mix}} = \frac{50}{5000} + \frac{50}{3500}$$

$$\Rightarrow ATE_{mix} = 4,118 \text{ mg/kg}$$

区分に該当しない

混合物の急性  
毒性推定値

# 混合物のGHS分類のケーススタディ

## (C)の例 発がん性

### ケーススタディ

- 区分1の物質 0.5 wt%

- 区分2の物質 5 wt%

の混合物(混合物の試験データなし)

区分1の成分が0.1%以上含まれるため、混合物の分類も**区分1相当**

発がん性物質と分類する混合物成分の濃度限界

成分の分類		混合物の分類基準となる濃度限界		
		区分 1A	区分 1B	区分 2
発がん性物質	区分 1A	≥0.1 %	—	—
	区分 1B	—	≥0.1 %	—
	区分 2	—	—	≥1.0 %

注) 上の表の濃度限界は、気体(体積/体積単位)及び、固体と液体(質量/質量単位)にも適用する。  
事業者向けGHS分類ガイダンス(令和元年度改訂版(Ver2.1))より

# 混合物のGHS分類の際の留意点

- **混合物中の成分と含有量の特定**
  - ✓ GHS分類に寄与する成分とその含有量の把握は重要
  - ✓ 不明成分を含む場合は、サプライヤーから情報の提供が必要となる場合がある
- **適切な分類手法の選択**
  - ✓ 分類項目やデータの存在状況に応じてケースバイケースで分類手法を選択する必要がある

## 混合物のGHS分類の実施

- JIS Z 7252:2025
- 事業者向けGHS分類ガイダンス
- NITE-Gmiccsなどの支援システムの活用

# NITE-GmiccsのSDS作成機能の活用

**STEP 5** GHS分類結果をSDS様式に出力できます  
NITE-CHRIPの一部法規制情報も反映します



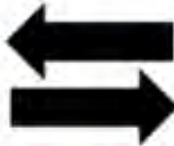
## NITE-Gmiccs

GHS混合物分類判定ラベル作成システム invented by METI

SDSの各項目はGmiccs上のWebフォームで編集可能



CSVファイルはGmiccsにインポートが可能



CSVファイル又はXlsxファイルで出力



GHS/JISで定められた16項目のSDS様式に出力

## GHS分類結果等の情報をSDS様式に出力できます

※GHS分類結果をSDS様式に出力するだけであり、各項目については追記の必要があります。作成者の責任の下に伝達して下さい。

NITE-Gmiccsの使い方について動画で紹介

[https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs\\_HowtoUse\\_video.html](https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_HowtoUse_video.html)

# 各法規制でSDSに記載する項目の相違

SDSの項目 (JIS Z 7253準拠)		安衛法	化管法	毒劇法
1.化学品及び会社情報		記載(毒劇法は毒物劇物営業者)		
2.危険有害性の要約		GHS対応	GHS対応の記載を奨励	
3.組成及び成分情報	成分	作成例参照	政令名称	毒劇物名称
	含量	作成例参照	有効数字2桁	正確な値
4.応急措置		記載	記載	記載
5.火災時の措置		記載	記載	記載
6.漏出時の措置		記載	記載	記載
7.取扱い及び保管上の注意		記載	記載	記載
8.ばく露防止及び保護措置		記載	記載	記載
9.物理的及び化学的性質		記載	記載	記載
10.安定性及び反応性		記載	記載	記載
11.有害性情報		記載	記載	記載
12.環境影響情報		—	記載	—
13.廃棄上の注意		—	記載	記載
14.輸送上の注意		—	記載	記載
15.適用法令		記載	記載	毒劇物の別
16.その他の情報		出典等を記載		

JIS Z 7253に準拠すればSDS三法に対応できる

## 安全データシート(SDS)

**赤字**はJISで必須  
**青字**は法規制で必須

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	溶剤 A
製品コード	A001
供給者の会社名称	#####株式会社
担当部署	#####部
住所	〒123-##### 東京都#####
電話番号	03-#####-#####
供給者のファクシミリ番号	03-#####-#####
電子メールアドレス	ABC@##
緊急連絡電話番号	03-#####-#####
推奨用途	工業用洗浄剤
使用上の制限	食品用途に使用しない事
国内製造事業者等の情報	(製造事業者の了解を得た上で必要に応じて記載)

小項目名はJISと一致させるが、誤解を与えない範囲で変更してよい。

「推奨用途」、「使用上の制限」はJISでは任意、安衛法では記載が義務。

「国内製造事業者等の情報」は製造事業者の了解を得た上で追記可。

## 2. 危険有害性の要約

### 化学品の GHS 分類

#### 物理化学的危険性

引火性液体 区分 2

#### 健康に対する有害性

急性毒性（吸入：蒸気） 区分 4

皮膚腐食性/刺激性 区分 2

眼に対する重篤な損傷性/  
眼刺激性 区分 2B

発がん性 区分 2

生殖毒性 区分 1

生殖毒性・授乳に対する又は授乳を介した影響 追加区分

特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分 1（中枢神経系）、区分 3（気道刺激性、麻酔作用）

特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分 1（中枢神経系、腎臓、聴覚器、神経系）

#### 環境に対する有害性

水生環境有害性 短期（急性） 区分 1

水生環境有害性 長期（慢性） 区分 2

### GHS ラベル要素

#### 絵表示



#### 注意喚起語

#### 危険有害性情報

危険

引火性の高い液体及び蒸気

吸入による有害性

JIS Z 7253:2025の変更を反映させる。注意書きの変更や柔軟性(例:P317は、P319より優先)などに注意する。

[廃棄]

内容物／容器を依頼  
の廃棄物処理業者に

GHS 分類に関係しない又は GHS で扱われない他の危険有害  
情報なし

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

皮膚刺激、眼刺激、吸入すると有害、呼吸器への刺激のおそ  
のおそれの疑い、生殖能又は胎児への悪影響のおそれ、授乳  
経系の障害、長期にわたる又は反復ばく露による中枢神経系、

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別  
混合物

組成、成分情報

化学名又は一般名	CAS 番号	化審法官報 整理番号	化管法 管理番号	安衛法通知 政令番号	濃度又は濃度 範囲 (wt%)
トルエン	108-88-3	3-2	300	407	50
エチルベンゼン	100-41-4	3-28	53	70	50

**安衛法：成分及び含有量(重量%)を記載。製  
品の特性上、含有量に幅が生じるものは、濃  
度範囲による記載も可能。特別規則等以外  
の物質で営業上の秘密に該当する場合、そ  
の旨を記載し、①秘密保持契約等を結び別  
途通知することで成分、重量%の省略が可能。  
②10%の幅値での記載が可能、この場合は相  
手方の事業者から秘密保持契約等の締結を  
条件に、リスクアセスメント実施に必要な範囲  
内でより詳細な内容を通知する。  
なお、成分名が営業秘密に該当する場合は、  
条件を満たせば代替化学名での通知も可能。**

### 4. 応急措置

応急措置

吸入した場合

新鮮な空気の場所に移動する。  
ける。

皮膚に付着した場合

直ちに大量の水で洗浄する。炎症が発生し、症状が続く場合には医  
師の診断を受ける。

**化管法：指定化学物質の管理番号の記載が  
推奨される。政令名称及び含有量を有効数  
字2桁の重量%で記載する。**

蒸気圧  
密度及び/又は相対密度  
相対ガス密度  
粒子特性  
その他のデータ

情報なし  
情報なし  
情報なし  
情報なし  
情報なし

混合物は、融点／凝固点、溶解度、n-オクタノール／水分配係数の省略可。固体であっても引火点の情報がある場合は、SDSに記載してもよい。

## 10. 安定性及び反応性

反応性 通常の手扱条件下では反応しない。  
化学的安定性 通常の手扱条件下では安定である。  
危険有害反応可能性 通常の手扱条件下では危険な重合を起こさない。  
避けるべき条件 光、熱、炎、火花を避ける。  
混触危険物質 強酸化剤、強酸、強塩基等  
危険有害な分解生成物 黒煙が発生する可能性がある。

粉じん爆発は、GHS国連文書の附属書11なども参考にできる。

## 11. 有害性情報

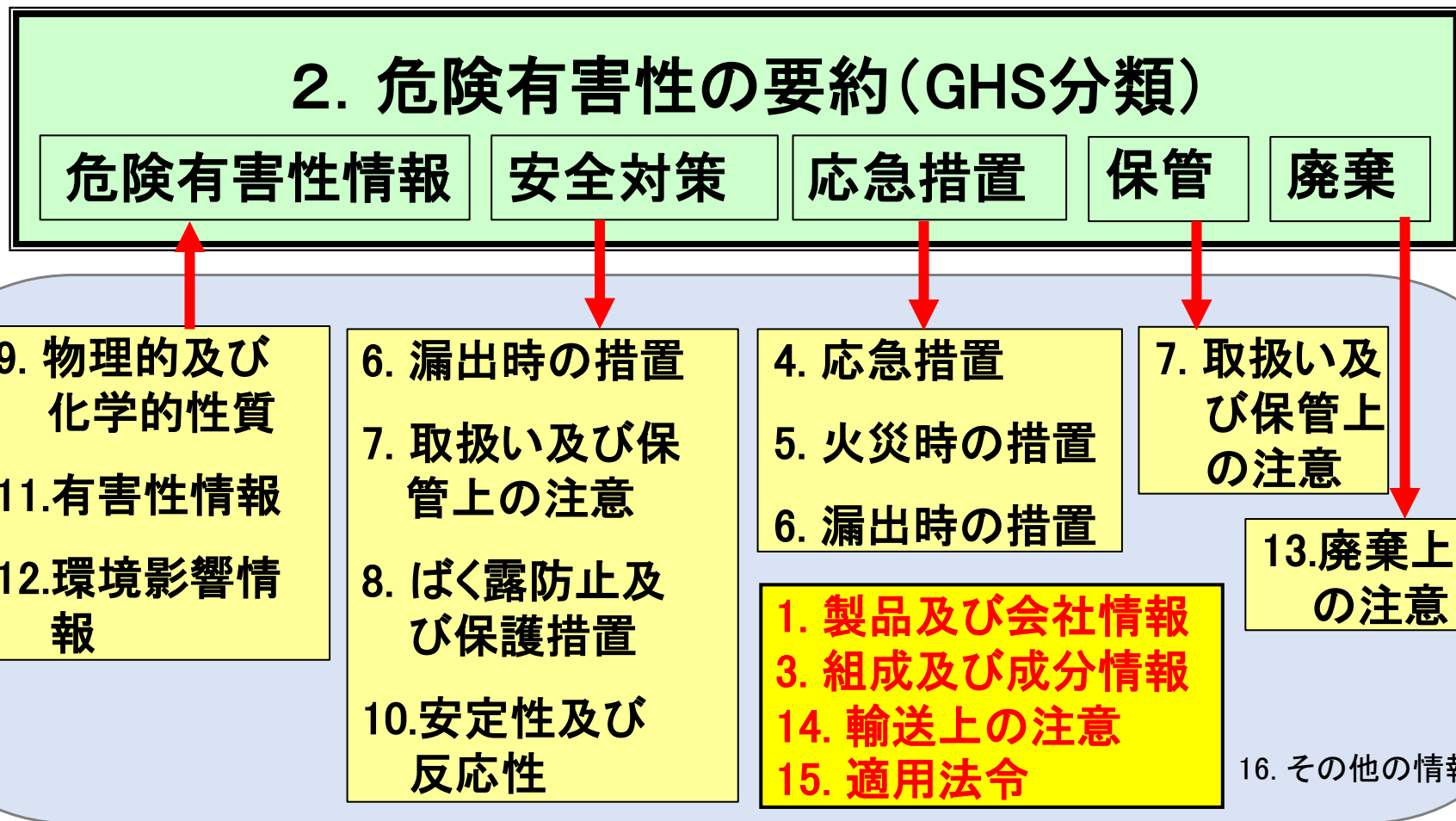
製品の有害性情報  
情報なし

成分の有害性情報  
トルエン

急性毒性（経口） ラット LD<sub>50</sub>=5,000  
急性毒性（経皮） ラット LD<sub>50</sub>=12,000  
急性毒性（吸入：ガス） GHS の定義における  
急性毒性（吸入：蒸気） ラット LC<sub>50</sub>=3,319  
急性毒性（吸入：粉じん、ミスト） データなし。分類できない。  
皮膚腐食性/皮膚刺激性 ウサギ7匹に試験物質0.5 mLを4時間の半閉塞適用し

混合物として試験されていない場合、又は情報が得られない場合は成分についての毒性情報及び/又はGHS分類を記載する。「人体に及ぼす作用」(対象物質の有害性の情報)を、定期的(5年以内)に確認し、変更があるときは1年以内に更新すること。更新した場合は、SDS通知先に変更内容を通知する。

SDSの2項「危険有害性の要約」は、主要な記載項目の概要が要約されている。



SDSの16項目の関係性を知ることは重要

項目1 製品及び会社情報

GHS分類

区分に対する措置など

項目2 危険有害性の要約

項目3 組成及び成分情報

項目9 物理的及び化学的性質

項目11 有害性情報

項目12 環境影響情報

項目4 応急措置

項目5 火災時の措置

項目6 漏出時の措置

項目7 取扱い及び保管上の注意

項目8 ばく露防止及び保護措置

項目10 安定性及び反応性

項目13 廃棄上の注意

項目14 輸送上の注意

赤: 基本情報、要約

青: 危険防止等に関わる情報

緑: 化学品の性質や有害性等  
の情報

ピンク: 廃棄/輸送上の注意

黒: 法令情報、その他

法令

項目15 適用法令

項目16 その他の情報

応急措置、火災時の措置、漏出時の措置、取扱い及び保管上の注意など

- ・川上側企業から提供されたSDS、消火剤は消防法危険物の規定・・・
- ・厚労省 職場のあんぜんサイトモデルラベル・モデルSDS
- ・国際化学物質安全性カード(ICSC) <http://www.nihs.go.jp/ICSC/>  
などの情報を参考に記載。混合物は、類似の製品も参考にできる。

# SDS作成のための情報源

—GHS対応—化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度 令和6年10月版 経産省・厚労省

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131003-01-all.pdf>

化管法に基づくSDS・ラベル作成ガイド 経産省 2024年版

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/information/seminar/SDS\\_guidance.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/SDS_guidance.pdf)

GHS対応ラベルおよび SDSの作成マニュアル ～毒物・劇物のラベル作成者向け～

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/GHSmanual.pdf>

GHS対応ガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成指針 2023年9月版  
日本化学工業協会

[https://www.nikkakyo.org/safety\\_of\\_chemical\\_products/ghs](https://www.nikkakyo.org/safety_of_chemical_products/ghs)

労働安全衛生法政省令改正に対応したSDS記載例 改訂第1版 2023年12月 日本化学工業協会

[https://www.nikkakyo.org/safety\\_of\\_chemical\\_products/domestic/sds.html](https://www.nikkakyo.org/safety_of_chemical_products/domestic/sds.html)

## 定期的(例:5年以内ごと)にチェックするポイント

- 副生成物や不純物も含めた混合物の組成に変更がないか確認
- 有害性(NITEのGHS分類、許容濃度等)、法規制の更新状況を確認

## Step 5: 法令情報、許容濃度等の記載

- ・法規制、安衛法の管理濃度、日本産業衛生学会の許容濃度  
NITE-CHRIP(化学物質総合情報提供システム)  
[https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)  
日本産業衛生学会許容濃度等の勧告(2025年度)  
[https://www.sanei.or.jp/files/topics/oels/oel\\_2025.pdf](https://www.sanei.or.jp/files/topics/oels/oel_2025.pdf)
- ・米国産業衛生専門家会議(ACGIH: American Conference of Governmental Industrial Hygienists)の許容濃度  
OSHA Occupational Chemical Database Advanced Search  
<https://www.osha.gov/chemicaldata/search>
- ・保護具は用途に応じた種類や材質等を記載

保護具	JIS 規格	厚労省通達
呼吸用	T 8151、T 8152、T 8153、T 8155、 T 8156、T 8157	平17.2.7基発第0207006号、平17.2.7基 発第0207007号、令5.5.25基発第0525 第3号
手	T 8116	平29.1.12基発0112第6号
眼、顔面	T 8147	平15.8.11基発第0811001号
皮膚、身体	T 8005、T 8115、T 8117	

厚労省「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」やカタログ等も利用

## 8. ばく露防止及び保護装置

### 管理濃度

トルエン 20 ppm  
エチルベンゼン 20 ppm

### 濃度基準値(厚生労働大臣が定める濃度の基準)

(設定された場合は記載)

### 許容濃度(ばく露限界値、生物学的指標)

日本産業衛生学会(2025)	50 ppm、188 mg/m <sup>3</sup> 20 ppm、87 mg/m <sup>3</sup> (
ACGIH TLV-TWA(2025)	20 ppm(トルエン) 20 ppm(エチルベン

安衛法:管理濃度、許容濃度、濃度基準値、経皮吸収などを記載する。推奨用途において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要なとされる保護具の種類を記載。

保護手袋は、推奨する材料や厚さ、不適当な材料、呼吸用保護具は選択すべき種類(吸収缶の種類など)を記載することが提言されている。

### 設備対策

取り扱いの場所の近くに洗眼および身体洗浄のための設備を設ける。  
高温下やミストが発生する場合は換気装置を使用する。

### 保護具

呼吸用保護具

呼吸用保護具(有機ガス用防毒マスク等)を着用する。

手の保護具

不浸透性の保護手袋を着用する(000等は不适当)。

眼、顔面の保護具

サイドシールド付きの保護眼鏡を着用する。飛沫が発生する恐れがある場合にはゴーグルを着用する。

皮膚及び身体の保護具

適切な顔面用の保護具、衣類及び保護靴等を着用する。

### 特別な注意事項

## 14. 輸送上の注意

### 国際規制

国連番号	1993
品名(国連輸送名)	その他の引火性液体 (トルエン、エチルベンゼン)
国連分類	3
副次危険	該当しない
容器等級	II
海洋汚染物質	該当する
IMOによるばら積み輸送される物質	該当しない

### 輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策

輸送に際しては、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

UNモデル規則に関する情報を確認した上で、該当する場合、情報を記載することが望ましい。UNモデル規則とGHSでは、同じ危険有害性クラスに関する内容であっても、差異があるので注意する。

IMOの液体ばら積み貨物の他に、固体ばら積み貨物と液化ガスもを記載。該当する場合、緊急時応急措置指針番号を記載してもよい。

### 国内規制

陸上規制情報	消防法、道路法に従う
海上規制情報	船舶安全法、港則法に従う
海洋汚染物質	該当する
航空規制情報	航空法に従う
緊急時応急措置指針番号	127

該当するSDS三法(化管法、安衛法、毒劇法)、その他の適用される法令は、法令の名称及びその規制に関する情報、対象物質の名称(法令で規定された名称)を記載する。安衛法のがん原性物質、皮膚等障害化学物質に該当する場合も記載する。

## 15. 適用法令

### 該当法令、その他の適用される法令

化学物質審査規制法	優先評価化学物質(トルエン、エチルベンゼン)
化学物質排出把握管理促進法	第1種指定化学物質(トルエン、エチルベンゼン)(1質量%以上を含有する製品)
労働基準法	疾病化学物質(トルエン)
労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物(トルエン)(0.3 重量%)

# 各法規制でラベル表示に追加する項目

法規制	追加項目
安衛法*	成分(表示対象物質の名称)⇒法改正で記載は任意
毒劇法	「医薬用外」、「医薬用外毒物(赤地に白色の文字)」、「医薬用外劇物(白地に赤色の文字)」、毒物及び劇物の名称、成分、含有量、解毒剤の名称等(規定品のみ)
消防法	危険物の品名、危険等級、化学名、水溶性、危険物の数量、注意事項(「火気厳禁」等)、一部除外規定がある
化審法**	物質の名称、特定化学物質であること、当該化学物質の含有率、貯蔵又は取扱い上の一般的な注意事項等
航空法、船舶安全法	標札又は標識(同じカテゴリーに属するGHSの絵表示は省略する)、品名、国連番号、取扱い上の注意事項、その他の当該危険物に係る情報
海洋汚染防止法	標札(GHSの絵表示の環境有害性と同様であるが大きさは省令による)、品名

\*変異原性が認められた化学物質、がん原性に係る指針対象物質は、名称等を表示しSDSで通知するように努める(1%以下を除く)。

\*\*特定化学物質は、名称と取り扱いの注意を表示しなければならない(1%以上含有)。


# ラベルの注意書きの編集

編集するケース	編集例
法規で注意書きが具体的に規定されていて、JIS Z 7253の文言と異なる	法規表示を採用しJIS Z 7253の表現を省略する
JIS Z 7253で法規や製造者/供給者が具体的な方法や対象等を指示することができる	具体的事項がある場合は記載する
注意書きが重複するものや類似のものがある	重複を避けて簡潔にまとめる
補足情報を注意書きの中に織り込んで表示する	JIS Z 7253の文言を生かし、簡潔に記載（JIS Z 7253にない危険性等）
注意書きが多く、重要な注意書きの伝達効果が低下する可能性がある	化学品の形態や取扱状況等を考慮し、削除しても事故発生の可能性が少ないと判断する場合は供給者の責任で削除

適切な事故予防ができ、法規順守ができる条件で注意書きを編集してもよい。

# ラベル作成例

製品名

<b>溶剤X</b> 成分: X		NET Wt. 15 kg
 危険		
<b>危険有害性情報</b> ・引火性の高い液体及び蒸気 ・眼刺激 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い		
<b>注意書き</b> 【安全対策】 ..... ..... 【救急処置】 ..... ..... 【保管】 ..... ..... 【廃棄】 ..... .....		
消防法 危険物 第四類第二石油類 危険等級Ⅲ 水溶性液体 火気厳禁		
容器イエローカード 指針番号 131		国連番号 1993

赤枠で表示する。  
大きさ1cm<sup>2</sup>以上。  
背景は白または絵表示が判別しやすい色。

- ラベルに必要な情報**
- ・ 絵表示
  - ・ 注意喚起語
  - ・ 危険有害性情報
  - ・ 注意書き
  - ・ 化学品の名称 (SDSと一致)
  - ・ 供給者を特定する情報
  - ・ その他国内法令によって表示が求められる事項

法規制情報、  
国連番号等

供給者情報

XXXXXXXX 株式会社  
〒XXX-XXXX 東京都〇  
Tel:03-XXX-XXXX

- ポイント**
- 供給者名に国内製造事業者などの情報を了解を得た上で追記可
  - 注意書きは、JIS Z 7253:2025に従い修正

ご清聴ありがとうございました



# 「GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム (NITE-Gmiccs、ナイト-ジーミックス)」のご紹介

2026年2月6日(金)

経済産業省「化学物質管理セミナー2025」

第3回 我が国のSDS制度及び実務

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)

化学物質管理センター情報基盤課

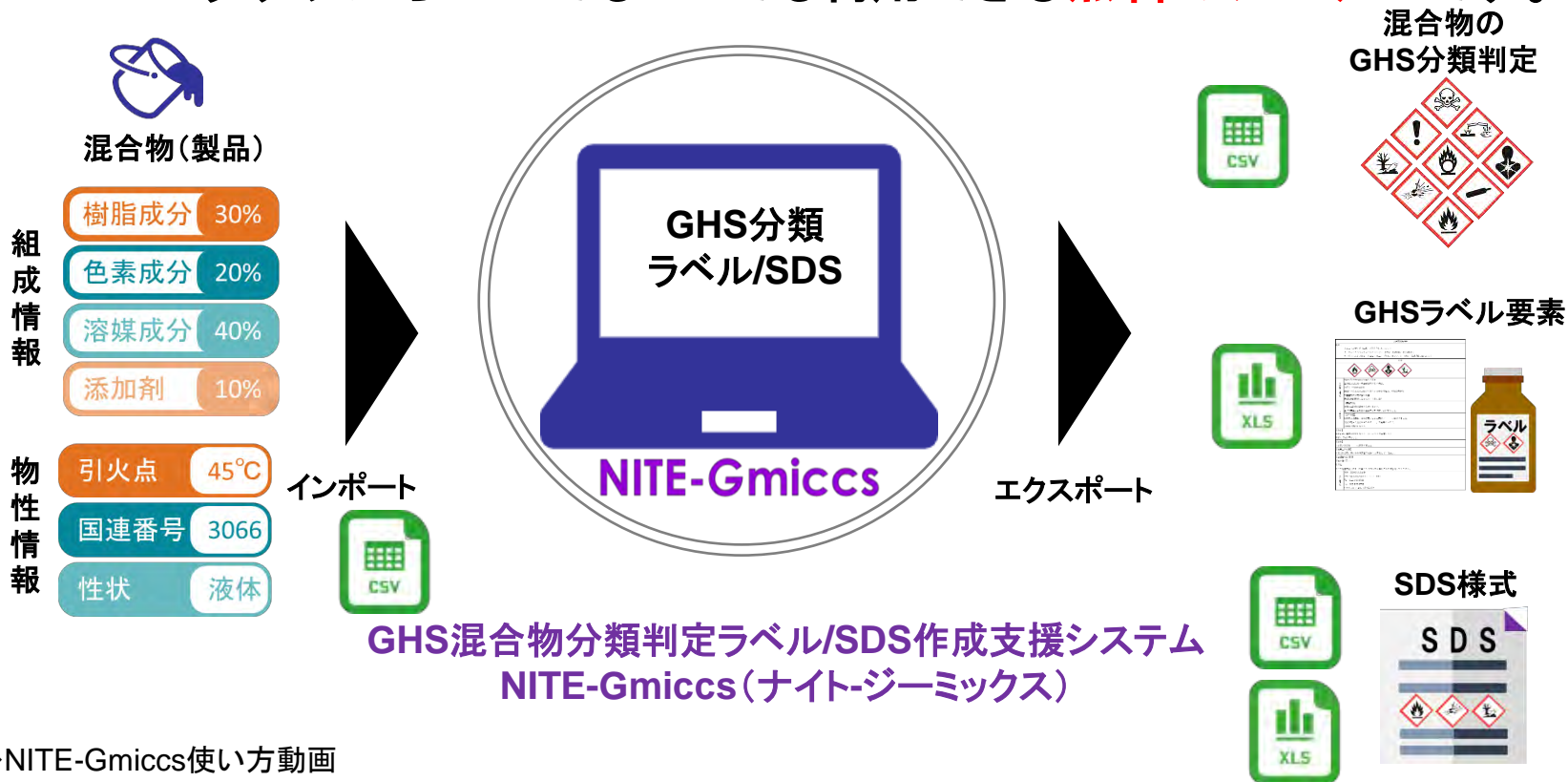
# 目次

1. NITE-Gmiccsの概要
2. NITE-Gmiccsの操作方法
3. NITE-Gmiccsの注意事項と便利機能
4. JIS改正に伴うNITE-Gmiccsの改修

◆GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム(NITE-Gmiccs)  
<https://www.ghs.nite.go.jp/>

# 1. NITE-Gmiccsの概要

**NITE-Gmiccs**は、混合物のGHS分類、ラベル作成・SDS様式出力をWebブラウザからいつでもどこでも利用できる**無料のシステム**です。



**GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム  
NITE-Gmiccs(ナイト-ジーミックス)**

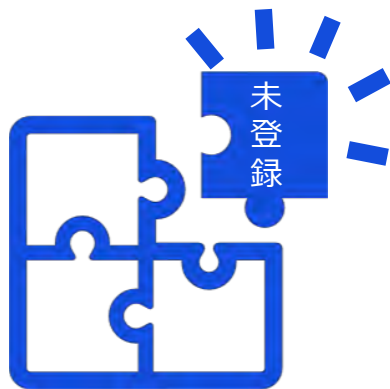
◆NITE-Gmiccs使い方動画

[https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs\\_HowtoUse\\_video.html](https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_HowtoUse_video.html)

基礎データとして、約3,400の単一物質（組成成分）の「政府によるGHS分類結果」を収載しています。



混合物(製品)中でNITE-Gmiccsに**収載されていない組成成分のGHS分類結果等は、**ユーザー側で情報収集してStep 1(単一物質(成分)GHS情報)で登録する必要があります。  
(例:ユーザー自身で成分をGHS分類する、オープンデータベースや原料メーカーSDSを参照する等)



## NITE-Gmiccs

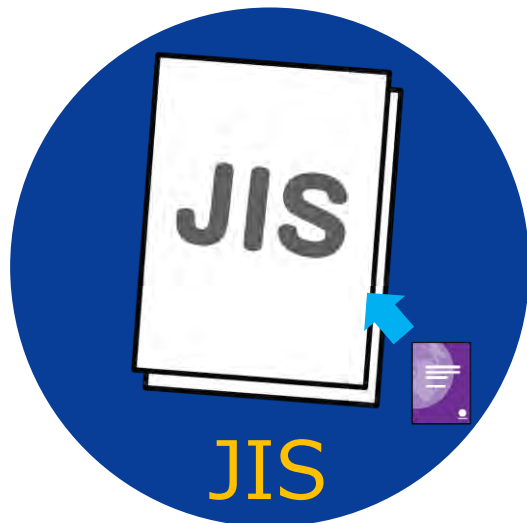
GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム invented by METI

※未収載の組成成分については、ユーザー自身でNITE-Gmiccsにデータを登録する必要があります。  
組成成分のGHS分類情報を用意し、NITE-GmiccsのStep1で登録します。  
組成成分のGHS分類情報が得られない場合は、「分類できない」(データなし)として登録することになります。  
組成成分のGHS分類の参考となる文書については、下記をご参照ください。

<GHS分類方法>

[https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs\\_classification.html](https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_classification.html)

NITE-Gmiccsでは、2つのGHS分類判定方法が選択できます。  
(NITE-Gmiccsでは、便宜上「JISルール」「UNルール」と呼びます。)



JIS

**国内向け**

- ◆ **JIS Z 7252 : 2019** (国連GHS文書改訂6版準拠) に対応
- ◆ 国連GHS文書で規定される濃度限界のうち**大きい値**で分類判定
- ◆ 以下の危険有害性区分は**使われない**。
  - ・急性毒性：区分5
  - ・皮膚腐食性／刺激性：区分3
  - ・誤えん有害性：区分2



UN

**海外向け**

- ◆ **国連GHS文書改訂6版**に対応
- ◆ 国連GHS文書で規定される濃度限界のうち**小さい値**で分類判定
- ◆ **JIS Z 7252 : 2019**で不採用の危険有害性区分も**使われる**。

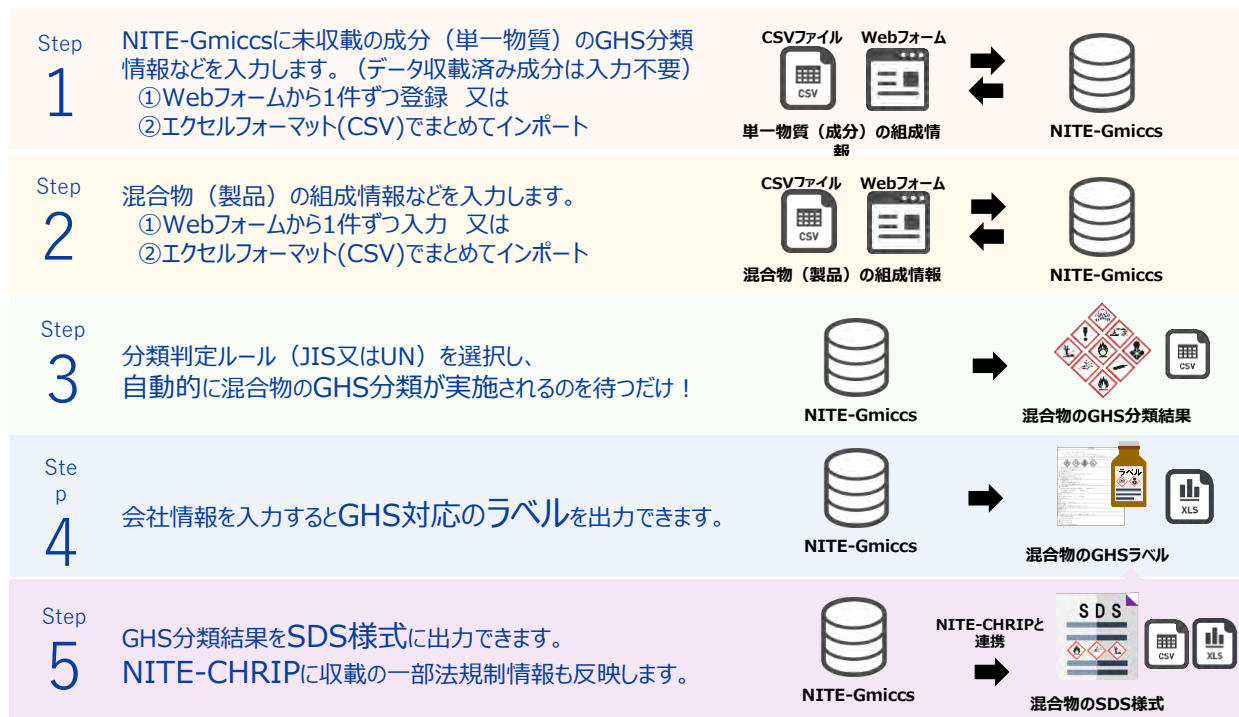
※国によって採用している国連GHS文書の版が異なります。  
具体的な運用については、各国の担当部局等にご確認ください。

(参考) **2026年4月以降は、新旧JIS対応の2つのバージョンが併存する予定です。**

JIS Z 7252:2025対応にあたっては、5年間の暫定措置期間が設けられており、2030年(令和12年)12月24日まではJIS Z 7252:2019に従って化学品を分類し、JIS Z 7253:2019に従ってラベル及びSDSを作成してもよいことになっています。その間は、旧JIS対応の現行NITE-Gmiccsも引き続きご利用いただけるようにいたします。

The screenshot shows the NITE-Gmiccs website interface. At the top left is the NITE logo with the text 'National Institute of Technology and Evaluation' and '独立行政法人 製品評価技術基盤機構'. To the right is a red notice: '※改修段階におけるイメージ(実際とは異なる可能性があります。)' followed by an 'English' link. Below this is a navigation bar with links for 'SDS作成について', 'FAQ', 'お問い合わせ', and 'GHS関連情報'. The main heading is 'NITE-Gmiccs' in purple. Below that is the slogan '混合物GHS分類、ラベル/SDS作成の手間を楽に'. The central text reads 'NITE-Gmiccs' in large purple letters, with 'GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム invented by METI' underneath. Two rounded rectangular buttons are present: a purple one on the left for '国連GHS文書改訂6版 / JIS Z 7252・JIS Z 7253:2019準拠版' and a pink one on the right for '国連GHS文書改訂9版 / JIS Z 7252・JIS Z 7253:2025準拠版'. At the bottom left, there is a small note: '1 物理化学的危険性については一部を除き分類されません。本システムの主な対象は健康有害性と環境有害性です。'. At the bottom center is a pink button labeled 'お知らせ'.

※2026年4月時点では、NITE-Gmiccsの収載データの元となっている「政府によるGHS分類結果」は旧JISに基づく情報のままです。

NITE-Gmiccsでは**5つのステップ**でラベル/SDS様式を出力可能！

※全ての項目が自動的に埋まるわけではありません。

NITE-Gmiccsから出力されたままのラベル/SDS様式では情報伝達できませんので、混合物（製品）の実態に沿って、ユーザー自身で必須事項等を記載してください。

(a) 混合物そのものの試験データがあればそれを使用

(b) つなぎの原則 (Bridging principles)

①希釈

②製造バッチ

③毒性の高い混合物の濃縮

④一つの危険有害性区分の中での内挿

⑤本質的に類似した混合物

⑥エアゾール

(c) 個々の成分に関する既知の情報に基づいて、混合物の危険有害性を推定 (加算式、カットオフ値/濃度限界等)

※物理化学的危険性には基本的に適用不可

**NITE-Gmiccsの対応範囲**

## NITE-Gmiccsの特徴まとめ①

人健康/環境有害性  
の分類判定加算式及びカットオフ値で判定  
可能な分類を実施します。

1

ラベル要素の  
取捨選択・更新ラベルに印字される危険有害性に  
紐づく注意書き（Pコード）の数の  
調整や一括更新が可能です。

2

分類結果及びラベルの  
日英対応

English

データの日英変換ができます。  
英語での作業入力も可能です。

3

大量のデータを  
入出力複数の単一物質（成分）情報や  
混合物（製品）情報をCSVで一度  
に入出力できます。

4

臓器種名称  
統合機能特定標的臓器の臓器名称を独自の  
統合ルールに基づいて統合できます。  
ラベル要素の簡略化のご参考に…

5

譲渡・提供された  
SDSの分類確認他社から提供されたSDSの記載内容  
（GHS分類結果）の確認にもNITE-  
Gmiccsの分類結果が役立ちます。

6

水のGHS分類データを  
あらかじめ収載政府分類では実施されていない  
水（CAS RN：7732-18-5）の  
GHS分類データがあるので、水を  
含む混合物の分類にも便利です。

7

Step 2の「1件ずつ登録」での検索画面で、  
このCAS RNか、化学物質(成分)名称に完全  
一致にして「水」と入れていただくと検索  
できます。

## NITE-Gmiccsの特徴まとめ②

## 化学物質“単体”の分類

混合物ではない単一物質の分類はできません。特に物理化学的危険性は収載データ（政府分類）に関わらず「分類できない」となります。



1

## 国連GHS文書改訂6版以外のルールによる分類

国連GHS文書改訂6版以外のルールによる分類はできません（※）。日英以外の言語は非対応です。



2

※2026年4月以降は、改訂6版／改訂9版対応の2つのバージョンが併存予定です。

## 物理化学的危険性の分類判定

物理化学的危険性については、基本的に分類できません。混合物のデータ（引火点、初留点）から分類できる場合があります。



3

## ラベル/SDSの全項目の記載

ラベル/SDS様式機能で出力したものを、そのまま完成したラベル/SDSとして使用することはできません。必ず必要事項を追記してください。



4

## データがない成分を含む混合物の分類

NITE-Gmiccsに収載されていない組成成分はユーザーが登録しないと分類できません。



5

## システム上にデータ保存

セキュリティの観点からシステム上にデータは保存されません。作業を中断したい場合は、データ登録後にcsvファイルをエクスポートして端末に保存してください。



6

## 2. NITE-Gmiccsの操作方法



推奨環境（Microsoft Edge）で  
NITE-Gmiccsを立ち上げます。

任意の検索エンジンで「NITE GHS」又は  
「NITE Gmiccs」と検索します。



<https://www.ghs.nite.go.jp/>



NITEウェブページからもNITE-Gmiccsにアクセス可能です！

◆GHS総合情報提供サイト(NITEウェブページ)

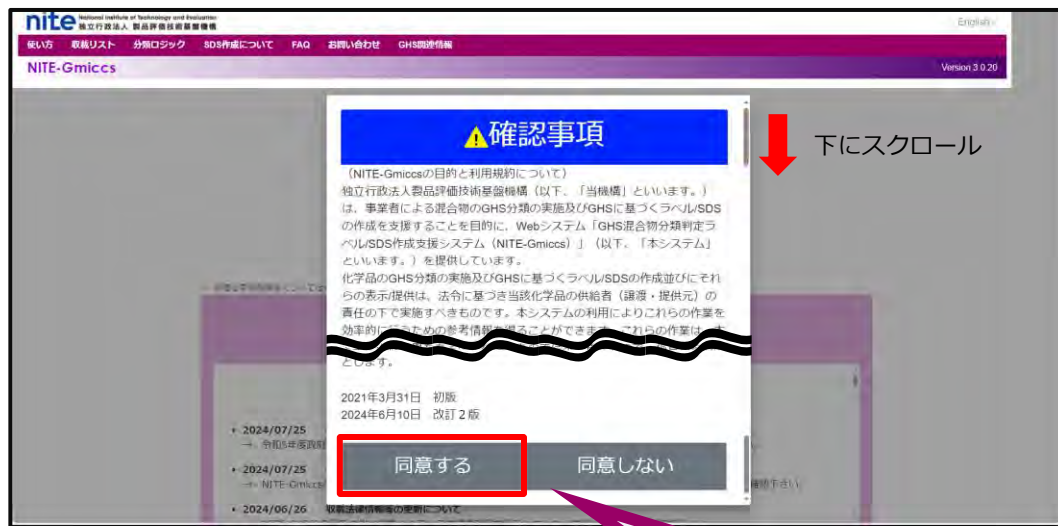
[https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs\\_index.html](https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html)

◆GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム(NITE-Gmiccs)

<https://www.ghs.nite.go.jp/>



TOPページから「混合物GHSを分類・ラベルを作成する」を選択すると、確認事項(免責事項)が表示されますので、内容に同意いただける場合は「同意する」をクリックしてください。



「同意しない」場合は使えません。

※画面を拡大していると「同意する」ボタンが表示されない場合があります。  
「同意する」ボタンが見つからない場合は、画面の拡大率を下げてください。



TOPページの上帯には各種説明等掲載しています。ご参照ください。

<使い方：NITE-Gmiccsの概要、使い方等を掲載しています。>

✓ NITE-Gmiccsの概要と使い方事例

<分類ロジック：分類判定方法についての説明を記載しています。>

✓ NITE-Gmiccs分類ロジック

### Step1へ遷移

TOPページから「混合物GHSを分類・ラベルを作成する」を選択します。

Step1 「単一物質(成分)GHS情報」の画面が開きます。(背景は黄色)

混合物GHSを分類・ラベルを作成する

混合物のGHS分類・ラベル作成

Step 1 Step 2 Step 3 Step 4 Step 5

単一物質(成分)GHS情報 混合物(製品)組成情報 混合物GHS分類 ラベル出力 SDS様式出力

Step1 混合物(製品)に含有される化学物質(成分)のGHS情報等を入力・確認する

化学物質(成分)の入力

・複数の化学物質(成分)をまとめて入力する

インポートデータ作成方法

※ 差分置換 ○ 全件置換

インポート (CSVファイル) テンプレート

・化学物質(成分)を1件単位で登録する

※ Webフォームで1件ずつ登録した場合はエクスポートでデータを保存することを推奨します。

1件ずつ登録

確認事項

同意する 同意しない

「確認事項」が表示されるので「同意する」をクリックします。

## 分類事例となる混合物

混合物ID : NITE-MIX-1 (半角英数で任意のIDを設定)

混合物 (製品) 名称 : サンプルシンナー

	単一物質 (成分) 名	含有率 (重量%)	CAS RN	NITE分類の有無 (NITE-Gmiccs収載)	物質ID
1	トルエン	40	108-88-3	○	m-nite-108-88-3
2	メタノール	40	67-56-1	○	m-nite-67-56-1
3	酢酸エチル	10	141-78-6	○	m-nite-141-78-6
4	長鎖アルコール	9	—	×	sub1
5	不純物	1	—	×	sub2
		100			

物理化学的性質: **物性: 液体**、**引火点: 40°C**混合物 (製品)  
としての物性混合物 (製品)  
としての引火点

	長鎖アルコール(物質ID:sub1、物性:液体)	不純物(物質ID:sub2、物性:液体)
引火性液体	分類できない	分類できない
急性毒性(経口)	分類できない	分類できない
急性毒性(経皮)	分類できない	分類できない
急性毒性(吸入・気体)	分類できない(分類対象外)	分類できない(分類対象外)
急性毒性(吸入・蒸気)	分類できない	分類できない
急性毒性(吸入・粉じん、ミスト)	分類できない	分類できない
皮膚腐食性/刺激性	区分2	分類できない
眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	分類できない	分類できない
呼吸器感作性	分類できない	分類できない
皮膚感作性	分類できない	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない	分類できない
発がん性	分類できない	分類できない
生殖毒性	分類できない	分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	分類できない	分類できない
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	分類できない	分類できない
誤えん有害性	分類できない	分類できない
水生環境有害性 短期(急性)	区分2	分類できない
水生環境誘拐性 長期(慢性)	分類できない	分類できない
オゾン層への有害性	分類できない	分類できない

※講義用の仮想のGHS分類情報です。

### Step1 : 登録済み化学物質（成分）情報の確認

登録済み化学物質（成分）情報の確認

登録化学物質一覧

物質ID

化学物質(成分)名称

CAS登録番号

出典

対象データ  全データ  NITE登録データ  ユーザー登録データ

1. 登録データがあるかどうか、化学物質名称やCAS登録番号で検索できます。

(2件取得)

全件選択	選択削除	物質ID	CAS登録番号	出典	化学物質(成分)名称	GHS分類情報
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	dip-clh_601-021-00-3	108-88-3	CLP_CLH	toluene	<a href="#">詳細情報</a> <a href="#">コピー</a>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	m-nite-108-88-3	108-88-3	NITE	トルエン	<a href="#">詳細情報</a> <a href="#">コピー</a>

2. 検索結果が表示されれば登録されたGHS分類データが利用できます。

### Step 1 : 化学物質（成分）の入力

The screenshot displays the NITE-Gmiccs web application interface. At the top, there is a navigation bar with the NITE logo and various menu items. Below the navigation bar, a progress indicator shows five steps: Step 1 (highlighted with a red box), Step 2, Step 3, Step 4, and Step 5. Step 1 is labeled '単一物質(成分)GHS情報' (Single Substance (Component) GHS Information). Below the progress indicator, the text reads: 'Step1 混合物（製品）に含有される化学物質（成分）のGHS情報等を入力・確認する' (Step 1: Input and confirm GHS information of chemical substances (components) contained in mixtures (products)). Underneath, it says '化学物質（成分）の入力' (Input of chemical substances (components)) and '・複数の化学物質（成分）をまとめて入力する' (Input multiple chemical substances (components) together). There are two buttons: 'インポート (CSVファイル)' (Import (CSV File)) and 'テンプレート' (Template). Below these buttons, it says '・化学物質（成分）を1件単位で登録する' (Register chemical substances (components) one by one). A red circle highlights the '1件ずつ登録' (Register one by one) button. A purple callout box points to this button with the text: 「1件ずつ登録」をクリックします。 (Click 'Register one by one'). Below the callout, there is a section for '登録済み化学物質（成分）情報の確認' (Check registered chemical substance (component) information) with a form containing fields for '物質ID' (Substance ID), '化学物質(成分)名称' (Chemical substance (component) name), 'CAS登録番号' (CAS registration number), and '出典' (Source). There are also radio buttons for matching criteria: '部分一致' (Partial match) and '完全一致' (Exact match), and checkboxes for 'ハイフンを含む' (Include hyphen) and 'ハイフンを除く' (Exclude hyphen).

### Step 1 : 基本情報の入力



1. Webブラウザの新しいタブに登録用のページが開きます。

化学物質 (新規登録)

**基本情報**

物質ID <b>必須</b>	?	sub1	登録
CAS登録番号	?		閉じる
化学物質(成分)名称(日) <b>必須</b>	?	長鎖アルコール	
化学物質(成分)名称(英)	?		
出典	?		

**混合物GHS分類用の必要情報**

窒素等量係数		?
酸素等量係数		?
pH		?
可燃性または引火性ガス最大濃度		?
可燃性または引火性ガス最小濃度		?
酸 (pH ≤ 2)	<input type="checkbox"/> 該当する	
塩基 (pH ≥ 11.5)	<input type="checkbox"/> 該当する	
無機塩類		?
アルデヒド類		?

2. 必須項目以外はわかる範囲で記載していきます。

## 2. NITE-Gmiccsの操作方法

## Step 1 : 単一物質(成分)GHS情報

1. 物理化学的危険性に入手した情報を選択して入れていきます。

\* 物理化学的危険性

項目	分類結果
燃焼性	
可燃性ガス	
エアゾール	
酸化性ガス	
高度対ス	
引火性液体	区分に該当しない (分類対象外)
可燃性固体	
自己反応性化学品	
自然発火性液体	
自然発火性固体	
自己発熱性化学品	
水反応可燃性化学品	
酸化性液体	
酸化性固体	
有機過酸化剤	
金属腐食性物質	
酸性化学薬物	

2. 人健康有害性と環境有害性に入手した情報を選択して入れていきます。

※未選択の場合は「データなし」と登録され、「分類できない」と同じ扱いとなり、GHS分類時には毒性未知成分とされます。

\* 健康有害性

項目	分類結果	急性
急性毒性 (経口)	分類できない	▼
急性毒性 (経皮)	分類できない	▼
急性毒性 (吸入: 気体)	区分に該当しない (分類対象外)	▼
急性毒性 (吸入: 蒸気)	分類できない	▼
急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト)	分類できない	▼
皮膚腐食性/刺激性	区分2	▼
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	分類できない	▼
呼吸器感受性	分類できない	▼
皮膚感受性	分類できない	▼
生殖細胞変異原性	分類できない	▼
発がん性	分類できない	▼
生殖毒性	分類できない	▼
生殖毒性・授乳影響	分類できない	▼
特定の臓器毒性 (単回ばく露)	分類できない	▼
特定の臓器毒性 (反復ばく露)	分類できない	▼
誤えん有害性	分類できない	▼

### Step 1 : 【参考】データのない物質の物性に基づく入力支援機能

登録する物質の物理的・化学的性状（気体、液体、固体）に合わせて「分類対象外」となる項目を自動記載する機能です。

The screenshot shows a registration form for a substance. At the top, there are three tabs: "データなし(気体)" (Data missing (gas)), "データなし(液体)" (Data missing (liquid)), and "データなし(固体)" (Data missing (solid)). The "データなし(液体)" tab is selected and highlighted with a red box. Below the tabs, there are several dropdown menus for selecting physical and chemical properties. A red box highlights the "データなし(液体)" option in a dropdown menu. Another red box highlights a dropdown menu with the following options: "分類できない", "区分に該当しない (分類対象外)", "区分に該当しない (分類対象外)", "区分に該当しない (分類対象外)", "区分に該当しない (分類対象外)", "分類できない", "区分に該当しない (分類対象外)", "分類できない", "分類できない", "区分に該当しない (分類対象外)", "分類できない", "分類できない", "区分に該当しない (分類対象外)".

1. 登録する物質の物理的・化学的性状（気体、液体、固体）を選択します。

2. 「分類対象外」となる項目が自動的に記載されます。それ以外の項目は全て「分類できない」と自動入力されます。

## Step 1 : 【参考】標的臓器毒性の入力方法

1. 特定標的臓器毒性は「区分あり」を選択後、ここをクリックします。

2. ポップアップ画面で臓器を入力できるので、「+行追加」をクリックし「区分」及び「臓器」選択できます。  
※標的臓器に必要な数だけ行を追加します。

3. 入力終了したら「確定」をクリックし登録します。

### Step1:単一物質（成分）のGHS情報の登録

化学物質 (新規登録)

基本情報

物質ID <small>必須</small>	?	sub1	登録
CAS登録番号	?		閉じる
化学物質(成分)名称 (日) <small>必須</small>	?	長鎖アルコール	
化学物質(成分)名称 (英)	?		
出典	?		

水性環境有害性 長期 (慢性)	慢性率
	NOEC50(魚類)
	NOEC50(甲殻類)
	NOEC50(藻類)
	急速分解率
	毒性率
オゾン層への有害性	

閉じる 登録

本システムのご利用について | 動作環境 |  
(c) 2021 National Institute of Technology and Evaluation  
NITE-Gmiccs

情報を入れ終わったら、登録をクリックします。

### Step 1 : 登録化学物質の確認

1.登録完了すると登録用のページが閉じ、タブがなくなります。

2.登録した情報が反映されます。(最後に登録した1件のみ)

登録化学物質一覧

物質ID   部分一致  完全一致

化学物質(成分)名称   部分一致  完全一致

CAS登録番号   ハイフンを含

出典

対象データ  全データ  NITE登録データ  ユーザー登録データ

(1件取得)

検索実行 クリア

全件選択 選択削除

物質ID	CAS登録番号	出典	化学物質(成分)名称	GHS分類情報
<input type="checkbox"/>	sub1		長鎖アルコール	<a href="#">詳細情報</a> <a href="#">コピー</a>

### Step 1 : 【参考】化学物質（成分）のコピー登録

登録化学物質一覧

物質ID   部分一致  完全一致

化学物質(成分)名称   部分一致  完全一致

CAS登録番号   ハイフンを含む  ハイフンなし

出典

対象データ  全データ  NITE登録データ  ユーザー登録データ

(1件取得)

検索実行 クリア

全件選択 選択削除

物質ID	CAS登録番号	出典	化学物質(成分)名称	GHS分類情報
<input type="checkbox"/>	sub1		長鎖アルコール	<a href="#">詳細情報</a> <a href="#">コピー</a>

1. 登録した物質に対して「コピー」をクリックすることで入力の省略を行うことができます。

3. ID以外の情報が全てコピーされていますので、新たなIDを入力し、名称など必要な情報を書き換えることで省力化して次の物質の登録が可能です。

化学物質 (コピー)

2. 「コピー」をクリックすると、Webブラウザの別タブに登録画面が表示されます。

物質ID  必須

CAS登録番号

成分名称 (日)  必須

成分名称 (英)

出典

長鎖アルコール

## 2. NITE-Gmiccsの操作方法

### Step 1 : 化学物質（成分）の登録確認と登録情報のエクスポート

1. 登録した物質を検索実行し、必要な物質が登録できたかを確認します。

物質ID   部分一致  完全一致  
物質(成分)名称   部分一致  完全一致  
CAS登録番号   ハイフンを含む  ハイフンを除く  
出典   
対象データ  全データ  NITE登録データ  ユーザー登録データ

(2件取得)

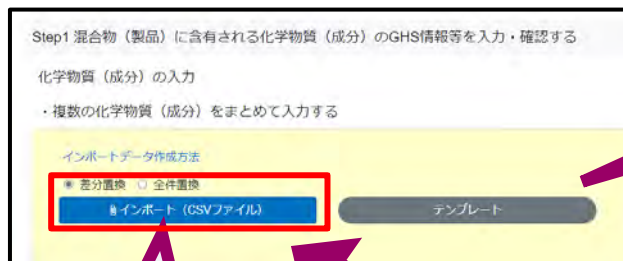
全件選択	選択削除	物質ID	CAS登録番号	出典	化学物質(成分)名称	GHS分類情報
<input type="checkbox"/>		sub1			長鎖アルコール	<a href="#">詳細情報</a>
<input type="checkbox"/>		sub2			不純物	<a href="#">詳細情報</a>

登録データをエクスポートすることで、Web画面を閉じてしまったとしても、エクスポートデータをNITE-Gmiccsにインポートすることで作業を途中から再開することができます。

2. 確認できましたら、登録データを必ずエクスポート（CSVファイル形式）してください。

※登録したデータやインポートデータはNITE-Gmiccs上には保存されません。

### Step 1 : 化学物質（成分）のGHS登録情報のインポート



エクスポートファイルではなく、1からCSVファイルを作成する場合はテンプレートをご利用ください。

STEP1でインポートするCSVファイルは1ファイルで複数の化学物質（成分）情報の入力が可能※

1行が1つの化学物質情報に対応します。

※STEP2では1ファイルで複数の混合物（組成）情報が入力可能。  
STEP4、5でインポートできるファイルは1ファイル1混合物が入力される。

物質ID	出典	CAS RN	日本語名	英語名	化学種	フェノール類	発がん性 その他の成分	爆発物	可燃
1									
2	1542		未定物質 (気体)	Unidentified substance (Gas)		不明	不明	区分に該当しない (分類対象外)	分類
3	1932		未定物質 (液体)	Unidentified substance (Liquid)	当	非該当	非該当	分類できない	区分
4	7285		未定物質 (固体)	Unidentified substance (Solid)				分類できない	区分
5	CHEMICAL_AAB	株式会社 XXXXXXX	未定物質 (エアゾール)	Unidentified substance (Aerosol)				区分に該当しない (分類対象外)	区分
6	CHEMICAL_AAB	株式会社 XXXXXXX	アクリルアミド	Acrylamide		不明	不明	区分に該当しない (分類対象外)	区分
7	CHEMICAL_AAC	株式会社 XXXXXXX	アクリル酸	Acrylic acid		不明	不明	区分に該当しない (分類対象外)	区分
8	sample-0001	(株) NITE	アクリロニトリル	Acrylonitrile		不明	不明	区分に該当しない (分類対象外)	区分
9	sample-0002	(株) NITE	アクリレイン	Acrolein		不明	不明	区分に該当しない (分類対象外)	区分
10	sample-0003	(株) NITE	アセトニトリル	Acetonitrile		不明	不明	区分に該当しない (分類対象外)	区分
11	224-703-9	ECHA CBLL inventory	4455-26-9 N-メチル-N-オクチルオタン-1,1-ジメチルジアミン	Stibane		不明	不明	区分に該当しない (分類対象外)	区分
12	520-578-3	ECHA CBLL inventory	7802-52-3 スズレン	Stibane		不明	不明	区分に該当しない (分類対象外)	区分
13	218-276-8	ECHA CBLL inventory	2104-64-5 O-エチル-O-4-ニトロフェニルフェニルピリジニウム塩	1,1-Ethylene,2,2-bipyridinium di		不明	不明	区分に該当しない (分類対象外)	区分
14	201-579-4	ECHA CBLL inventory	85-00-7 1,1-エチレン,2,2'-ビピリジニウムジイソチアゾリウム	1,1-Ethylene,2,2'-bipyridinium di		不明	不明	区分に該当しない (分類対象外)	区分
15	In-house_0001	自社データ	開発中の化学薬品	Chemical Sample		不明	不明	区分に該当しない (分類対象外)	区分

### Step 1 : 【参考】テンプレートの記載例

STEP 1, 2についてはテンプレートへの記載例を「使い方」のページに掲載しているので、ご参照ください。

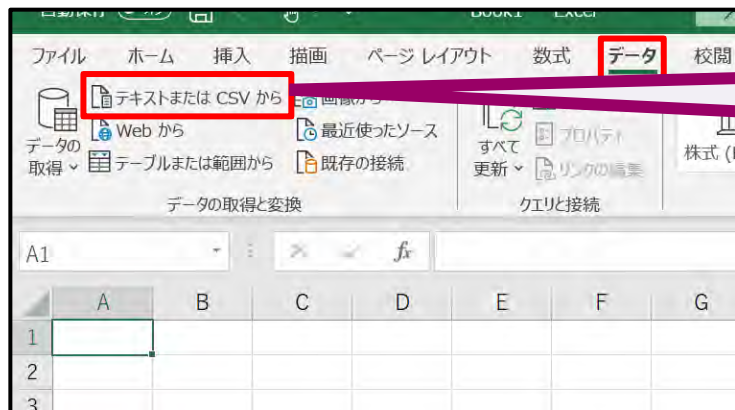


STEP1のインポートファイル記載例

STEP2のインポートファイル記載例

### Step 1 : 【参考】CSVファイルの編集方法

CSVファイルはExcelで開いて編集が可能ですが、ファイルのダブルクリックなどで開くとCAS登録番号が日付認識されるなどのエラーが起こりやすいです。



CSVファイルを開く際はExcelの機能から読み込みを行って編集してください。

CSVファイルの編集の詳細は下記をご参照ください。

「インポート/エクスポートファイルの修正方法について」:

[https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/contents/gmiccs\\_File\\_Correction\\_manual\\_20250131.pdf](https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/contents/gmiccs_File_Correction_manual_20250131.pdf)

### Step 2 : 混合物（製品）の基本情報の入力

Step 2のボタン◎を押すか、次のステップへ→で移動可能です。



・混合物(製品)組成物質を1件単位で登録する

※Webフォームで1件ずつ登録した場合はエクスポートでデータを保存することを推奨します。

1件ずつ登録

1. 「1件ずつ登録」をクリックしますと、別のウィンドウに登録画面が現れます。

混合物（製品）の基本情報

基本情報

混合物ID	必須	?	NITE-MIX-1
混合物(製品)名称(日)	必須	?	サンプルシンナー
混合物(製品)名称(英)		?	

混合物GHS分類用の必要情報

国連番号				検索	クリア	?
物理化学的性状	必須		液体	?		
引火点			40	°C	?	
初留点(沸点)						
動粘性						

2. 必須項目以外はわかる範囲で記載します。

### Step 2 : 化学物質（成分）情報の選択・確認（NITE-Gmiccsに収録されている物質）

化学物質(成分)情報の選択・確認

※混合物（製品）に登録してください

化学物質一覧

物質ID   部分一致  完全一致

化学物質(成分)名称   部分一致  完全一致

C A S登録番号   ハイフンを含む  ハイフンを除く

出典

対象データ  全データ  NITE登録データ  ユーザー登録データ

不足情報を登録する (Step1へ)

(2件取得)

選択	物質ID	C A S登録番号	出典	化学物質(成分)名称	G H S分類情報
<input type="checkbox"/>	clp-clh_601-021-00-3	108-88-3	CLP_CLH	toluene	<input type="button" value="詳細情報"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	m-nite-108-88-3	108-88-3	NITE	トルエン	<input type="button" value="詳細情報"/>

1. 化学物質を化学物質名称やCAS登録番号で検索できます。

追加する

2. 採用するデータにチェックを入れて「追加する」をクリックします。

## Step 2 : 化学物質（成分）情報の選択・確認（ユーザー登録物質）

化学物質(成分)情報の選択・確認

※混合物（製品）に含有する化学物質が登録されていない場合は、  
成分（成分）のGHS情報を先に登録してください。

化学物質一覧

物質ID  \* 部分一致  完全一致

化学物質(成分)名称  \* 部分一致  完全一致

CAS登録番号  \* ハイフンを含む   
\* ハイフンを除く

出典

対象データ  全データ  NITE登録データ  ユーザー登録データ

(2件取得)

選択	物質ID	CAS登録番号	出典	化学物質(成分)名称	GHS分類情報
<input type="checkbox"/>	sub1			長鎖アルコール	<input type="button" value="詳細情報"/>
<input type="checkbox"/>	sub2			不純物（データなし）	<input type="button" value="詳細情報"/>

組成情報一覧

含有率の確定

物質ID	CAS登録番号	出典	化学物質(成分)名称	含有率	含有率（100%）	GHS分類情報
<input type="checkbox"/>	m-nite-67-56-1 67-56-1	NITE	メタノール			<input type="button" value="詳細情報"/>
<input type="checkbox"/>	m-nite-141-78-6 141-78-6	NITE	酢酸エチル			<input type="button" value="詳細情報"/>
<input type="checkbox"/>	m-nite-108-88-3 108-88-3	NITE	トルエン			<input type="button" value="詳細情報"/>

登録した未記載の単一物質（成分）情報はCAS RNや名称での検索の他、ユーザー登録データを選択して検索することで表示されます。

## Step 2 : 組成情報一覧

組成情報一覧

含有率の確定 **必須**

含有率 (100%) への換算

物質ID	CAS登録番号	出典	化学物質(成分)名称	含有率	含有率 (100%)	GHS分類情報
<input type="checkbox"/> m-nite-108-88-3	108-88-3	NITE	トルエン	<input type="text" value="40"/>	40	<a href="#">詳細情報</a>
<input type="checkbox"/> m-nite-67-56-1	67-56-1	NITE	メタノール	<input type="text" value="40"/>	40	<a href="#">詳細情報</a>
<input type="checkbox"/> m-nite-141-78-6	141-78-6	NITE	酢酸エチル	<input type="text" value="10"/>	10	<a href="#">詳細情報</a>
<input type="checkbox"/> sub1			長鎖アルコール	<input type="text" value="9"/>	9	<a href="#">詳細情報</a>
<input type="checkbox"/> sub2			不純物	<input type="text" value="1"/>	1	<a href="#">詳細情報</a>

閉じる 登録

1. 含有率を記入します。

2. 含有率 (100%) への換算をクリックします。

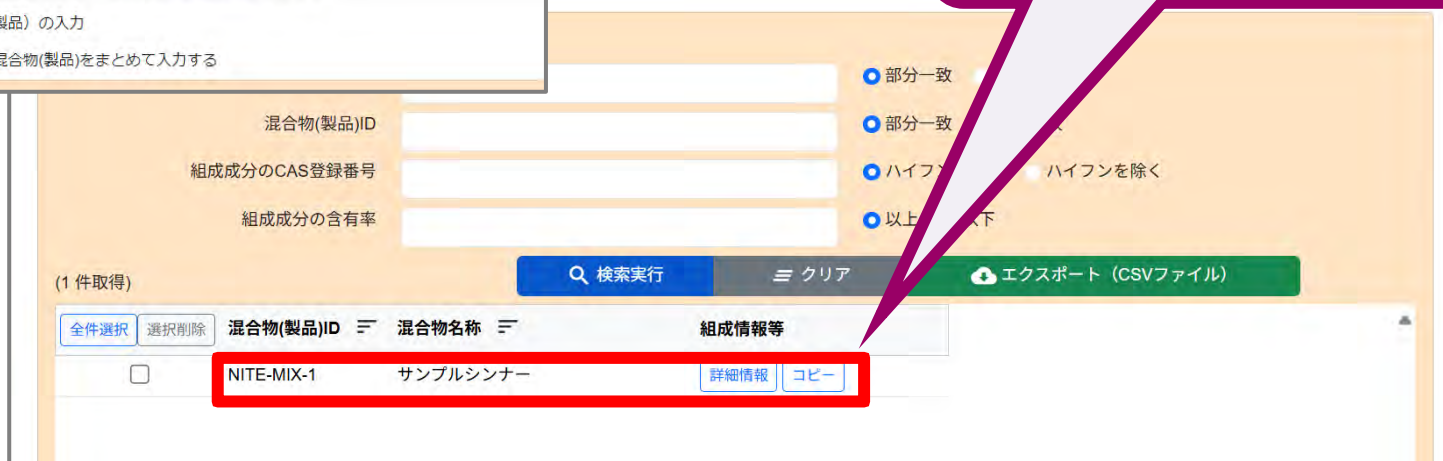
3. 登録をクリックし、登録画面が閉じStep2へ戻ります。

### Step 2 : 登録された混合物の確認



1.登録完了すると登録用のページが閉じ、タブがなくなります。

2.戻ったStep 2のページには、登録した情報が反映されます。  
(最後に登録した1件のみ)



### Step 2 : 【参考】混合物のコピー登録

登録した混合物(製品)組成情報の確認

混合物(製品)一覧

混合物(製品)名称   部分一致  完全一致

混合物(製品)ID   部分一致  完全一致

組成成分のCAS登録番号   ハイフンを含む

組成成分の含有率   以上  以下

(1件取得)

全件選択	選択削除	混合物(製品)ID	混合物名称	組成情報等
<input type="checkbox"/>		NITE-MIX-1	サンプルシンナー	<input type="button" value="コピー"/>

組成が少し違うなど、他の混合物情報（類似混合物の情報を「コピー」する機能を使うことで入力を省略化できます。

1. 「コピー」をクリックすると、Webブラウザの別タブに登録画面が表示されます

2. ID以外の情報が全てコピーされていますので、必要な情報に書き換えることで入力を省略し、登録ができます。

混合物ID  必須

混合物(製品)名称(日)  必須

混合物(製品)名称(英)

GHS分類用の必要情報

国連番号

液体  必須

引火点  40.0 °C

初留点(沸点)  °C

動粘性  mm<sup>2</sup>/s

### Step 2 : 混合物の登録情報のエクスポート

登録した混合物(製品)組成情報の確認

**混合物(製品)一覧**

混合物(製品)名称

混合物(製品)ID

組成成分のCAS登録番号   ハイフンを含む  ハイフンを除く

組成成分の含有率   以上  以下

(1件取得)

**混合物(製品)ID**  **混合物名称**  **組成情報等**

<input type="checkbox"/>	NITE-MIX-1	サンプルシンナー	<input type="button" value="詳細情報"/>	<input type="button" value="コピー"/>
--------------------------	------------	----------	-------------------------------------	------------------------------------

混合物の組成情報等を登録したら、登録データは**必ず**エクスポート (CSVファイル形式) してください。

※登録したデータやインポートデータは、NITE-Gmiccs上には保存されません。

登録データをエクスポートすることで、Web画面を閉じてしまったとしても、エクスポートデータをNITE-Gmiccsに取り込むことで作業を途中から再開することができます。



### Step 3 : GHS分類の実施

1.必要に応じて分類ルール、  
臓器種付与ルールを変更します。

※標的臓器の名称の統合については、  
【別紙】標的臓器統合仕様に基づいています。  
[https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/contents/gmiccs\\_organ\\_20210401.pdf](https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/contents/gmiccs_organ_20210401.pdf)

混合物GHS判定ルール等を選択する

分類判定ルール **必須** ?

臓器種付与ルール **必須** ?

分類掲載中の成分表示 ?

JISルール  UNルール

名称を統合する  名称を統合しない

物質ID  物質名称

混合物GHS分類判定一覧

混合物(製品)名称

混合物(製品)ID

分類判定実施  未実施  実施済  すべて

部分一致  完全一致

検索実行

(1件取得)

全件選択

追加削除

混合物(製品)ID

混合物名称

組成情報等

分類結果

NITE-MIX-1

サンプルシナー

詳細情報

2.分類を実施する対象の混合物に  
チェックをいれます。

3.分類実行をクリックします。

分類実行※

エクスポート (CSVファイル)

出力言語 日本語

## 2. NITE-Gmiccsの操作方法

### Step 3 : 分類結果の確認

「済」と表示された「分類結果」をクリックすると分類ロジックに基づき判定されたGHS分類結果が新しいタブで表示されます。（物理化学的危険性については、基本的に分類されません。）

全件選択 選択削除 混合物(製品)ID ≡ 混合物名称 ≡

組成情報等 分類結果

NITE-MIX-1 サンプルシンナー

詳細情報 済 分類結果

項目	分類結果	操作
健康有害性	分類できない	分類根拠
健康有害性	分類できない	分類根拠
健康有害性	区分に該当しない(分類対象外)	分類根拠
健康有害性	区分4	分類根拠
健康有害性	分類できない	分類根拠
健康有害性	区分2	分類根拠
健康有害性	区分2	分類根拠
健康有害性	分類できない	分類根拠
健康有害性	分類できない	分類根拠
健康有害性	区分1A	分類根拠
健康有害性	授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分	分類根拠
健康有害性	区分あり	分類根拠
健康有害性	区分あり	分類根拠
健康有害性	分類できない	分類根拠

**分類根拠**

混合物(製品)ID: NITE-MIX-1  
混合物(製品)名称: サンプルシンナー  
分類項目: 急性毒性(吸入:蒸気)

※本ツールでは、ppmとmg/lで計算を行いますが、判定結果はppmを採用します。

急性毒性(吸入):蒸気,ppmでの計算  
区分4:CAS番号:108-88-3(毒性値=3319ppm 含有率=40% 出典:NITE), CAS番号:141-78-6(毒性値=14640ppm 含有率=10% 出典:NITE)  
区分に該当しない:CAS番号:67-56-1(毒性値=22500ppm 含有率=40% 出典:NITE)  
分類できない:CAS番号:なし(含有率=9% 出典:), CAS番号:なし(含有率=1% 出典:)

$ATE_{mix} = 100 / ((40\% / 3319ppm) + (40\% / 22500ppm) + (10\% / 14640ppm))$ 計算結果が6890.5352294ppmのため、区分4に該当。

毒性が未知の成分を10%含有。

急性毒性(吸入):蒸気,mg/lでの計算  
区分4:CAS番号:108-88-3(毒性値=12.5mg/l 含有率=40% 出典:NITE), CAS番号:141-78-6(毒性値=52.75mg/l 含有率=10% 出典:NITE)

閉じる 更新

分類根拠には判定に至った計算などが記載されます。

## Step 3 : サンプルシナーの分類結果

名称	サンプルシナー
CAS RN (CAS登録番号)	-
ID	NITE-MIX-1
引火性液体	区分3
急性毒性 (経口)	分類できない
急性毒性 (経皮)	分類できない
急性毒性 (吸入 : ガス)	区分に該当しない (分類対象外)
急性毒性 (吸入 : 蒸気)	区分4
急性毒性 (吸入 : 粉じん、ミスト)	分類できない
皮膚腐食性/刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	区分2
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	区分1A : 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分
特定標的臓器 (単回ばく露)	区分1 (中枢神経系、視覚器、全身毒性)、区分3 (気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器 (反復ばく露)	区分1 (中枢神経系、視覚器、腎臓)
誤えん有害性	分類できない
水生環境急性有害性 短期 (急性)	区分2
水生環境急性有害性 長期 (慢性)	区分3
オゾン層への有害性	分類できない

## Step 3 : 混合物のGHS分類結果のエクスポート

The screenshot displays the NITE-Gmiccs interface. At the top, there are tabs for '組成情報等' (Composition Information) and '分類結果' (Classification Results). Below these, a search bar shows 'NITE-MIX-1' and 'サンプルシンナー' (Sample Thinner). A '分類結果' (Classification Results) button is visible. Below the search bar is a table with columns A through G. The table contains the following data:


	A	B	C	D	E	F	G
1	混合物ID	NITE-MIX-1					
2	混合物（製品）名称(日)	サンプルシンナー					
3	混合物（製品）名称(英)						
4	分類判定ルール	JIS					
5	国連番号						
6	国連番号の補足番号						
7	物理化学的性状	液体					
8	組成物質(1)	m-nite-10	40 108-88-3	トルエン	Toluene		
9	組成物質(2)	m-nite-67	40 67-56-1	メタノール	Methanol		
10	組成物質(3)	m-nite-14	10 141-78-6	酢酸エチル	Ethyl acetate		
11	組成物質(4)	sub1	9	長鎖アルコール			
12	組成物質(5)	sub2	1	不純物			
13	組成物質(6)						
14	組成物質(7)						

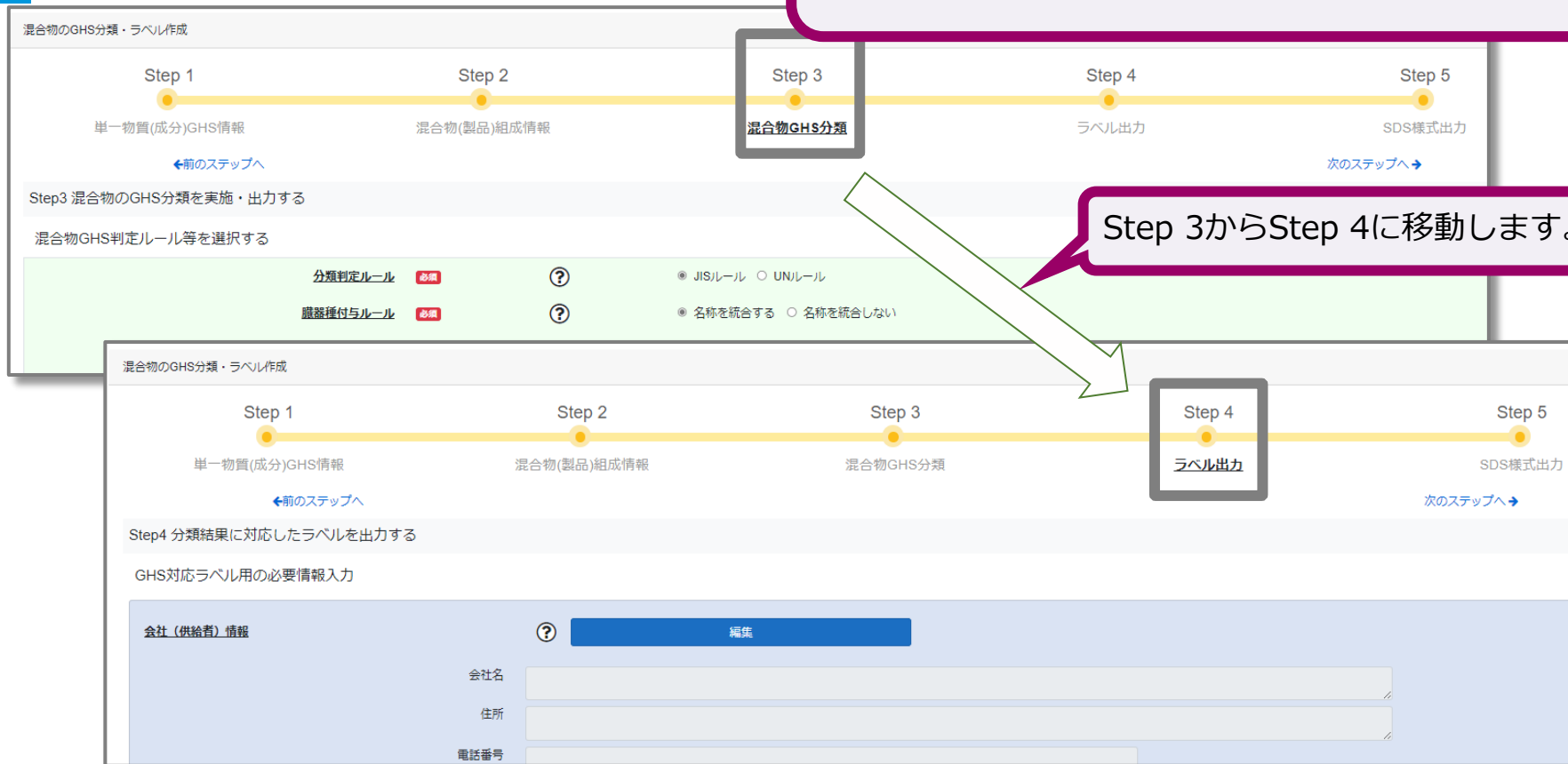
At the bottom of the interface, there is a green button labeled 'エクスポート (CSVファイル)' (Export (CSV File)). A red box highlights this button, and a white arrow points from it to the table. A callout box with a purple border contains the following text:

混合物のGHS分類を実施したら、分類結果をエクスポート（CSVファイル形式）してください。  
※登録したデータやインポートデータはNITE-Gmiccs上には保存されません。  
必ずデータをエクスポートしてください。

## 2. NITE-Gmiccsの操作方法

### Step 4 : ラベル出力

エクスポートが完了しましたら、Step 4へ移動します。  
Step 4のボタンを押すか、次のステップへ→で移動可能です。



The image displays two screenshots of the NITE-Gmiccs software interface, illustrating the transition from Step 3 to Step 4.

**Top Screenshot (Step 3):** The workflow progress bar shows Step 3, "混合物GHS分類" (Mixture GHS Classification), as the current step. Below the progress bar, the text reads "Step3 混合物のGHS分類を実施・出力する" (Perform and output GHS classification for mixtures) and "混合物GHS判定ルール等を選択する" (Select mixture GHS judgment rules, etc.). The interface includes options for "分類判定ルール" (Classification judgment rules) with a "必須" (Required) label and a help icon, and "臓器種付与ルール" (Organ assignment rules) with a "必須" label and a help icon. Radio buttons allow selection between "JISルール" (JIS rules) and "UNルール" (UN rules), and between "名称を統合する" (Integrate names) and "名称を統合しない" (Do not integrate names).

**Bottom Screenshot (Step 4):** The workflow progress bar shows Step 4, "ラベル出力" (Label output), as the current step. The text reads "Step4 分類結果に対応したラベルを出力する" (Output labels corresponding to classification results) and "GHS対応ラベル用の必要情報入力" (Input necessary information for GHS-compliant labels). The "会社 (供給者) 情報" (Company (Supplier) information) section is visible, featuring a help icon, a "編集" (Edit) button, and input fields for "会社名" (Company name), "住所" (Address), and "電話番号" (Phone number).

A callout box with a green arrow points from the Step 3 progress bar to the Step 4 progress bar, containing the text: "Step 3からStep 4に移動します。" (Move from Step 3 to Step 4).

### Step 4 : ラベル用の必要情報入力 会社（供給者）情報

Step4 分類結果に対応したラベルを出力する

GHS対応ラベル用の必要情報入力

会社（供給者）情報



編集

会社名

住所

会社（供給者）情報

0 インポート (CSVファイル)

テンプレート

2. 入力フォームから直接入力することもできますが、会社（供給者）情報を記載したCSVファイルをインポートすることで入力の手間を省略することができます。テンプレートファイルをダウンロードして、ご利用ください。

1. 出力するラベルに問題がなければラベル供給者名や郵便番号、住所など必須事項を入力していきます。編集ボタンから入力画面を開きます。

会社名

住所

電話番号

電子メールアドレス

ファクシミリ(FAX)番号

緊急連絡番号

〔販売元〕 〇〇株式会社  
〔製造者〕 株式会社〇〇〇〇

〔販売元〕 〒XXXX-XXXX 東京都〇〇区  
〔製造者〕 〒XXXX-XXXX 神奈川県〇〇市〇〇区

03-XXXX-XXXX

0 閉じる

更新

## 2. NITE-Gmiccsの操作方法

### Step 4 : ラベル要素の確認

登録した混合物（製品）のGHS情報に基づくラベル要素を出力

「ラベル要素」をクリックすると、別のウィンドウにラベル要素として印字される内容が表示されます。

混合物一覧

混合物（製品）名称

混合物（製品）ID

注意書き絞り込みレベル

検索実行

(1件取得)

全件選択	選択削除	混合物ID	混合物名称	組成情報	分類結果	ラベル要素	レベル	注意書き件数
<input type="checkbox"/>		NITE-MIX-1	サンプルシンナー	<a href="#">詳細情報</a>	<a href="#">分類結果</a>	<a href="#">ラベル要素</a>	2	8件

混合物ID: NITE-MIX-1

混合物（製品）名称: サンプルシンナー

成分

物質ID	CAS登録番号	出典元	化学物質名称
m-nite-108-88-3	108-88-3	NITE	トルエン
m-nite-67-56-1	67-56-1	NITE	メタノール
m-nite-141-78-6	141-78-6	NITE	酢酸エチル
sub1			長鎖アルコール
sub2			不純物

ピクトグラム（絵表示）


注意喚起語: 危険

## Step 4 : 注意書き文言の絞り込みレベル

注意書きには  
GHS分類結果に  
紐づく文言が表示  
されます。

注意書き文言の数は、絞り込み機能  
により調整ができます。

混合物ID	NITE-MIX-1				
混合物（製品）名称	サンプルシンナー				
成分	物質ID	CAS登録番号	出典元	化学物質名称	
	m-nite-108-88-3	108-88-3	NITE	トルエン	10.0000000
	m-nite-67-56-1	67-56-1	NITE	メタノール	9.0000000
	m-nite-141-78-6	141-78-6	NITE	酢酸エチル	1.0000000
	sub1			長鎖アルコール	
	sub2			不純物	

フレーム（絵表示） 

注意喚起語 危険

危険有害性情報および注意書き

注意書き絞り込み レベル 2

注意書き件数 8

コード	危険物有害性情報
H315	皮膚刺激
H319	強い眼刺激
H332	吸入すると有害
H335	呼吸器への刺激のおそれ
H336	眠気又はめまいのおそれ
H360	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H362	授乳中の子に害を及ぼすおそれ
H370	中枢神経系、視覚器、全身毒性の障害
H372	長期にわたる又は反復ばく露による中枢神経系、腎臓、視覚器の障害
H401	水生生物に毒性
H412	長期継続的影響によって水生生物に有害

## ＜注意書き絞り込みレベル※＞

レベル1：強く推奨（一般工業用途として）

レベル2：強く推奨（1以外への用途を考慮して）

レベル3：推奨

レベル4：任意

## 2. NITE-Gmiccsの操作方法

### Step 4 : 【参考】優先順位の表示設定

ビクトグラム (絵表示)

危険

危険有害性情報および注意書き

注意書き絞り込み レベル2

コード	危険物有害性情報
H301	飲み込むと有毒
H314	重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
H332	吸入すると有害
H411	長期継続的影響によって水生生物に毒性

混合物(製品)が一部の類似した危険有害性を複数示す場合は、JIS Z7253の優先順位に基づき、表示の省略等を実施する仕様となっています。

ビクトグラム (絵表示)

注意喚起語 危険

危険有害性情報および注意書き

注意書き絞り込み レベル2

コード	危険物有害性情報
H301	飲み込むと有毒
H314	重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
H318	重篤な眼の損傷
H332	吸入すると有害
H401	水生生物に毒性
H411	長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書きレベル更新

レベル4

レベル一括更新

優先順位の表示設定



適用しない

優先順位一括適用

適用しないを選択すると、優先順位に基づく省略を行う前の表示とすることができます。

### Step 4 : 【参考】毒物及び劇物取締法（毒劇法）の表示

ファクシミリ(FAX)番号

緊急連絡番号

ラベル要素上のCAS登録番号表示 **必須**

表示する  表示しない

**毒物及び劇物取締法に該当する組成成分を含む場合の「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示 **必須** ?**

表示する  表示しない

ラベル要素上のHコード及びPコード表示 **必須**

表示する  表示しない

ラベル作成支援機能として毒劇法で規制されている物質が混合物組成情報として含まれる場合に、ラベル上に「医薬用外劇物」又は「医薬用外毒物」と表示します。含有の判定はNITE-CHRIPに掲載されている毒劇法のリストのCAS登録番号にのみ基づき行っており、含有率は考慮されていません。

表示させたい場合は「表示する」を、表示させる必要がない場合は「表示しない」を選択し、ラベルを出力してください。

医薬用外劇物

医薬用外毒物

## 2. NITE-Gmiccsの操作方法

### Step 4 : ラベル出力

1. 必須事項を入力したら、ラベル出力する混合物にチェックをいれます。

The screenshot shows the NITE-Gmiccs interface. At the top, a table lists the mixture 'NITE-MIX-1 サンプルシンナー' with a '2' in the 'レベル' column and '12件' in the '注意書き件数' column. A red box highlights a checkbox in the first column of this table. Below this, a detailed view for 'サンプルシンナー' is shown, including a list of components (トルエン, メタノール, 酢酸エチル, 長鎖アルコール, 不純物) and hazard information (危険, 皮膚刺激, 強い眼刺激, etc.). A red box highlights the 'ラベル出力 (Xlsxファイル)' button at the bottom right of the interface.

2. 「ラベル出力」をクリックします。

ラベルはエクセルファイル形式で出力され内容の編集ができます。

### Step 4 : 混合物GHS分類結果のインポート

混合物のGHS分類・ラベル作成

Step 1 Step 2 Step 3 Step 4 Step 5

単一物質(成分)GHS情報 混合物(製品)組成情報 混合物GHS分類 **ラベル出力** SDS模式出力

←前のステップへ 次のステップへ→

Step4 分類結果に対応したラベルを出力する

GHS対応ラベル用の必要情報入力

会社(供給者)情報 [?] [編集]

会社名

注意書きレベル更新 レベル2 [?] [レベル一括更新]

優先順位の表示設定 [?] 適用する [?] [優先順位一括適用]

出力言語 日本語 [?] [ラベルの出力 (xlsxファイル)]

ラベル作成用に自分で編集した混合物(製品)のGHS情報をインポートする (Step3出力CSV)

インポートデータ作成方法

差分  全件置換

**インポート (CSVファイル)** [?] [テンプレート]

インポート処理が正常終了しました。  
処理件数: 1件


Step3でエクスポートした混合物のGHS分類結果のファイルをインポートすることで、Step4から作業を再開することが可能です。

※ファイル名は以下となります。

【Class\_混合物ID\_JIS or UN\_yyyymmddhhmm.csv】

## 2. NITE-Gmiccsの操作方法

### Step 5 : SDS様式出力

Step 5のボタンを押すか、次のステップへ→で移動可能です。

混合物のGHS分類・ラベル作成

Step 1 Step 2 Step 3 Step 4 Step 5

単一物質(成分)GHS情報 混合物(製品)組成情報 混合物GHS分類 **ラベル出力** SDS様式出力

←前のステップへ 次のステップへ→

Step4 分類結果に対応したラベルを出力する

GHS対応ラベル用の必要情報入力

会社 (供給者) 情報

会社名  

混合物のGHS分類・ラベル作成

Step 1 Step 2 Step 3 Step 4 Step 5


単一物質(成分)GHS情報 混合物(製品)組成情報 混合物GHS分類 ラベル出力 **SDS様式出力**

←前のステップへ

Step5 分類結果をSDSの様式へ出力する

GHS対応SDS用の必要情報入力

会社 (供給者) 情報

会社名  

住所

Step4からStep5に移動します。

## Step 5 : SDS要素へ情報の反映 会社（供給者）情報

会社（供給者）情報

編集

会社名  
(販売元) ooo株式会社  
(製造者) 株式会社△△△

住所  
(販売元) 東京都oo区  
(製造者) 神奈川県oo市oo区

電話番号  
03-XXXX-XXXX

電子メールアドレス  
hanbai@xxxx.co.jp

ファクシミリ(FAX)番号  
03-XXXX-XXXX

緊急連絡番号  
03-XXXX-XXXX

会社（供給者）情報のSDS要素へ反映

Step 4で入力した情報が  
Step 5でも引き継がれます。

1. 会社（供給者）情報は初期状態ではSDS要素に反映されておりません。SDS様式での出力ファイルに反映させる場合は、必ず「会社（供給者）情報のSDS要素への反映」のボタンを押してください。

サンプルシナー

(販売元) ooo株式会社  
(製造者) 株式会社△△△  
(販売元) 東京都oo区  
(製造者) 神奈川県oo市oo区  
03-XXXX-XXXX  
hanbai@xxxx.co.jp  
03-XXXX-XXXX  
03-XXXX-XXXX

電話番号 ※1

電子メールアドレス

ファクシミリ (FAX) 番号

緊急時連絡先番号

推奨用途

国内製造事業者等の情報

備考

2. 反映行くと全ての混合物のSDS要素「1. 化学品及び会社情報」に上書きされます。

## 2. NITE-Gmiccsの操作方法

### Step 5 : SDS要素へ情報の反映 法律情報等のSDSへの紐づけ

(1件取得)

全件選択 混合物ID 混合物名称 組成情報 分類結果 SDS要素 法令紐付け 注意紐付け  
選択削除

☑ NITE-MIX-1 サンプルシンナー 詳細情報 分類結果 SDS要素 未 未

CAS RNに基づく法律情報等の紐づけ

SDS様式の出力 (Xlsxファイル) エクセル

▼ 13. 廃棄上の注意 ▼ 14. 輸送上の注意  
▼ 16. その他の情報

1. 混合物を選択し「CAS RNに基づく法律情報等の紐づけ」を実行します。

NITE-GmiccsはNITE-CHRIPの一部法規制情報を収載しており、混合物の組成成分に法規制等の対象物質が含まれる場合は含有を判定し、SDS要素に法律等の対象物質であることを記載をします。

2. 混合物の組成物質に法律等の対象物質がある場合にSDS要素の「15. 適用法令」、「3.組成及び成分情報」等の項目に該当する情報を上書きします。

労働安全衛生法 ※1	酢酸エチル (10.0000000 %) (CAS RN : 141-78-6) ; ラベル表示・SDS交付義務対象物質 (令別表第9の177) 【酢酸エチル】 ; ラベル表示・SDS交付義務対象物質 (規則別表第2の596) 【酢酸エチル】	編集
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) ※1	トルエン (50.0000000 %) (CAS RN : 108-88-3) ; ラベル表示・SDS交付義務対象物質 (令別表第9の407) 【トルエン】 ; ラベル表示・SDS交付義務対象物質 (令別表第9の407) 【トルエン】	編集
毒物及び劇物取締法 ※1	メタノール (40.0000000 %) (CAS RN : 67-56-1) ; 法律・劇物 (法律別表第2の83) 【メタノール】 酢酸エチル (10.0000000 %) (CAS RN : 141-78-6) ; 政令・劇物 (政令第2条第1項第30号の3) 【酢酸エチル】 トルエン (50.0000000 %) (CAS RN : 108-88-3) ; 政令・劇物 (政令第2条第1項第76号の2) 【トルエン】	編集
その他の国内法令	トルエン (50.0000000 %) (CAS RN : 108-88-3) ; 大防法・揮発性有機化合物 (VOC) (法第2条第4項) 【大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物 (浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。) ; 大防法・有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質 (中環第9次答申(別表1)の141) 【トルエン】 ; 大防法・有害大気汚染物質に該当	編集
外国法令等		編集
備考		編集

※1 日本産業規格 (JIS Z 7253) において記載が必須とされている項目

## 2. NITE-Gmiccsの操作方法

(参考) NITE-Gmiccsで参照可能な  
NITE-CHRIPの法規制等

混合物に含まれる組成成分のCAS登録番号が  
NITE-CHRIPに掲載されている一部法律リスト  
(右図) に該当する場合はSDSの該当項目に  
情報を出力

## NITE-CHRIP

NITE化学物質総合情報提供システム

連携

NITE-CHRIPでは、すべての法律対象物質を収載している  
わけではないため、不足する情報は利用者自身で追記する  
必要があります。

またCAS登録番号で紐付かない場合は判定ができません。  
→詳細はNITE-CHRIP収載情報を参照のこと。

※各法律における裾切値等は考慮していません。  
含有有率により裾切値がある場合はご注意ください。

NITE-CHRIPに掲載されている 一部の法律情報等	SDS要素出力項目	SDS要素出力小項目
化審法：第一種特定化学物質	1 5. 適用法令	その他の国内法令
化審法：既存化学物質	3. 組成及び成分情報	官報公示整理番号（化審法）
化審法：新規公示化学物質（2011年4月1日 以降届出）	3. 組成及び成分情報	官報公示整理番号（化審法）
化審法：新規公示化学物質（2011年3月31 日以前届出）	3. 組成及び成分情報	官報公示整理番号（化審法）
安衛法：名称公表化学物質	3. 組成及び成分情報	官報公示整理番号（安衛法）
安衛法：新規名称公表化学物質	3. 組成及び成分情報	官報公示整理番号（安衛法）
化管法	1 5. 適用法令	化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)
毒物及び劇物取締法	1 5. 適用法令	毒物及び劇物取締法
安衛法：表示対象物、通知対象物	1 5. 適用法令	労働安全衛生法
安衛法：特定化学物質障害予防規則	1 5. 適用法令	労働安全衛生法
安衛法：皮膚等障害化学物質等及び特別規則 に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質	1 5. 適用法令	労働安全衛生法
安衛法：がん原性物質（安衛則）（作業記録 等の30年保存対象物質）	1 5. 適用法令	労働安全衛生法
大気汚染防止法	1 5. 適用法令	その他の国内法令
水質汚濁防止法	1 5. 適用法令	その他の国内法令
土壤汚染対策法	1 5. 適用法令	その他の国内法令
消防法	1 5. 適用法令	その他の国内法令
日本産業衛生学会：許容濃度	8. ばく露防止及び保護措置	許容濃度
安衛法：化学物質による健康障害防止のための濃 度の基準（濃度基準値設定物質）	8. ばく露防止及び保護措置	許容濃度
REACH：高懸念物質（SVHC）	1 5. 適用法令	その他の国内法令

## 2. NITE-Gmiccsの操作方法

### Step 5 : SDS要素へ情報の反映 注意書き文言等のSDSへの紐づけ

ラベル要素として求められるGHSの危険有害性区分に割り当てられたGHSが推奨する注意書きのコード（Pコード）に規定されている文言を参考情報としてSDS様式上の各項目に記載できます。

1. 混合物を選択し「GHS分類結果に基づく注意書き文言等の紐づけ」を実行します。



2. 混合物のGHS分類結果に基づき割り当てられる注意書きのコード（Pコード）がある場合はSDS要素の「4.応急措置」、「5.火災時の措置」、「6.漏出時の措置」等の項目にPコードに紐づく文言を上書きします。



## Step 5 : 【参考】 SDS要素に上書きされる注意書き（Pコード）について

混合物のGHS分類結果にGHSが推奨する注意書きのコード（Pコード）が紐づく場合は規定されている文言を右図に従ってSDSの各項目に出力します。

GHS/JISで定められた注意書きコードの種類	該当するPコード	SDS要素 出力項目
安全対策の注意書きコード	P2XX	7. 取扱い及び保管上の注意 8. ばく露防止及び保護措置 等
応急措置の注意書きコード	P3XX	4. 応急措置 5. 火災時の措置 6. 漏出時の措置
保管（貯蔵）の注意書きコード	P4XX	7. 取扱い及び保管上の注意
廃棄の注意書きのコード	P5XX	1 3. 廃棄上の注意

※それぞれのPコードで規定する文言をSDS要素のどの小項目に出力するのかについてはNITEで細かく設定を行っています。詳細についてはNITE-Gmiccsの「使い方」のページに掲載されている以下のファイルをご参照ください。

【別紙】注意書き文言のSDS上の出力先リスト

[https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.ghs.nite.go.jp%2Flink%2Fja%2Fcontents%2Fgmiccs\\_precautions\\_sds\\_20220331.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK](https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.ghs.nite.go.jp%2Flink%2Fja%2Fcontents%2Fgmiccs_precautions_sds_20220331.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK)

## Step 5 : SDS要素の確認

登録した混合物（製品）のGHS情報に基づくSDS要素を出力

混合物一覧

混合物（製品）名称

混合物（製品）ID

完全一致

(1件取得)

NITE-MIX-1 サンプルシンナー

1. 「SDS要素」をクリックすると、別のウィンドウにSDS要素として出力される内容が表示されます。

組成情報一覧

物質ID	CAS登録番号	出典	化学物質組成名	含有率	含有率 (100%)	GHS分類情報
m-nite-106-88-3	106-88-3	NITE	トルエン	40	40	<input type="button" value="詳細情報"/>
m-nite-67-56-1	67-56-1	NITE	メタノール	40	40	<input type="button" value="詳細情報"/>
m-nite-141-78-6	141-78-6	NITE	酢酸エチル	10	10	<input type="button" value="詳細情報"/>
suD1			長鎖アルキル	5	5	<input type="button" value="詳細情報"/>
suD2			不純物	-1	-1	<input type="button" value="詳細情報"/>

情報

作成日 2025/10/27

改訂日

判定ルール JIS

対応版 GHS 8版

SDS要素

1. 化学品及び会社情報	2. 危険有害性の要約	3. 組成及び成分情報
4. 応急措置	5. 火災時の措置	6. 漏出時の措置
7. 取扱い及び保管上の注意	8. ばく露防止及び保護措置	9. 物理的及び化学的性質
10. 安定性及び反応性	11. 有害性情報	12. 環境影響情報
13. 廃棄上の注意	14. 輸送上の注意	15. 適用法令
16. その他の情報		

2. 「SDS要素」としてGHS/JISで定められた全16項目が表示されます。

## 2. NITE-Gmiccsの操作方法

### Step 5 : SDS要素の確認

SDS要素		
▼ 1. 化学品及び会社情報	▼ 2. 危険有害性の要約	▼ 3. 組成及び成分情報
▼ 4. 応急措置	▼ 5. 火災時の措置	▼ 6. 漏洩時の措置
▼ 7. 取扱い及び保管上の注意	▼ 8. ばく露防止及び保護措置	▼ 9. 物理的及び化学的性質
▼ 10. 安定性及び反応性	▼ 11. 有害性情報	▼ 12. 環境影響情報
▼ 13. 廃棄上の注意	▼ 14. 輸送上の注意	▼ 15. 運用法令
▼ 16. その他の情報		

9. 物理的及び化学的性質	
物理状態 ※1	液体
色 ※1	
臭い ※2	
融点・凝固点 ※2	
沸点又は初留点及び沸点範囲 ※2	
可燃性 ※2	
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界 ※2	
引火点 ※2	19.5 °C
自然発火点 ※2	

1. SDS要素の各項目を選択すると、各項目で定められた小項目が展開します。

2. 各小項目の編集ボタンを選択すると編集画面がポップアップします

3. 編集画面で入力し更新することで記載内容を一時保存できます。

#### SDS小項目編集

混合物(製品)ID	NITE-MIX-1
混合物(製品)名称	サンプルシンナー
SDS項目	9. 物理的及び化学的性質
SDS小項目	物理状態 ※1
液体	

閉じる 更新

## Step 5 : SDS要素の確認

混合物GHS分類判定一覧

混合物（製品）名称

混合物（製品）ID

分類判定実施  未実施  実施済  すべて

(1件取得)

全件選択	選択削除	混合物(製品)ID	混合物名称	組成情報等	分類結果
<input type="checkbox"/>		NITE-MIX-1	サンプルシンナー	<a href="#">詳細情報</a>	済 <a href="#">分類結果</a>

Step3で行った分類の結果はSDS要素の各項目に反映されています。

- GHS分類結果  
→ 「2.危険有害性の要約」
- 組成成分の情報  
→ 「3.組成及び成分情報」
- 健康有害性の分類根拠  
→ 「11.有害性情報」
- 環境有害性の分類根拠  
→ 「12.環境影響情報」

SDS要素		
▼ 1. 化学品及び会社情報	▼ 2. 危険有害性の要約	▼ 3. 組成及び成分情報
▼ 4. 応急措置	▼ 5. 火災時の措置	▼ 6. 漏出時の措置
▼ 7. 取扱い及び保管上の注意	▼ 8. ばく露防止及び保護措置	▼ 9. 物理的及び化学的性質
▼ 10. 安定性及び反応性	▼ 11. 有害性情報	▼ 12. 環境影響情報
▼ 13. 廃棄上の注意	▼ 14. 輸送上の注意	▼ 15. 適用法令
▼ 16. その他の情報		

## Step 5 : SDS要素の出力 xlsxファイル

1. 必須事項を入力したら、SDS様式出力する混合物にチェックを入れます。

2. 「SDS様式の出力」をクリックします。

安全データシート (SDS)

1. 化学品等及び会社情報		
化学品の名称 (日本語)	サンプルシンナー	
製造コード		
製造者の会社名	(株)元) ooo株式会社	
	(製造者) 株式会社o.o.o	
住所	(販売元) 〒xxxx-xxxx 東京	
	郵便区	
	(製造者) 〒xxxx-xxxx 神奈	
	川崎ooo区	
電話番号	03-xxxx-xxxx	
電子メールアドレス	hambai@ooo.co.jp	
ファックス番号	03-xxxx-xxxx	
緊急連絡電話番号	03-xxxx-xxxx	
用途用途		
使用上の制限	国内製造事業者等の情報	
備考		
2. 危険有害性の要約		
GHS分類		
物理化学的危険性	爆発物	分類できない (分類対象外)
	可燃性ガス	区分に該当しない (分類対象外)
	エアゾール	区分に該当しない (分類対象外)
	酸化性ガス	区分に該当しない (分類対象外)
	高度圧力	区分に該当しない (分類対象外)
	引火液体	区分
	可燃性固体	区分に該当しない (分類対象外)
	自己反応性化学品	分類できない
	健康有害液体	分類できない
	自然発火固体	区分に該当しない (分類対象外)
	自己発熱性化学品	分類できない

SDS様式は編集しやすく、人が可読しやすいエクセルファイル形式で出力することができます。このエクセルファイルは再度、NITE-Gmiccsに取り込むことはできません。

※NITE-Gmiccs上にはすべてのデータが保存されませんので、データは必ずエクスポートして保存してください。

## Step 5 : SDS要素の出力 csvファイル

条件選択	選択状態	混合物ID	混合物名称	組成情報	分類結果	SDS要素	法令紐付け	注意紐付け
<input checked="" type="checkbox"/>		NITE-MIX-1	サンプルシンナー	<a href="#">詳細情報</a>	<a href="#">分類結果</a>	<a href="#">SDS要素</a>	済	済

1. 必須事項を入力したら、SDS様式を出力する混合物にチェックをいれます

2. 「エクスポート」をクリックします

混合物ID	NITE-MIX-1
混合物(製品)名称(日)	サンプルシンナー
混合物(製品)名称(英)	
作成日	2025/7/30
改訂日	
判定ルール	JIS
対応版	GHS 6版
化学品の名称(日本語)	サンプルシンナー
製品コード	
供給者の会社名	(販売元) ooo株式会社 (製造者) 株式会社△△△
住所	(販売元) 〒XXXX-XXXX 東京都oo区 (製造者) 〒XXX-XXXX 神奈川県oo市oo区
電話番号	03-XXXX-XXXX
電子メールアドレス	hanbai@XXX.co.jp
ファックス番号	03-XXXX-XXXX
緊急連絡電話番号	03-XXXX-XXXX
推奨用途	
使用上の制限	
国内製造事業者等の情報	
備考	
混合物	分類できない
可燃性ガス	区分に該当しない (分類対象外)
エアゾール	区分に該当しない (分類対象外)
酸化性ガス	区分に該当しない (分類対象外)
高圧ガス	区分に該当しない (分類対象外)
引火性液体	区分3
可燃性固体	区分に該当しない (分類対象外)
自己反応性化学品	分類できない
自然発火性液体	分類できない
自然発火性固体	区分に該当しない (分類対象外)
自己発熱性化学品	分類できない

CAS RNIに基づく法律情報等の紐づけ

GHS分

SDS様式の出力 (xlsxファイル)

エクスポート (CSVファイル)

再度、NITE-Gmiccsで作業するために、SDS様式をCSV形式で出力します。CSV形式のファイルはNITE-Gmiccsに読み込むことができます。

※NITE-Gmiccs上にはすべてのデータが保存されませんので、データは必ずエクスポートして保管ください。

### Step 5 : SDS要素ファイル (CSV形式) のインポートと作業の再開

Step 3 でエクスポートした混合物のGHS分類結果のファイルをインポートすることができます。

Step 5 でエクスポートした混合物のSDS様式のファイル (CSV形式に限る) をインポートすることができます。

取り込んだデータは一覧に表示され、SDSの編集が再開できます。

SDS作成用に自分で編集した混合物 (製品) のGHS情報をインポートする (Step3出力CSV)

インポートデータ作成方法

差分  全件置換

**インポート (CSVファイル)** テンプレート

インポート処理が正常終了しました。  
処理件数: 1件

対象となる混合物 (製品) のSDS要素をインポートする (Step5出力CSV)

インポートデータ作成方法

差分  全件置換

全要素置換  要素置換

**インポート (CSVファイル)** テンプレート

インポート処理が正常終了しました。  
処理件数: 1件

全件選択	選択状態	混合物ID	混合物名称	組成情報	分類結果	SDS要素	法令紐付け	注意紐付け
<input checked="" type="checkbox"/>		NITE-MIX-1	サンプルシンナー	<a href="#">詳細情報</a>	<a href="#">分類結果</a>	<a href="#">SDS要素</a>	済	済

CAS RNICに基づく法律情報等の紐づけ

GHS分類結果に基づく注意書き文言等の紐づけ

SDS様式の出力 (Xlsxファイル) エクスポート (CSVファイル)

### Step 5 : 【参考】SDS要素ファイル（CSV形式）の一部要素置換インポート

「一部要素置換」機能を用いることで他の混合物（製品）のSDS要素を作成したい混合物のSDS要素として流用することができます。

取り込んだ又は作成した混合物のSDS要素に対して他の混合物の一部SDS要素を置換する機能があります。

詳細についてはNITE-Gmiccsの「使い方」のページに掲載されている以下のファイルをご参照ください。

【別紙】一部要素置換で置き換えられるSDSの項目リスト

[https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/contents/gmiccs\\_replac\\_eSDS\\_20220331.xlsx](https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/contents/gmiccs_replac_eSDS_20220331.xlsx)

SDS作成用に自分で編集した混合物（製品）のGHS情報をインポートする（Step3出力CSV）

インポートデータ作成方法

差分  全件置換

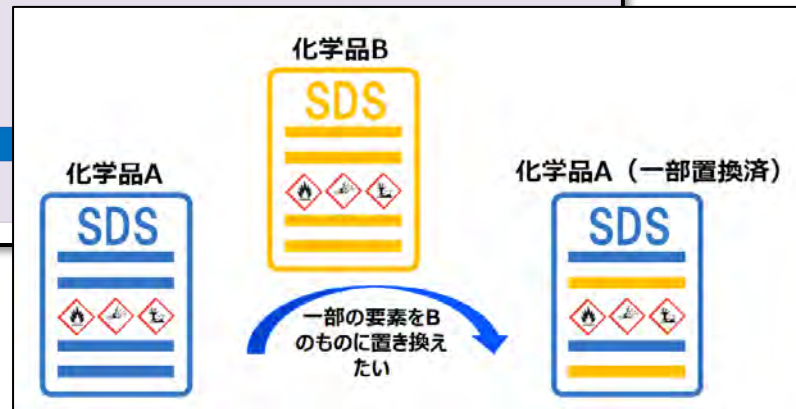
インポート（CSVファイル）  テンプレート

対象となる混合物（製品）のSDS要素をインポートする（Step5出力CSV）

インポートデータ作成方法

差分  全件置換  一部要素置換

インポート（CSVファイル）



詳細なSDS項目も含めて作成した化学品BのSDSの一部項目を類似化学品AのSDS項目にまとめて記載できます。

※「4. 応急処置」、「7. 取り扱いおよび保管上の注意」、「9. 物理的および化学的性質」などNITE-Gmiccsでは対応が難しい項目

### 3. NITE-Gmiccsの注意事項と便利機能

## 注意事項 その1

### 混合物ID、化学物質IDに使える記号の制限

半角英数字のみ（スペース、ハイフン、アンダーバーは使用可能）

混合物ID	必須	?	半角英数字のみ（スペース、ハイフン、アンダーバーは使えます）
混合物(製品)名称(日)	必須	?	
混合物(製品)名称(英)		?	

NITE-GmiccsはWebブラウザ上で作動システムであるためソースコードに影響する可能性のある文字についてはIDに使用できません。

（経済産業省インストール版から移行時に注意）

#### 使えない記号等

¥(円マーク)

/(スラッシュ)

:(コロン)

\*(アスタリスク)

?(クエスチオン)

"(ダブルクォーテーション)

<(左かっこ、不等号)

>(右かっこ、不等号)

|(パイプ)

[(左大かっこ)

](右大かっこ)

'(シングルクォーテーション)

%(パーセント)

#(シャープ)

## 注意事項 その2

## 【NITE-Gmiccsにおける物理化学的危険性の分類判定】

- NITE-Gmiccsでは、物理化学的危険性については基本的に分類できません。
- “混合物”としてのデータ（引火点、初留点）から分類できる場合があります（引火性液体）。
- 組成成分に物理化学的危険性の区分があっても、NITE-Gmiccsで混合物分類判定を実行した際に混合物の分類結果に物理化学的危険性の区分は引き継がれません。
- 単一化学物質（含有率100%）の分類はできません。仮に単一化学物質を混合物としてNITE-Gmiccsに登録してラベルやSDSを作成すると、物理化学的危険性の区分は「分類できない」となりますので、ご注意ください。

分類できる一部の項目についても、混合物としてのデータ（引火点）を入力しなければならない。

分類後に自分で区分を設定する必要がある。

混合物（製品）の基本情報

基本情報

混合物ID	必須	?	Sample
混合物(製品)名称(日)	必須	?	70%エタノール溶液
混合物(製品)名称(英)		?	

混合物GHS分類用の必要情報

国連番号			検索	クリア	?
物理化学的性状	必須		液体		?
引火点			21.5	°C	?
初留点 (沸点)				°C	?
動粘性				mm <sup>2</sup> /s	?



### 3. NITE-Gmiccsの注意事項と便利機能

## 便利機能

### 複数物質のまとめてインポートについて

Step1 混合物（製品）に含有される化学物質（成分）のGHS情報等を入力・確認する

化学物質（成分）の入力

・複数の化学物質（成分）をまとめて入力する

インポートデータ作成方法

差分置換  全件置換

**インポート（CSVファイル）**

ラベル作成用に自分で編集した混合物（製品）のGHS情報を入力

インポートデータ作成方法

**インポート（CSVファイル）**

テンプレート

Step2 混合物（製品）の基本情報及び組成情報を入力する

混合物（製品）の入力

・複数の混合物（製品）をまとめて入力する

インポートデータ作成方法

**インポート（CSVファイル）**

SDS作成用に自分で編集した混合物（製品）のGHS情報をインポートする（Step3出力CSV）

インポートデータ作成方法

差分  全件置換

**インポート（CSVファイル）**

対象となる混合物（製品）のSDS要素をインポートする（Step4出力CSV）

インポートデータ作成方法

差分  全件置換

**インポート（CSVファイル）**

テンプレート

エクスポートしたCSVファイル又はテンプレートで編集したCSVファイルにより複数の混合物、複数の化学物質データをまとめてインポート可能

エクスポートしたすべてのCSVファイルで大量のデータの取扱いが可能

※CSVファイルをそのままExcelで開くとCAS登録番号が日付認識されるなどのエラーが起きやすいため、CSVファイルとして編集してください。

インポート/エクスポートファイルの修正方法について

→

[https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/contents/gmiccs\\_File\\_Correction\\_manual\\_20250131.pdf](https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/contents/gmiccs_File_Correction_manual_20250131.pdf)

# 4. JIS改正に伴う NITE-Gmiccsの改修

(参考)2025年12月25日に日本産業規格JIS Z 7252及びJIS Z 7253が改正されたことを受け、改正JISに対応したNITE-Gmiccsを2026年4月初旬頃に公開予定です。

### <リニューアル版NITE-Gmiccsの特徴>

- 新旧JIS対応の2つのバージョンが併存し、いずれかのバージョンを利用者が選択して使用できます。
- StepごとのCSVファイルには互換性を持たせ、旧JIS対応版からエクスポートしたファイルを新JIS対応版でもインポートできるようになっています。
- 新JIS対応版では、JIS Z 7252:2025の内容に合わせて物理化学的危険性「爆発物」「可燃性ガス」「エアゾール及び加圧下化学品」の分類結果の選択肢が変更になっています。  
(NITE-Gmiccsで物理化学的危険性は分類できませんので、ご自身で分類結果を選択してください。)
- ラベル要素(危険有害性情報、注意書き等)もJIS Z 7253:2025の内容に合わせています。

上記の他に、2024年3月28日リニューアル時に導入された考慮濃度(0.1%又は1%)を下回る成分を区分ごとに合算して分類判定に使用するロジックを多数のユーザー様からのお声を受けてリニューアル以前の仕様に修正予定です。

# お問い合わせ先

## NITE化学物質管理センター情報基盤課

### お問い合わせフォーム

<https://www.nite.go.jp/cgi-bin/contact/?cid=00000130&lang=0>



独立行政法人  
製品評価技術基盤機構  
化学物質管理センター  
情報基盤課

※NITE-Gmiccs、NITE-CHRIP、J-CHECK等いずれのコンテンツに関するお問合せかを明記いただけると幸いです。

NITE-Gmiccs

GHS混合物分類判定ラベル作成システム invented by METI

<https://www.ghs.nite.go.jp/>

NITE-CHRIP

NITE化学物質総合情報提供システム

<https://www.chem->

[info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)

# 労働安全衛生法の進化と 新時代の化学物質規制

～法改正で変わる職場の安全管理～

2026年2月

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課  
化学物質評価室長補佐 植松 宗久

# Contents

- 1 規制見直しの経緯と全体像**
- 2 労働安全衛生法の新たな化学物質規制の概要**
- 3 職場における化学物質対策について**
- 4 令和7年通常国会における法改正の概要  
(安全衛生関係)**

# 規制見直しの経緯と全体像

- 1 職場における化学物質管理の課題
- 2 労働安全衛生法における化学物質規制
- 3 化学物質の危険有害性の情報伝達（ラベル・SDS）

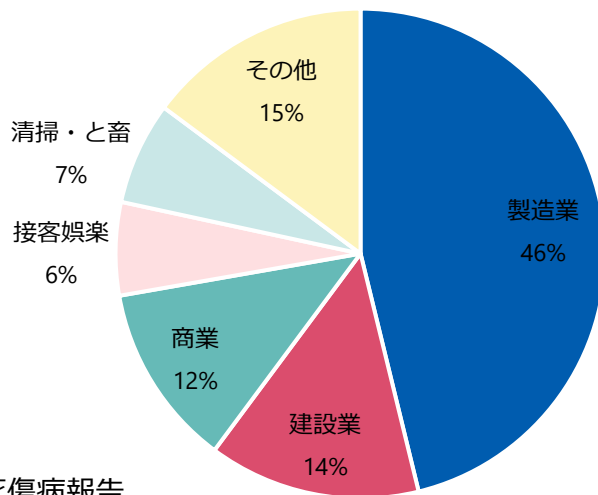
# 1 職場における化学物質管理の課題

**個別規制の対象外となっている化学物質**による労働災害が全体の**約8割**

＜化学物質による労働災害発生状況（令和3年）＞

起因物	件数
有害物	156
爆発性の物等	13
引火性の物	38
可燃性のガス	16
その他の危険物、有害物	249
<b>合計</b>	<b>472</b>

出典：労働者死傷病報告



出典：労働者死傷病報告

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

出典：労働者死傷病報告

**化学物質の性状に関連の強い労働災害**（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が**年間約500件発生**

製造業のみならず、**建設業、第三次産業**における労働災害も多い

○ 作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする**第三管理区分**と評価された事業場の割合が増加傾向。

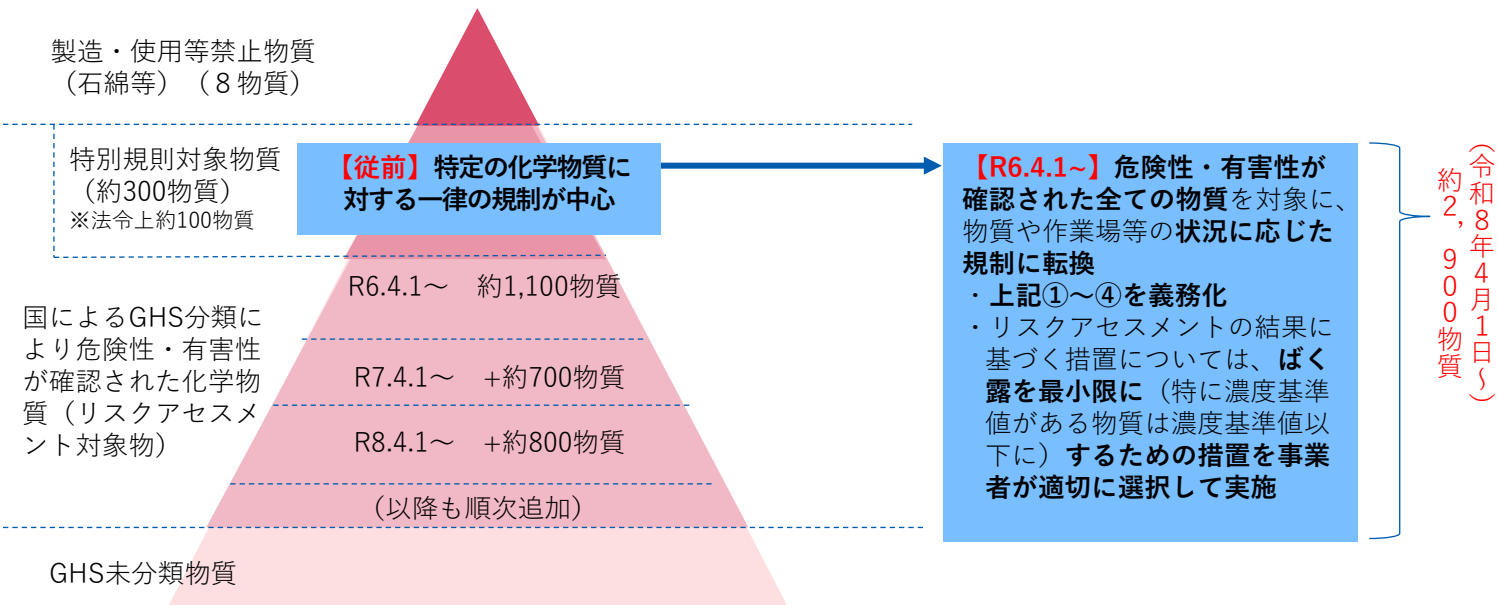
有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%

## 2 労働安全衛生法における化学物質規制

- 労働安全衛生法に基づき、
  - ・ 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
    - ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
    - ②譲渡・提供する相手方に文書（SDS：Safety Data Sheet）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
  - ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



化学物質規制体系の抜本的見直し（下図）により、**令和8年4月には①～④の対象物質が約2,900に拡大。**



（注）GHS：2003年7月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」。日本では「日本産業規格 Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法）」において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質を特定している。


### 3 化学物質の危険有害性の情報伝達（ラベル・SDS）①

#### GHSに基づくラベル・SDS

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）（国連勧告）に基づく分類、JIS Z7252, 7253及び事業者向けGHS分類ガイダンス等に依ります。

#### ラベルの表示

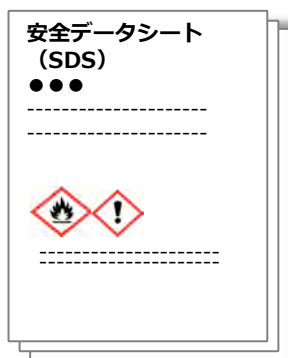


(製品の特定名)	△△△製品	○○○○	(絵表示)	
(注意喚起語)	危険			
(危険有害性情報)	・引火性液体及び蒸気    ・吸入すると有毒 …			
(注意書き)	・火気厳禁    ・防毒マスクを使用する ……			

#### SDS（安全データシート）

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達

#### JIS Z7253によるSDSの項目



- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1 化学品および会社情報      | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 危険有害性の要約（GHS分類） | 10 安定性および反応性  |
| 3 組成および成分情報       | 11 有害性情報      |
| 4 応急措置            | 12 環境影響情報     |
| 5 火災時の措置          | 13 廃棄上の注意     |
| 6 漏出時の措置          | 14 輸送上の注意     |
| 7 取扱いおよび保管上の注意    | 15 適用法令       |
| 8 ばく露防止および保護措置    | 16 その他の情報     |

### 3 化学物質の危険有害性の情報伝達（ラベル・SDS）②

#### GHS絵表示と対象となる危険有害性

			
<b>爆弾の爆発</b>	<b>炎</b>	<b>円上の炎</b>	<b>ガスボンベ</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 爆発物</li> <li>● 自己反応性化学品</li> <li>● 有機過酸化物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 可燃性ガス</li> <li>● 自然発火性ガス</li> <li>● エアゾール</li> <li>● 引火性液体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 可燃性固体</li> <li>● 自己反応性化学品</li> <li>● 自然発火性液体</li> <li>● 自然発火性固体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己発熱性化学品</li> <li>● 水反応可燃性化学品</li> <li>● 有機過酸化物</li> <li>● 鈍性化爆発物</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 酸化性ガス</li> <li>● 酸化性液体</li> <li>● 酸化性固体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高圧ガス</li> </ul>

				
<b>腐食性</b>	<b>どくろ</b>	<b>健康有害性</b>	<b>感嘆符</b>	<b>環境</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金属腐食性化学品</li> <li>● 皮膚腐食性／刺激性</li> <li>● 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 急性毒性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 呼吸器感作性</li> <li>● 生殖細胞変異原性</li> <li>● 発がん性</li> <li>● 生殖毒性</li> <li>● 特定標的臓器毒性（単回ばく露）</li> <li>● 特定標的臓器毒性（反復ばく露）</li> <li>● 誤えん有害性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 急性毒性</li> <li>● 皮膚腐食性／刺激性</li> <li>● 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性</li> <li>● 皮膚感作性</li> <li>● 特定標的臓器毒性（単回ばく露）</li> <li>● オゾン層への有害性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水生環境有害性、短期（急性）</li> <li>● 水生環境有害性、長期（慢性）</li> </ul>

事業者や労働者  
ラベルを見て  
危険有害性に気づく



事業者は

**SDSを確認**  
なければ供給元に交付を求める

+

危険有害性に応じた  
**リスクアセスメント**を行う

労働者は

**絵表示で危険有害性を確認**

+

リスクアセスメントの  
**結果をみて対策**を行う

# 労働安全衛生法の新たな化学物質規制の概要

- 1 これまでの施行スケジュール
- 2 化学物質管理体系の見直し（ラベル・SDS）
- 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 4 化学物質管理体系の見直し（リスクアセスメント）
- 5 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立
- 6 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外
- 7 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和
- 8 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化

# 1 これまでの施行スケジュール

		2023(R5).4.1		2024(R6).4.1	
化学物質管理 体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加				2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		2023(R5).4.1施行		
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加		2023(R5).4.1施行		
	化学物質によるがんの把握強化		2023(R5).4.1施行		
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		2023(R5).4.1施行		
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示				2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等				2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存		2023(R5).4.1施行		
実施体制 の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化				2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充				2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		2023(R5).4.1施行		
情報伝達 の強化	S D S等による通知方法の柔軟化		2022(R4).5.31(公布日)施行		
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		2023(R5).4.1施行		
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化				2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化		2023(R5).4.1施行		
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		2023(R5).4.1施行		
管理水準良好事業場の特別規則適用除外			2023(R5).4.1施行		
特殊健康診断の実施頻度の緩和			2023(R5).4.1施行		
第三管理区分事業場の措置強化					2024(R6).4.1施行

## 2 化学物質管理体制の見直し①（ラベル・SDS）

安衛令

安衛則

### 2-1 ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の追加

2024(R6).4.1施行  
2025(R7).4.1施行  
2026(R8).4.1施行

- 国が行う化学品の分類（JIS Z7252（GHS※<sup>1</sup>に基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類）の結果、危険性又は有害性があるものと区分された全ての化学物質を、労働安全衛生法第57条第1項及び第57条の2第1項の規定に基づく化学物質の譲渡・提供時の名称等のラベル表示及びSDS※<sup>2</sup>交付等の義務対象物質（ラベル・SDS対象物質）とする考え方に転換。
- これまでの労働安全衛生法施行令別表第9に個々の物質名を列挙する規定方法から、令では対象物質の性質や基準を包括的に示し、規制対象の外枠を規定した上で、当該性質や基準に基づき個々の物質名を厚生労働省令に列挙する方法へ改正し、ラベル・SDS対象物質を追加。

- ※1 GHS（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）  
「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略称であり、国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法を定めている。
- ※2 SDS（Safety Data Sheet；安全データシート）  
化学物質の成分や人体に及ぼす作用等の危険有害性情報を記載したデータシート。

	現行	R4.2.24改正 (R6.4.1施行)	R5.8.30改正 (政令) R5.9.29改正 (省令) (R7.4.1施行)	R5.8.30改正 (政令) R5.9.29改正 (省令) (R8.4.1施行)
ラベル・SDS対象物質	約670物質	+234物質	+約640物質(法令名称) (国によるGHS分類ベースで 約700物質)	+約780物質(法令名称) (国によるGHS分類ベース で約850物質)

急性毒性、生殖細胞変異原性、  
発がん性、生殖毒性のいずれか  
が区分1のもの

左記以外のいずれ  
かの有害性区分で  
区分1のもの

区分1となる  
有害性区分が  
ないもの

## (参考) ラベル・SDS対象物質の規定方法

### ▶ ラベル・SDS対象物質 (R5.10.1時点)

- ① 安衛法施行令別表第3第1号  
製造許可物質 7物質
- ② 安衛法施行令別表第9  
660物質 (R6.4.1～は約890物質)

### ▶ ラベル・SDS対象物質 (R7.4.1～)

- ① 安衛法施行令別表第3第1号  
製造許可物質 7物質
- ② 安衛法施行令別表第9  
元素及び当該元素から構成される化合物を包括的に指定する物 33物質
- ③ 安衛則別表第2

国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物のうち、

- ・ ①、②、危険性があるものと区分されていない物であって粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの※以外のもので、※：じん肺法等により別途必要な規制を行っているため対象から除外
- ・ 厚生労働省令で定めるもの

R7.4.1～ 約1500物質、R8.4.1～ 約2280物質

R8.4.1 時点で、①～③あわせて約2320物質が対象となる (国によるGHS分類ベースで約2900物質)

### 2-1 ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の追加（続き）

#### 【ラベル表示に係る経過措置】

新たにラベル・SDS対象物質に追加される物質について、施行日において現に存するものについては、施行後1年間はラベル表示に係る安衛法第57条第1項の規定を適用しない。

令和6年4月1日追加施行の物質	→	令和7年3月31日まで	} ラベル表示に係る規定の適用を猶予
令和7年4月1日追加施行の物質	→	令和8年3月31日まで	
令和8年4月1日追加施行の物質	→	令和9年3月31日まで	

#### 【改正政令の施行前におけるSDSの「項目15 適用法令」欄の記載例】

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条）（○年○月○日以降）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2）（○年○月○日以降）

危険性又は有害性等を調査すべき物（法第57条の3）（○年○月○日以降）

※ 「○年○月○日」には施行予定日を記載

この趣旨を踏まえた内容であれば、記載例と異なる表現であってもかまいません。

ラベル・SDS対象物質及び裾切値の一覧

・化学物質による労働災害防止のための新たな規制について→対象物質の一覧参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)

## (参考) ラベル・SDS対象物質の裾切値

労働安全衛生法に基づくラベル表示及びSDS交付等の義務対象物質（ラベル・SDS対象物質）を含有する製剤その他の物について、その含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものについては、ラベル・SDSの義務対象から除くこととされており、労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（告示）で当該製剤その他の物に係る含有量の基準（裾切値）を規定。

① 原則として、国が行う化学品の分類（GHS分類）において令和3年3月31日までに区分された結果における有害性の区分に応じて裾切値を規定（下表）。

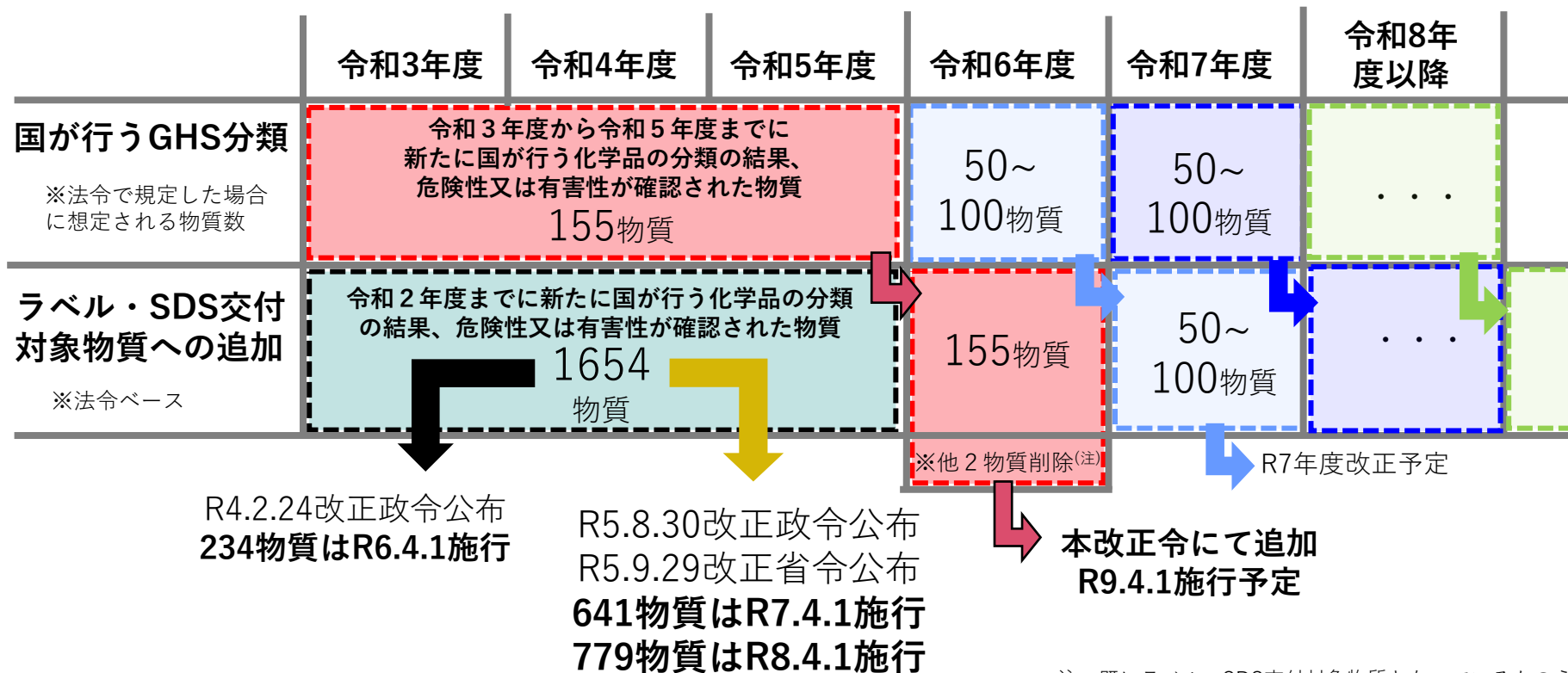
② ①によらない物質については、告示で個別に裾切値を規定。

有害性区分		ラベル表示に係る 裾切値（重量%）	SDS交付等に係る 裾切値（重量%）
有害性クラス	区分		
急性毒性 ※1	1～5	1	1
皮膚腐食性／皮膚刺激性 ※1	1～3	1	1
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	1～2	1	1
呼吸器感作性（固体／液体）	1	1	0.1
呼吸器感作性（気体）	1	0.2	0.1
皮膚感作性	1	1	0.1
生殖細胞変異原性	1	0.1	0.1
	2	1	1
発がん性	1	0.1	0.1
	2	1	0.1
生殖毒性	1	0.3	0.1
	2	1	0.1
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	1～2	1	1
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	1～2	1	1
誤えん有害性 ※1	1～2	1	1

※有害性が区分されておらず、物理化学的危険性のみが区分されている物質については、ラベル表示・SDS交付等に係る裾切値ともに1%

※1 日本産業規格（JIS）では一部省略されている区分が存在

# リスクアセスメント対象物質の今後のスケジュール（イメージ）



注：既にラベル・SDS交付対象物質となっているものうち、危険性又は有害性がないと再分類された物質を削除

### 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化①

#### 3-1 SDS等による通知方法の柔軟化

2022(R4).5.31(公布日)施行

SDS情報の通知手段として、相手方が容易に確認可能な方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用することができる。

##### (改正前)

- ・ 文書の交付
- ・ 相手方が承諾した方法  
(磁気ディスクの交付、FAX送信など)



##### (改正後)

事前に相手方の承諾を得なくても、以下の方法による通知が可能

- ・ 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・ FAX送信、電子メール送信
- ・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

#### 3-2 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新

2023(R5).4.1施行

SDSに係る通知事項の一つである「人体に及ぼす作用」について、定期的に確認・更新し、変更内容を通知(※)することとする。

5年以内ごとに1回、記載  
内容の変更の要否を確認



変更があるときは、  
確認後1年以内に更新



変更をしたときは、  
SDS通知先に対し、変更内容を通知

## 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化②

### 3-3 SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化

2024(R6).4.1施行

- ・ SDSに係る通知事項として「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加。

※SDSの記載に当たっては、保護具について、想定される用途（推奨用途）での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を必ず記載してください。

- ・ SDSに係る通知事項である「成分及びその含有量」における、成分の含有量の記載について、原則として重量パーセントの記載が必要となる。

※製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

- ・ 成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合に、営業上の秘密を保持しつつ必要な情報を通知するための通知方法について追加の規定を設ける。

営業上の秘密に該当する場合の成分の含有量の通知の特例

**特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則の対象物質以外の物**であって、**成分の含有量について重量パーセントの通知**をすることにより**事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるもの**については、**その旨を明らかにした上で、重量パーセントの通知を、10パーセント刻みの範囲をもって行うことができる。**

この場合において、**譲渡・提供する相手方の事業者から求めがあるとき**には、**成分の含有量に係る秘密が保全されること**を条件に、当該相手方の事業場における**リスクアセスメントの実施に必要な範囲内**において、**当該物の成分の含有量**について、**より詳細な内容を通知**しなければならない。

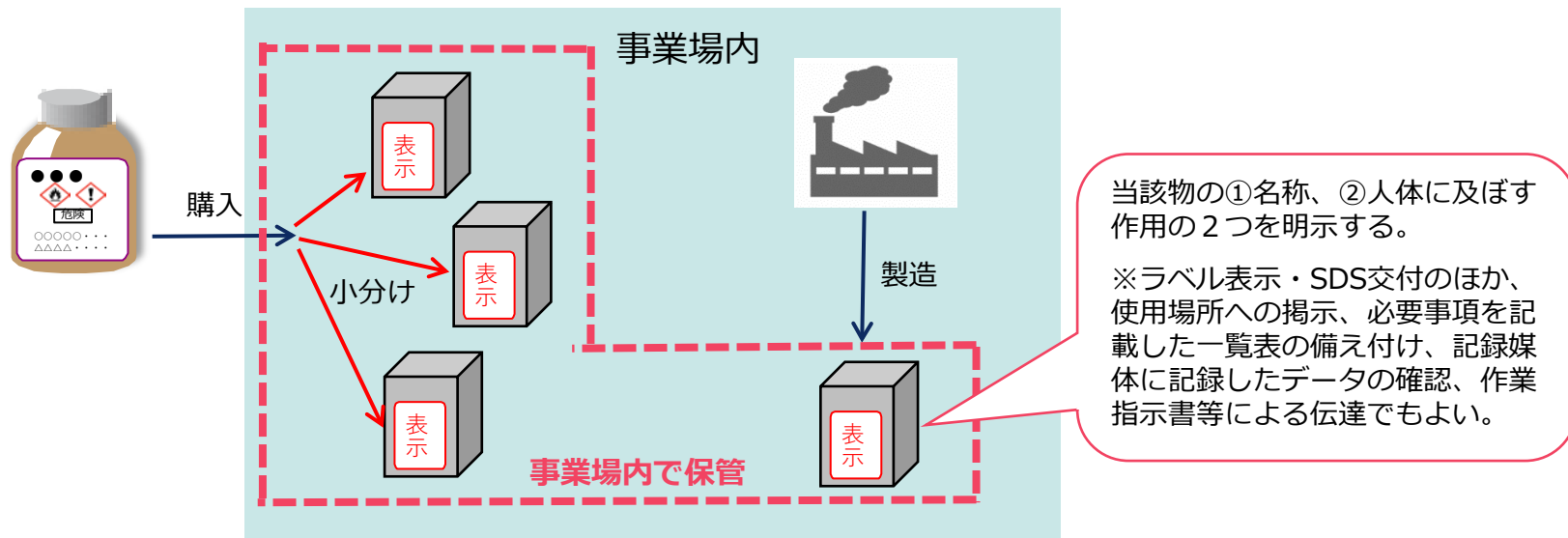
### 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化③

#### 3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法により、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならない。

- ・ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



#### 3-5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

2023(R5).4.1施行

化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者が、化学物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書（電磁的記録を含む）を作成し請負人に交付しなければならない措置の対象となる設備の範囲を拡大。

##### (改正前)

- ・ 化学設備（危険物製造・取扱設備）
- ・ 特定化学設備（特定第2類物質・第3類物質製造・取扱設備）



##### (改正後) 下線部の追加

- ・ 化学設備（危険物製造・取扱設備）
- ・ 通知対象物（労働者に危険・健康障害を生じるおそれのある物質）の製造・取扱設備（現行の特定化学設備を含む）

## 4 化学物質管理体制の見直し①（リスクアセスメント）

### 4-1 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

#### (1) 労働者がリスクアセスメント対象物※<sup>1</sup>にばく露される濃度の低減措置

①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にしなければならない。

- i 代替物等の使用
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
- iii 作業の方法の改善
- iv 有効な呼吸用保護具の使用

2023(R5).4.1施行

②リスクアセスメント対象物のうち、濃度基準値設定物質※<sup>2</sup>については、屋内作業場で労働者がばく露される程度を濃度基準値※<sup>2</sup>以下としなければならない。

2024(R6).4.1施行

#### (2) (1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

(1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間（がん原性物質※<sup>3</sup>については30年間）保存しなければならない。

2023(R5).4.1施行

2024(R6).4.1施行

#### (3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

リスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、最小限度にするように努めなければならない。

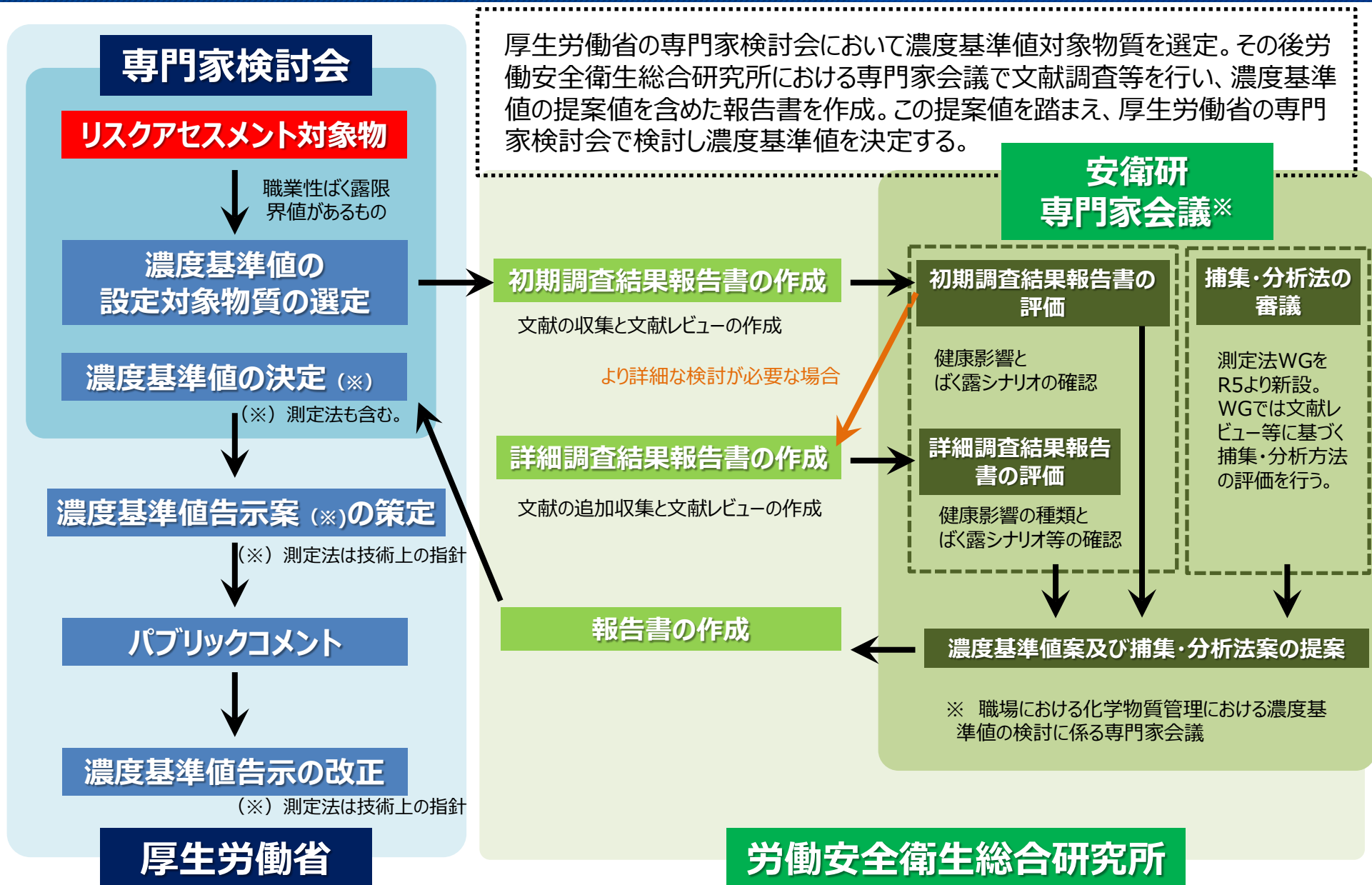
2023(R5).4.1施行

※1 安衛法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質。ラベル・SDS対象物質と同一。

※2 濃度基準値設定物質及び濃度基準値は、「化学物質管理に係る専門家検討会」での検討を行い、告示で規定。

※3 がん原性物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性区分1に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。

## ※ 2 濃度基準値設定までの流れ



## ※ 2 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき 厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準

### 1. 概要

安衛則第577条の2第2項の規定により、労働者の健康障害を防止するため、屋内作業場において、特定の化学物質を製造又は取り扱う業務に従事する**労働者のばく露の程度を、厚生労働大臣が定める基準（濃度基準値）以下**としなければならない。

具体的には、**濃度基準告示**（※）において八時間濃度基準値や短時間濃度基準値等の基準が定められており、告示別表で適用となる**物質の名称と上限となる値**が示されている。

※ 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準  
（令和5年厚生労働省告示第177号）

（濃度基準値の設定状況）

告示年月日	設定物質数（累計）	施行日
令和5年4月27日	67（67）	令和6年4月1日
令和6年5月8日	112（179）	令和7年10月1日

### 2. 参照条文

安衛則第577条の2（略）

2 事業者は、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならない。

3～12（略）

## ※ 2 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針①（概要）

2024(R6).4.1 施行

法第28条第1項の規定に基づき、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号。以下「化学物質リスクアセスメント指針」）と相まって、リスクアセスメント対象物を製造し、又は、取り扱う事業者に対し、安衛則等に規定された事項が円滑かつ適切に実施されるよう、**法令で規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項を一体的に規定した**もの。

### ➤ 技術上の指針が定める事業者が実施すべき事項

- ① 事業場で使用する**全てのリスクアセスメント対象物**について、**危険性又は有害性を特定**し、労働者が当該物に**ばく露される程度を把握**した上で、**リスクを見積もる**。
- ② 濃度基準値が設定されている物質について、**リスクの見積りの過程**において、労働者が当該物質に**ばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業**を把握した場合は、**ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定**（以下「**確認測定**」という。）を実施する。
- ③ ①及び②の結果に基づき、危険性若しくは有害性の低い物質への代替、工学的対策、管理的対策又は有効な保護具の使用という**優先順位に従い**、労働者がリスクアセスメント対象物に**ばく露される程度を最小限度とすること**を含め、必要な**リスク低減措置を実施**する。その際、濃度基準値が設定されている物質については、労働者が当該物質に**ばく露される程度を濃度基準値以下**としなければならない。

## ※ 2 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針②（留意事項）

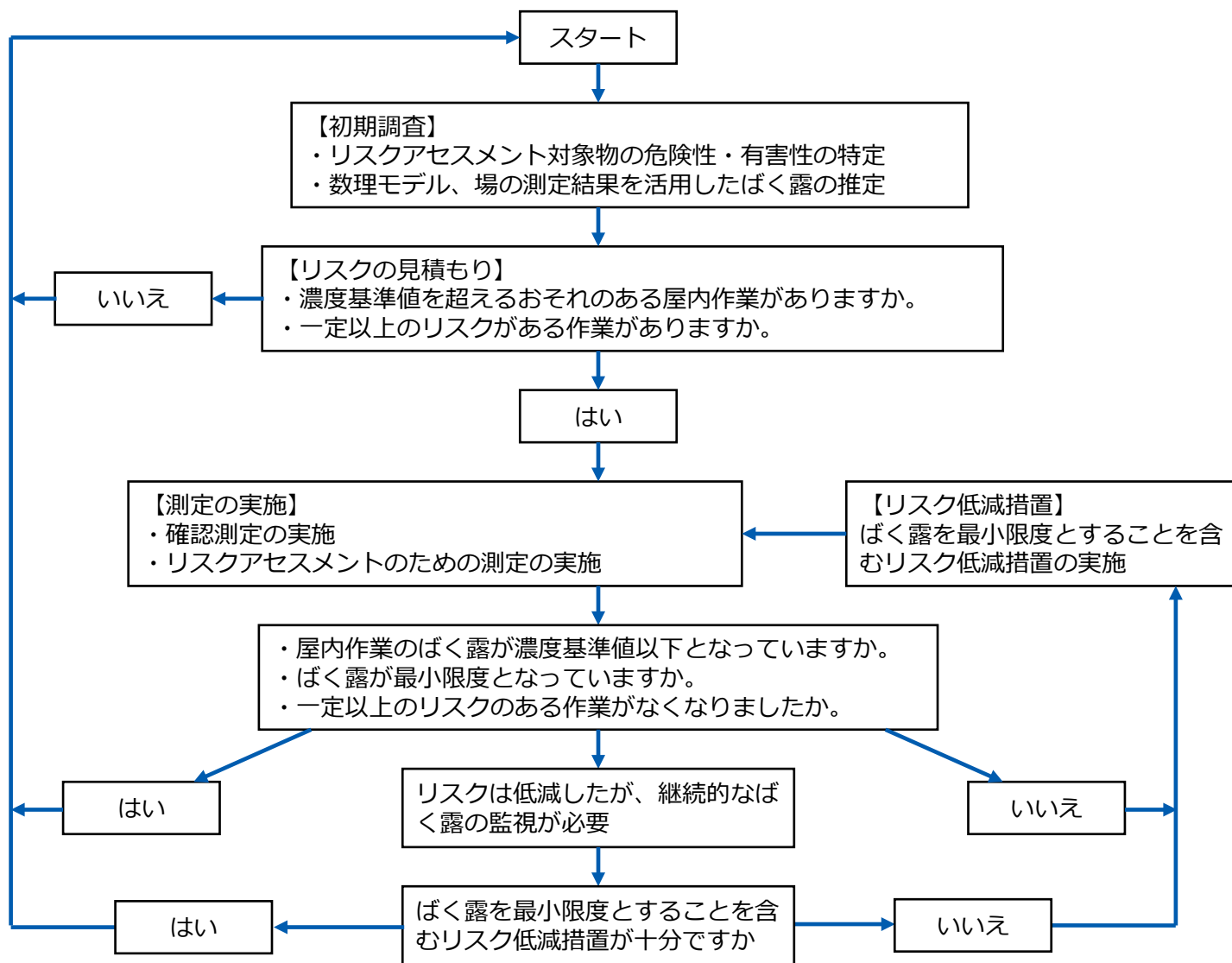
### ➤ 留意事項

- (1) **発がん性が明確な物質**については、長期的な健康影響が発生しない**安全な閾値である濃度基準値の設定が困難**であるため、**濃度基準値は設定しない**が、事業者は、危険性又は有害性の低い物質への代替、工学的対策、管理的対策、有効な保護具の使用等により、これら物質に**ばく露される程度を最小限度**としなければならない。
- (2) **建設作業等、毎回異なる環境で作業を行う場合**については、**典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において労働者がばく露される物質の濃度を測定**し、その測定結果に基づく局所排気装置の設置及び使用、**要求防護係数に対して十分な余裕を持った指定防護係数を有する有効な呼吸用保護具**の使用（防毒マスクの場合は適切な吸収缶の使用）等を行うことを定めた**マニュアル等を作成**することで、**作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなく当該作業におけるリスクアセスメントを実施することができる**。また、当該**マニュアル等に定められた措置を適切に実施**することで、当該作業において、労働者のばく露の程度を最小限度とすることを含めた**リスク低減措置を実施**することができる。
- (3) リスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置については、**化学物質管理者の管理下において実施**すること。

#### ○化学物質リスクアセスメント指針の改正

- ・ 化学物質管理者の選任、濃度基準値の設定等の省令改正事項を反映
- ・ リスクの見積りの方法として、標準的な作業についてリスクアセスメントを実施しその結果に基づく措置が取りまとめられたマニュアル等がある場合に、当該マニュアルに従っていることを確認する方法を追加するなど、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」の内容を反映 など

## ※ 2 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針③（フローチャート）



## 4 化学物質管理体系の見直し②

### 4-2 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

皮膚等障害化学物質を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させなければならない。**(R7.2 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル 第2版)**

- ①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者  
 → **不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具の使用**

皮膚腐食性／刺激性 区分1	眼に対する重篤な損傷性／刺激性 区分1	呼吸器感作性 区分1	皮膚感作性 区分1	+	皮膚に侵入して健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなもの(令和5年基発0704第1号)
---------------	---------------------	------------	-----------	---	---

● **努力義務**

2023(R5).4.1 施行



● **義務**

2024(R6).4.1 施行

皮膚等障害化学物質 (令和5年8月4日時点)

皮膚刺激性有害物質	皮膚吸収性有害物質
国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「 <b>皮膚腐食性・刺激性</b> 」、「 <b>眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性</b> 」及び「 <b>呼吸器感作性又は皮膚感作性</b> 」のいずれかで <b>区分1に分類</b> されている物質	皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物質
868物質 (国によるGHS分類ベース)	296物質 (通達上) 320物質 (国によるGHS分類ベース)

- 皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質及び裾切値の一覧  
 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について→対象物質の一覧参照  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)

- ②健康障害を起こすおそれが**ない**ことが明らかなもの**以外**の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者  
 (①の労働者を除く)

→ 保護眼鏡、保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務

2023(R5).4.1 施行

## 4 化学物質管理体制の見直し③（リスクアセスメント）

### 4-3 衛生委員会の付議事項の追加

2023(R5).4.1施行  
(①に係る部分)

2024(R6).4.1施行  
(②～④に係る部分)

衛生委員会における付議事項に以下の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付け。

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果と結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果と結果に基づき講ずる措置に関すること

(※) 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場においても、安衛則第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければならない。

### 4-4 がん等の遅発性疾病の把握の強化

2023(R5).4.1施行

化学物質を製造し、又は取り扱う同一事業場において、1年に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務に起因する可能性について医師の意見を聴き、医師が業務に起因するものと疑われると判断した場合、遅滞なく、当該労働者の従事業務の内容等について、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

## 4 化学物質管理体系の見直し④（リスクアセスメント）

### 4-5 リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメントの結果及び当該結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害防止措置の内容等について、記録を作成し、次のリスクアセスメントを行うまでの期間（ただし、最低3年間）保存するとともに、関係労働者に周知させなければならない。

2024(R6).4.1施行

### 4-6 化学物質による労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- ・労働災害の発生又はそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、当該事業場における化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、当該事業場の事業者に対し、改善を指示することができる。
- ・改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（※）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認及び望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、一月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければならない。

（※）化学物質管理専門家の要件（厚生労働大臣告示）

- ・労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）の登録を受け、5年以上化学物質の管理に係る実務経験を有する者
- ・衛生工学衛生管理者として8年以上実務経験を有する者
- ・作業環境測定士として6年以上実務経験を有し、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者
- ・その他上記と同等以上の知識・経験を有する者（オキュペイショナル・ハイジニスト有資格者等）

## 4 化学物質管理体制の見直し⑤（リスクアセスメント）

### 4-7 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務（健康診断等）

#### (1) リスクアセスメント対象物健康診断の実施・記録作成等

2024(R6).4.1 施行

- ・リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるべく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」）が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。
- ・1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければならない。
- ・上記の健康診断を実施した場合は、記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に係る健康診断については**30年間**）保存しなければならない。

#### (2) がん原性物質※の作業記録の保存

2023(R5).4.1 施行

リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録をし、当該記録を**30年間保存**しなければならない。

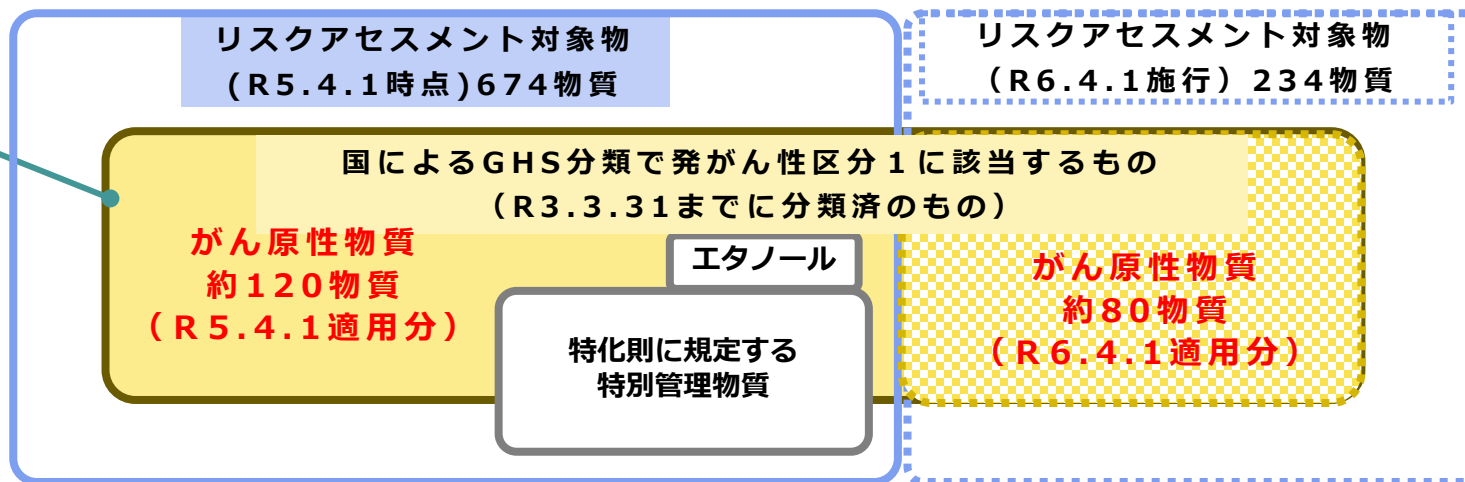
※ がん原性物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性区分1に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。

## ※ がん原性物質の範囲（イメージ図）

### がん原性物質の範囲

（R6.4.1以降は点線部分も含む）

※エタノール、特別管理物質及び事業者ががん原性物質を臨時に取り扱う場合は除く



- ※ エタノールは、国によるGHS分類で発がん性区分1Aとされているが、これはアルコール飲料として経口摂取した場合の健康有害性に基づくものであることを踏まえ、業務として大量のエタノールを経口摂取することは通常想定されないこと、疫学調査の文献からは業務起因性が不明であることから、対象から除外した。
- ※ 特化則に規定する特別管理物質は、特化則において作業記録簿等の記録の30年間保存の義務がすでに規定されており、二重規制を避けるため、対象から除外した。
- ※ 対象物質一覧
  - ・化学物質による労働災害防止のための新たな規制について→対象物質の一覧参照  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)

## 5 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立①

### 5-1 化学物質管理者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

#### (1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する

※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外

※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

#### (2) 選任要件

- ・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習（※）の修了者
- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場  
→ 資格要件無し（通達で定める講習の受講を推奨）

（※）専門的講習のカリキュラムは、以下のとおり  
（厚生労働大臣告示）

#### (3) 職務

1. ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
2. リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
3. 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
4. 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
5. ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
6. リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

※ リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行う（製造・取扱いを行わない）事業場は  
4, 5のみ

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

## 5-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

### (1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

### (2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者

次に掲げる者又は**保護具の管理に関する教育を受講した者**

- ・ 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・ 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験合格者
- ・ 第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・ 化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
- ・ 安全衛生推進者に係る講習の修了者等

### (3) 職務

- ・ 有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他  
保護具の管理に係る業務

保護具の管理に関する教育カリキュラム

学科科目	範囲	時間
保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

## 5 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立②

安衛令

安衛則

### 5-3 雇入れ時等教育の拡充

2024(R6).4.1施行

特定の業種では雇入れ時等教育のうち一部教育項目の省略が認められていたが、当該省略規定を廃止。

※ 製造業、建設業等は従来から省略は認められていないため、変更なし

→ 危険性・有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業場において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければならない。

### 5-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

2023(R5).4.1施行

安衛法第60条に基づく職長教育の対象業種に以下の業種を追加。

- ・食料品製造業      ※ 食料品製造業のうち、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、すでに職長教育の対象。
- ・新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

## 6 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

特化則	有機則
鉛則	粉じん則

2023(R5).4.1施行

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、当該認定に係る特別規則について個別規制の適用を除外し、当該特別規則の適用物質に係る管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができる。

※ 健康診断、保護具、清掃などに関する規定は、認定を受けた場合でも適用除外となりません。

## 7 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

特化則	有機則
鉛則	四アルキル鉛則

2023(R5).4.1施行

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、当該健康診断の実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できる。

## 8 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化

特化則	有機則
鉛則	粉じん則

2024(R6).4.1施行

作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合、

- ① 当該場所の作業環境の改善の可否及び可能な場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家（※）の意見を聴かなければならない。
- ② 当該場所の作業環境の改善が可能な場合、作業環境管理専門家の意見を勘案して必要な改善措置を講じ、当該改善措置の効果を確認するための濃度測定を行い、その結果を評価しなければならない。

※ 改善困難な場合、改善措置を講じても改善できなかった場合は、呼吸用保護具によるばく露防止対策を徹底

# 改正省令で定められた内容に関するスタッフの役割（まとめ）

		事業者	化学物質管理者	その他
化学物質管理体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加	○	○	
	ばく露を最小限度にすること（ばく露を濃度基準値以下にすること）	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	○	○	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（健康障害を起こすおそれのある物質関係）	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者
	衛生委員会付議事項の追加	○		
	化学物質によるがんの把握強化	○	○	産業医等
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	○	○	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示	○	○	化学物質管理専門家（社内又は社外）
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等	○		産業医等
	がん原性物質の作業記録の保存	○	○	
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化	○		
	雇入れ時等教育の拡充	○		
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	○		
情報伝達の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化	○	○	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	○	○	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化	○	○	
	事業場内別容器保管時の措置の強化	○	○	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	○		
管理水準良好事業場の特別規則適用除外	○	○	化学物質管理専門家（社内及び社外）	
特殊健康診断の実施頻度の緩和	○		産業医等	
第三管理区分事業場の措置強化	○	○	作業環境管理専門家（社外）、保護具着用管理責任者、作業主任者	

# 職場における化学物質対策について

- 1 職場の化学物質管理に関する相談窓口
- 2 安衛法の新たな化学物質規制、ラベル・SDS制度に関する情報
- 3 主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

# 1 職場における化学物質管理に関する相談窓口

## 電話、メール等による相談窓口を設置しています

- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法、CREATE-SIMPLE（簡易なリスクアセスメント支援ツール）の使用方法
- ・ 新たな化学物質管理の制度の内容 など

---

相談窓口：**テクノヒル株式会社 化学物質管理部門**

開設期間：令和7年5月19日～令和8年3月18日

TEL: 050-5577-4862

(受付時間 平日10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)) ※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

HP：<https://technohill.co.jp/telsoudan/>

---

## 2 安衛法の新たな化学物質規制、ラベル・SDS制度に関する情報

- **化学物質による労働災害防止のための新たな規制について**  
新たな規制の概要、関係法令、関係通達、対象物質の一覧、参考資料等を掲載  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)
- **ラベル表示・SDS（安全データシート）提供制度パンフレット**  
化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度の概要を掲載  
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html>
- **モデルラベル・モデルSDS情報（職場のあんぜんサイト）**  
[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSDFND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSDFND.aspx)
- **職場の化学物質管理の道しるべ（ケミガイド）**  
<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>
- **NITE化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）** ※（独）製品評価技術基盤機構のサイトにリンク  
[https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)
- **GHS総合情報提供サイト** ※（独）製品評価技術基盤機構のサイトにリンク  
[https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs\\_index.html](https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html)
- **化学物質管理に関する社内安全衛生教育用eラーニング教材（令和3年度作成）**  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_26157.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26157.html)
- **化学物質のリスクアセスメント実施支援** ※詳細は次ページ参照  
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>

### 3 主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

●掲載先／■主体	概要（掲載情報）
<p>●職場のあんぜんサイト  <a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm</a>            ■厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）（簡易なリスクアセスメント支援ツール）</li> <li>✓ 化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・液体等取扱作業（粉じん作業を除く）</li> <li>・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業</li> </ul> </li> <li>✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック</li> <li>✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール</li> <li>✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート</li> </ul>
<p>（職場のあんぜんサイトからリンク）            ● ■独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能（一定の専門知識を要する）。</li> </ul> </li> </ul>
<p>（職場のあんぜんサイトからリンク）            ● ECETOC-TRA サイト            ■ 欧州化学物質生態毒性・毒性センター（ECETOC）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール（ECETOC-TRA）。EXCELファイル（英語版）をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。                （（一社）日本化学工業協会が日本語版を提供（会員又は有料利用））</li> </ul>
<p>（職場のあんぜんサイトからリンク）            ● EMKG Software 2.2            ■ the Federal Institute for Occupational Safety and Health（BAuA）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 独安衛研（BAuA）が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール（英語版）</li> <li>✓ EMKG-EXPO-TOOL（EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出）</li> </ul>

## 令和 7 年通常国会における法改正の概要（安全衛生関係）

法改正事項 1 : SDSの交付等における危険有害性情報関係

法改正事項 2 : SDSの交付等における営業秘密情報関係①

法改正事項 3 : 個人ばく露測定の精度担保関係

（参考）SDS電子化補助金について

# 令和7年通常国会における法改正の概要（安全衛生関係）

## 法改正の概要

### ○労働安全衛生法等の一部を改正する法律

#### 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

#### 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

#### 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による**危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。**
- ② 化学物質の**成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。**  
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、**作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施**の担保を図る。

#### 4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

#### 5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。

### ○労働施策総合推進法等の一部を改正する法律

#### 6. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

- 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

# 法改正事項 1 : SDSの交付等における危険有害性情報関係①

## 背景

- 自律的管理を基軸とする新たな化学物質規制が全面的に施行され、化学物質管理の対象となる物質が増加する中で、化学物質のリスクアセスメント等の的確な実施が重要となっている。
- リスクアセスメントを的確に実施するためには、危険有害性情報を確実に入手することが必要。

## 法改正内容（概要） \* 公布後5年以内に施行

- SDSの交付等による危険性又は有害性等の情報の通知の義務（安衛法第57条の2第1項）に罰則を設けたこと。
- 通知事項に変更を行う必要があるとき、変更後の通知事項を速やかに通知する努力義務規定（安衛法第57条の2第2項）を義務規定としたこと。

## 今後措置する事項（建議の記載事項（法改正事項を除く））

令和7年1月の「今後の労働安全衛生対策について（報告）」（以下「建議」という。）において、**SDSの交付等における必須通知事項として次の項目を追加すべき旨提言**されており、今後、省令改正等で対応する予定。

### 【建議抜粋】

(1) 化学物質の譲渡・提供時における危険性・有害性情報の通知制度の改善等

ア 化学物質の危険性・有害性情報の通知制度の履行確保

(イ) 法令で定める必須通知事項について、よりの確なリスクアセスメントの実施を確保する観点から、

- ・CAS登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号
- ・呼吸用保護具を使用する場合に選択すべき呼吸用保護具の種類（防毒用の場合は、加えて成分に応じて使用すべき吸収缶の種類）
- ・含有される化学物質に応じ、保護手袋として不適当な材料
- ・含有される成分ごとに適用される法令等

を追加することが適当である。

## 法改正事項 1 : SDSの交付等における危険有害性情報関係②

### 今後措置する事項（中間とりまとめの御提言）

「化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ」では、SDSの交付等における必須通知事項ではないが、記載が望ましい事項として次の事項が示されており、通知等で対応する予定。

- 「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」について使用上の制限を重点に記載
  - ・ 物理的危険性を有する物質については、爆発限界や引火点
  - ・ 急性毒性に区分される物質等、急性の健康影響を有する物質については、換気等のばく露低減措置や作業内容に応じた保護具の使用が必要であるという注記
- 「人体に及ぼす作用（危険有害性情報）」について、労働基準法施行規則第35条及び別表1の2で定める業務上の疾病の対象物質はその旨を記載
- 「流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置」について次の事項を記載
  - ・ 救急隊員が到着する前に行うべき応急措置
  - ・ 医師が治療方針を決定する際の問い合わせ先
- 「貯蔵又は取扱い上の注意」における保護手袋について次の事項を記載
  - ・ 最終的に消費される段階の製品については、推奨する保護手袋の材料（ポジティブリスト）
  - ・ 保護手袋の「厚さ」
    - ① 作業内容や作業時間によって必要な耐透過レベルを決定して厚さ（及び材料）を選択することを明示
    - ② 標準的な使用方法に基づいて必要な耐透過性レベルが特定できる場合は、当該耐透過性レベル及び保護手袋の厚さ・材料を明示
- 「貯蔵又は取扱い上の注意」における呼吸用保護具について、ガス・蒸気とミスト状の液体等の粒子状物質が混在する作業が想定される場合は、防じん機能及び防毒機能を有するろ過式呼吸用保護具等を使用する必要があることを記載<sup>42</sup>

## 法改正事項 2 : SDSの交付等における営業秘密情報関係①

### 背景

- 安衛法第57条の2第1項第2号では、SDSに記載する事項として「成分及びその含有量」が規定されており、成分を通知しないことは認められていない。
- 一方、国際連合が策定したGHS改訂9版(2021年)では、企業の営業秘密情報の保護を保証するべきとされ、営業秘密情報の保護に関する原則や考慮事項等が示されており、EU等の諸外国では既に対応が進んでいる。
- 国際的な動向も踏まえ、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合において、リスクアセスメントの実施に支障がない等の範囲で対応することが必要。

### 法改正内容（概要） \* 令和8年4月施行

- 化学物質の譲渡提供者は、化学物質の成分の情報が営業秘密に該当する場合には、営業秘密であることを明示し、代替化学名等を定めて通知することで成分の通知に代えることができることとしたこと。
- 営業秘密は、秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であって公然と知られていないものであるものとし、営業秘密にできる成分は厚生労働省令で定めることとしたこと。
- 営業秘密を設定して代替化学名等の通知を行った者は、当該通知に係る通知対象物の成分、通知した代替化学名等その他の事項を記録し、保存しなければならないこととしたこと。
- 代替化学名等の通知を行った者は、通知対象物による健康障害生ずるおそれがある場合等において、医師による診断、治療その他の行為のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、通知対象物の成分の情報を医師に開示しなければならないこととしたこと。
- 労働安全衛生法第100条の労働基準監督署長への報告義務者に化学物質の譲渡・提供者を加えたこと。
- 厚生労働大臣は、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとし、また、当該指針に従い、通知対象物譲渡者等に対し、必要な指導等を行うことができることとしたこと。

## 法改正事項 2 : SDSの交付等における営業秘密情報関係②

### 今後措置する事項（建議の記載事項（法改正事項を除く））

建議において、代替名等による通知を認める物質、代替名等の通知をした場合の記録の保存、医師等から開示を求められた場合の対応等について次のとおり提言されており、今後、省令改正等に対応する予定。

#### 【建議抜粋】

(1) 化学物質の譲渡・提供時における危険性・有害性情報の通知制度の改善等

イ 化学物質の危険性・有害性情報の通知制度における営業秘密の保持

(ア) (略) リスクアセスメントの実施に支障がない範囲で営業秘密の保持を図る必要がある。具体的には、企業の営業秘密の保持の観点から、(略)

・ 含有量については、代替名等の通知を認める物質についても、現行法令で認められている10%刻みでの通知を認めることが適当である。

その際、リスクアセスメントの実施に支障がないことを担保する観点から、

・ 代替名等による通知を認めるのは、国によるGHS分類の結果により重篤な健康障害を生ずる有害性クラスに該当しない物質、特定の有害性クラスであって最も重い区分1に該当しない物質、混合物の有害性区分に影響を与える濃度（濃度限界）に満たない場合、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）等の特別規則の適用対象物質等になっていない物質に限定すること（略）が適当である。

(イ) 代替名等による通知を行う場合には、(略)

・ 実際の成分名及び通知した代替名等を記録し、通知から5年間保存しなければならないことを譲渡・提供者に義務付けることが適当である。

(略)

(工) 代替名等を通知した場合であっても、

・ 医師が診断及び治療のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合、直ちに開示すること  
・ 産業医が労働者の健康管理のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合、秘密保持を条件に速やかに開示すること

(略)

・ 事業を廃止しようとするときは、所轄労働基準監督署長に営業秘密情報の記録を提出することを譲渡・提供者に義務付けることが適当である。

## 法改正事項 3 : 個人ばく露測定 of 精度担保関係

### 背景

- 個人ばく露測定の結果は、ばく露防止対策のための設備の改善や、作業方法や手順の見直し、有効な呼吸用保護具の選択に活用するものであり、個人ばく露測定 of 精度を担保することが必要。

### 法改正内容（概要） \* 令和 8 年 10 月に施行

- 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士が作業環境測定基準に従って実施することを義務付けたこと。

### 今後措置する事項

- 令和 7 年 1 月の「今後の労働安全衛生対策について（報告）」（以下「建議」という。）において、個人ばく露測定を作業環境測定士が実施するために個人ばく露測定に関する追加講習の修了を要件とすることが適当である旨提言されており、今後、省令等を改正し、当該要件や個人ばく露測定に関する追加講習の内容についての規定を整備する予定。

（参考：建議抜粋）

#### （2）個人ばく露測定 of 精度の担保

ア 個人ばく露測定について、作業環境測定と同様に測定 of 精度を担保するため、法律上 of 位置付けを明確にし、有資格者により実施しなければならないこととすることが適当である。

この有資格者 of 要件は、個人ばく露測定に関する追加講習を修了した作業環境測定士等とすることが適当である。

- 上記 of 他、作業環境測定基準に個人ばく露測定 of 実施方法に関する規定を追加することや、関連する政省令等 of 改正を行う予定。

令和7年度

# SDS電子化 補助金

厚生労働省が公表した標準フォーマット形式による危険性・有害性情報等(SDS)の出入力機能を有するシステムを導入するための経費について、補助金が交付されます!

申請期間：令和7年8月1日～令和7年11月30日

※補助金の執行状況等を踏まえ早期に終了又は延長することがあります。

対象者

中小企業基本法における中小企業者

## 補助対象及び補助額概要

既存のシステムを次の①、②の基準に適合するように改修、買換等に要する経費及び、

### ①、②の基準に適合するシステムの新たな導入に要する経費

①以下のいずれかの読み込み機能を有し、判読可能なSDSとして復元する機能を有すること。

- ・ 電子化されたSDSデータ(SDSデータ交換フォーマット項目定義書(厚生労働省 令和7年3月31日公表)に対応しているものに限る。)を読み込む機能
- ・ 紙又はPDFのSDSを読み込む機能

②SDSデータを電子化(SDSデータ交換フォーマット項目定義書(厚生労働省 令和7年3月31日公表)に対応しているものに限る。)して出力する機能を有すること。(①で読み込んだデータを含む。)

また、出力に際して労働安全衛生法に準拠していない場合に記入を促す機能等を有していること。

※同一申請者当たりの年度内交付上限：補助対象経費の1/2、ただし上限100万円 (千円未満切捨て)

また、リース契約及びライセンス契約、保守契約等の場合の補助対象となる経費は、事業実施期間中に支払われるものとします。  
この場合、複数年分を事業実施期間中に支払った場合には、補助実施年度を含め3年分(36か月分)が補助対象となります。

## お問い合わせ先

中央労働災害防止協会 SDS電子化補助金事務センター  
住所：〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

問い合わせ専用ダイヤル：**03-6809-4774**

[令和7年7月1日～] 平日9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

随時情報を更新していますので、  
詳しくは、中災防のホームページをご覧ください。

<https://www.jisha.or.jp/chusho/sds/>



5

## おまけ

---

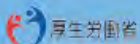
RISK COMMUNICATION!!

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 化学物質の自律的管理を学ぼうセミナー



## 化学物質の自律的管理を学ぼう




自分の職場に「化学物質は関係ない」と思っていないですか？

外食・宿泊業等第三次産業で扱う化学物質を知ろう・学ぼう

労働安全衛生法による新たな化学物質規制では、職場で化学物質を使う場合、業種・事業規模を問わず、自らリスクアセスメント（リスクの程度の評価）を行い、ばく露を最小限とすることが求められています。本イベントでは、特に外食や宿泊業界で用いられる化学物質に焦点を当て、

①どのような点に注意すればよいのか、②具体的なリスクアセスメントやばく露を最小限にするための方法等を取り上げます。ふるってご参加ください。



- 日時** 大阪：令和8年1月29日(木)13:30-17:00  
東京：令和8年2月20日(金)13:30-17:00
- 会場** 大阪：TKPガーデンシティ大阪リバーサイドホテル ホール5B+5C  
東京：TKP高輪ゲートウェイカンファレンスセンター ホール2B
- 定員** 対面70名 / オンライン200名 ※第2部では実際の製品を用いた実務に役立つワークショップを行いますので、ぜひ会場参加をご検討ください。定員人数多数の場合、抽選となります。ご了承ください。
- 対象** 外食業界及び宿泊業界を中心とする第三次産業業種の事業者  
(リスクアセスメントを基本とする化学物質管理に不慣れな方を想定しています。既に化学物質管理に精通されている方向けの内容ではありませんのでご注意ください。)
- プログラム**  
第1部 職場における化学物質管理の理解促進のためのセミナー  
◆ 基調講演：身近な化学物質との上手な付き合い方 ～仕事でケガをしないために～  
講師：(株)労働安全衛生総合研究所 城内 博 先生  
化学物質管理センター  
◆ 事故を防ぐために知っておきたいサービス紹介  
○ リスクアセスメントに役立つ業種別作業別マニュアル  
○ 事業者が使える安全衛生の専門家によるサービス など  
第2部 化学物質管理強調月間イベント～実務に役立つワークショップ～  
業種別的小グループに分かれ、業務で用いられる塩素系洗剤を用いて、使用する際のリスクや具体的なばく露対策方法などについて、厚生労働省で作成しているマニュアルやツールを使いながら考えます
- 申込先** 【大阪会場】 <https://forms.office.com/r/WCvSdfC6bZ> 【大阪会場】  【東京会場】 <https://forms.office.com/r/F7CCnM8DBw> 【東京会場】 
- 問い合わせ先** 化学物質管理強調月間セミナー事務局 (株式会社エム・シー・アンド・ピー) hpjzこちらへ   
メールアドレス：chemicals\_info@mcp.co.jp  
電話番号：03-3261-7322 担当者：大久保・天野 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_67614.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67614.html)

場所

東京

日時

令和8年2月20日(金)  
13:30 - 17:00

定員

対面：70名  
オンライン：200名

対象

外食産業及び宿泊業界を中心とする  
第三次産業業種の事業者

リンク

[令和7年度リスクコミュニケーション「化学物質の自律的管理を学ぼうセミナー～外食・宿泊業等第三次産業で扱う化学物質及び事故防止を考える～」](#) (セミナー・ワークショップ) の開催について | 厚生労働省



To be  
continued...<sup>51</sup>